

大内青巒関峰玄光著

道元禪師傳

東京 文明堂藏版

明治

27 11 22

内交

教界偉人叢書發刊に就て

從來教界に於ける偉人の傳記少なきにあらざるも、其の多くは荒唐神怪に亘り、且つ組織秩序なく、叙事の繁簡其の當を得ず、偉人の眞面目果して何の邊に在るかを知るに苦み、二十世紀の今日に於て、敢て人心に感化を興ゆるに足らざるのみならず、却つて厭棄の念を起さしむるものなきにあらざる。是れ實に教界の一大欠點と謂はざるを得ず、抑も精神上の修養に心ある者は、偉人の眞面目を把柱して其感化に接するを以て捷徑と爲すは、古今の通則なれば、吾人敢て其力を圖らず、茲に宗教研究會と文明堂書肆との共同事業として、教界偉人叢書の發刊を企て、現代の諸大家に乞ふて確實なる傳記を編述し、大に偉人の眞面目を發揮して以て、教界の不備を補ふと同時に、又修養感化の資料に供せんことを期す。

本叢書は約二十五篇を以て完結し、毎月平均一篇宛を發行する豫定にて、其中既に確定せる分、左の如し

弘法大師傳……………小野藤太氏著……………既成

聖德太子傳……………黃 洋 境 野 哲 氏 著……………既成

道元禪師傳	大内青精氏著	既成
一休和尚傳	米 峰 高島圓氏著	既成
白隱禪師傳	釋宗演氏著	既成
菩提達磨傳	文學博士 井上哲次郎氏著	
親鸞聖人傳	文學博士 村上專精氏著	
蓮如上人傳	佐々木月樵氏著	
釋迦牟尼傳	文學博士 松本文三郎氏著	
馬鳴龍樹傳	文學士 常盤大定氏著	
曇鸞大師傳	翠 村 濱口惠璋氏著	
天台大師傳	文學士 村上龍英氏著	
法然上人傳	望月信享氏著	

此他南條博士、前田博士、高楠博士、姊崎博士、近角學士、富田、小林等の諸大家も大に本學を賛せられ、追て執筆若くは校訂せらるべき筈にて、そは次篇に豫告す。

● 篇次は原稿の出来順に依る ● 紙數二百頁以上 三百頁
 ● 定價各 上製金六十錢 並製金四十五錢 紙質精撰 印刷鮮明

例 言

- 一、本書は禪師一代の事業とその性格及び教義を簡明に叙述し可成世人に
 了解し易すからしめんことを以て目的とせり
- 一、かゝる目的の下に叙述したるものなるも教義に至りては禪師の眞意を
 述ぶるは頗る困難にして往々讀者の誤解を招き易きを以て中には讀者
 に了解し難き恐なきにあらざるも法語垂示の重なるものを擧げて之を
 示せり
- 一、従來の史傳の異説並に讀者の参考になるべき事項は*印を附して之を
 章末に録し讀者の参考に供せり
- 一、禪師の禪は遂に曹洞宗なるものを形造るに至れり而して此に就て最も
 與つて力あるものは四世の孫瑩山禪師なり依て今は附録としてその略
 傳を掲げたり
- 一、本書脱就りて之を考ふるに猶ほ二三の遺漏なきにあらざるもこは他日

機を得て増補せんことを期す

明治三十七年七月十五日

著者識

道元禪師傳

目次

第一章	鎌倉時代の佛教界……………	一
第二章	禪師以前の禪……………	五
第三章	禪師の俗系及び家庭……………	一六
第四章	禪師の出家……………	二八
第五章	内地修學時代……………	三二
第一節	叡山に於ける修學……………	三二
第二節	建仁寺に於ける修學……………	三三
第六章	在宋修學時代……………	三七
第一節	船中の好學……………	三七
第二節	諸山の修學 附當時支那の禪宗……………	四〇

第三節 如淨會下に於ける得道及び教化……………四五

第四節 禪師の法系……………五七

第七章 禪師の歸朝……………五八

第八章 開教化導時代……………六二

第一節 當時の教界及び禪師の開教……………六二

第二節 深草及び興聖寺時代……………九四

第三節 永平寺の建立及び化導……………一〇七

第四節 鎌倉に於ける教化及び名藍豐祿の拒絶……………一九

第五節 永平寺の山規……………二五

第六節 禪師紫衣を辭す……………二九

第七節 最終の教化及び退院……………三三

第九章 禪師の入滅……………三六

第十章 禪師の著述その文藻……………三九

第十一章 禪師の性格……………四九

第十二章 滅後の光榮……………六一

第十三章 禪師の年譜……………六三

第十四章 禪師の門下及び教勢……………六八

附 録

瑩山禪師傳

一 緒 言……………八五

二 禪師の家庭及び出家……………八五

三 禪師の修學……………八八

四 禪師の教化……………一九

五 禪師の入滅……………二〇五

六 禪師の著述……………二〇六

七 滅後の光榮及び門下……………二〇七

八 禪師と道元禪師……………二〇八

道元禪師傳 目次終

道元禪師傳

大内青巒校閱
峰玄光著

第一章 鎌倉時代の佛教界

本安朝の末路に於ける佛教界は、落葉扇を叩いて靈覺を呼び起す深山幽谷の邊、一二の高僧碩徳なきにあらざりしも、その大勢は、濁流滔々として漲り、南都の六宗は云はずもがな、佛教大師が、悠々たる三界、純ら苦にして安きことなく、擾々たる四生、唯患ひて樂まざるなり、牟尼の日久しく隠れて、慈母の月未だ照さず、三災の危きに近づき、五濁の深きに沈む、しかのみならず、風命保ちがたく、露體消えやすし、草堂樂みなしと雖も、然も老少白骨を散らす、土室闢く迢なりと雖も、しかも貴賤魂魄を争ひ宿す、彼を見て己れを省みるに、此理必定せり、仙丸未だ服せず、遊魄留めがたし、命運未だ得ず、死辰何か定

めん生ける時善をなさずんば死せる日獄の薪とならん得がたくして移り易きはそれ人身なり發しがたくして忘れ易きは善心なりと眞摯なる煩悶の中より現はれたる三觀十乘の月も比叡の雲に覆はれ斯法や則ち佛法の肝心成佛の徑路なり國に於ては城郭人に於ては膏腹是故に薄命は名をも聞かず重垢は入ること能はず……一人三公武を接して耽耽し四衆萬民稽首して筮を鼓す密藏の宗茲より帝と稱せられ半珠の顯教旗を靡かして面縛すと誇りたる六大四曼加持灌頂の流れも空しく迷信の總府となりたり或るものは豪酒暴姪に秋の夜の短きを啣ち或るものは現世祈禱に春日の長きを忘れ比較的高僧碩學と呼はるゝものも煩瑣なる末疏の取捨に苦しみ乾燥なる法義の討論以外には國民の指導者となり血液となりて宗教家の面目を發揮するものなく殊に甚だしきは身に甲冑を纏ひ手に刀劍を提げ口に山科道理サンカダリを振り舞はすの悪入道は到る處に駭屣跳梁し滿朝の大宮人が花に戯れ月に啣つ間にますくその勢力を増長し強請し恫喝し所有暴威を振ひ山城賀茂の邑人を憎み之を燒打にして二百餘戸を亡ぼし

たる興福寺の山徒あり數千群をなして座主を追ひ坂下の民家八十を燒ける延暦寺の僧徒あり春日の神木を奉じて京に入り近江守高階爲家が神奴を掠めたるを劾奏して遂に爲家を流罪せしめたる興福寺の衆徒あり興福寺と難を構へて數ば兵を動かしたる金峰山の僧侶あり日吉の神輿を奉じて關に至り源義綱がその徒を殺したるを嗽訴し遂に關白師通をして鳳關の前に拒きて戦を開くの已むを得ざらしめたる延暦寺の山僧あり聖武天皇以來皇室の護身符貴族の擁護者として久しく温室の中に馴致せられたる佛教徒は今や干戈を取つて藤原氏を惱ます一敵國とはなりぬかくて藤原氏の無氣力と宗教界の墮落は互に因となり果となり愈墮落しますく洶亂し一大革新を要すべきの時に逼り茲に鎌倉時代の初幕は開かれぬ鎌倉時代は革新の時代自覺の時代なり此の自覺革新の新潮流の進む所政治界に於ては藤原氏の衰頹となり平氏の滅亡となり遂に鎌倉幕府の創立を見るに至る勤王家の巨擘たる北畠親房曾て記して曰く白河鳥羽の御代の頃より政道の古き姿やうく衰へ後白河の御時兵革をこりて森臣世

を亂り天下の民ほとく塗炭に落ちにき頼朝一臂を振ひてその亂を平けたり王室は古きに復るまではなかりしかど九重の塵もおさまり萬民の肩も安まりぬと此の萬民の肩の安まりたる恩徳は政治的方面に於ける自覺革新の結果なりと云はざるべからず而して宗教界に於ても此と匹敵すべき新生面を開き法然親鸞榮西道元等の眞摯なる傳道者踵を接して起り久しく精神界の光明を失ひたる日本國民はこゝに清新なる血液を供給せらるゝに至りぬ蓋し政界と宗教界とは固よりその形式目的を異にするもその變遷の傾向に於いては殆んど相類似す鎌倉幕府の創立が貴族政治門閥政治の没落を意味したるが如く親鸞道元等の崛起は南部北嶺の貴族的佛敎門閥的佛敎の衰頹を意味しその反面にありては彼にあつては平民的權力の發展を證し此にあつては平民的宗教の活動を現はす此の興味ある時代にありて最も新たなる最も眞摯なる指導を精神界に與へ長に鎌倉佛敎史上に異彩を放てるは禪の宣傳者たる道元禪師是れなり。

第二章 禪師以前の禪

禪の宣傳者として道元禪師を記するに先ち禪師以前の禪に就て一瞥を與へざるべからず蓋し古來の佛敎史家は推古天皇の時代に於て既に達磨によりて傳へられたるものゝ如く記せり『元亨釋書』に達磨を記して曰く吾推古二十有一歳癸酉此方に遊ぶ(此方とは我國を云ふ)推古は女主なり政を太子豐聰に委ぬ十有二月朔太子和の片崗を過ぐ時に達磨飢人の貌を作し弊服襤褸にして路傍に臥す眼に異光あり其の體甚だ香し太子之を見て姓名を問はしむ磨對へず太子和歌を作りて之を問ふ磨便ち和歌を以て之に酬ふ其歌詞共に國史の推古紀にあり太子飲食を與へ亦た衣を脱して付して曰く乞ふ快く安寝せよと言ひ已て宮に歸り人を遣はして之を看せしむ使者復て言く飢人既に歿ぬと太子悲慟し怨を命じて馳せて死所に赴き親ら臣僚を率ゐて封樹し居ること數日太子侍臣に語けて曰く郷に葬る餓者は凡にあらず必ず真人ならんと使を使はして城を開かし

むれば、賜ふ所の衣は棺上にあり餘は有る所なし、太子便ち其の衣を取つて且つ自ら之を服したまふ……其の太子の築く所の墓、今尙ほ在り、俗に其地を呼んで達磨墳と云ふ(原漢文)

と所謂その和歌は

斯那提流野箇多鳥箇夜摩迺伊比爾宇惠氏布勢留多比比等阿波禮於夜那斯

(聖德太子)

伊伽婁箇野等美能於可和迺迺惠波古曾和我乎保伎彌能弭奈波倭須辰畔

(飢人)

而して、此の達磨渡來説は、別當大師光定の一心戒文藤俊生の奉賀村上天皇四十御算和歌序等に現はれたるものにして、後に至りては、達磨寺の建立となり、頗る信憑せられ、かくて『元亨釋書』の著者師練は、舊來の説を繼承せるものゝ如し、されど翻つて達磨の支那に渡來したる年代と、聖德太子の年代とを對照するに、達磨は梁武帝の普通元年(日本紀元一千一百九十一年)に支那に來り、大通二年(日本紀元一千百九十九年)を以て逝く、是れ我國の繼體天皇

の時代にして、聖德太子の誕生せる敏達天皇の即位三年と相距ること四十餘年、推古天皇の廿一年とは八十餘年の懸隔あり、斯の如く推究し來れば、達磨渡來説は何等の根據なき幻想にして、史上の事實としては何等の價値なき者と云はざるべからず、茲に於て吾人の禪の宣傳者として第一に傳ふべきは、道昭是れなり。

道昭師は白雉四年入唐し、玄奘に就て法相の教を學びたるも、後玄奘の勸めに依り、隆化寺の慧滿禪師に就て禪を學び、歸朝の後、元興寺の東南隅に禪院を建立して禪を修したりと云ふも、その傳は傳はらず、蓋し當時の時代精神の幼稚なる、道昭の禪は失敗に了りしならん、吾人は唯千二百年前に於て、五祖以前の禪即ち南北相分れざる以前の禪(道昭の師慧滿は慧可に嗣き、慧可は達磨に嗣ぐ)が、斯人に依りて傳來し、禪院なるもの、建立せられるたことを記憶に存すれば、以て足れりとなすべし。

次に道瑠律師は、道昭遷化後三十五年即ち天平八年に來朝したる戒律宗の高僧なるも、老後は専ら禪を修し、之を行表に傳へ、行表は最澄に傳ふ、吾人が

師に就て記憶すべきは同じく禪と云ふも道昭法師の傳來したる六祖以前の禪と多少その發達の程度を異にする五祖以後の北宗禪を傳へ遂に最澄に傳へその生命を永うしたること、是れなり。

第三傳として記すべきは、最澄なり、最澄は初め道璿の法を嗣げる行表に依りて北宗禪を學び更に脩然に隨て南宗禪を傳ふ脩然は百丈の法を受けたるもの、茲に於て最澄は南北禪を統合したるものと云ふべし、最澄滅後圓仁入唐居士蕭慶に隨つて禪を傳へられる、是れ第四傳として記すべきものなり。

第五に記すべきは、義空なり、義空は百丈懷海の法嗣なる鹽官齊安チアノに就て法を受けたるもの、偶檀林皇后崇佛の念篤く、慧エ勢カを唐に遣はして高僧を請す、慧勢鹽官禪師に謁してその意を通す、茲に於て鹽官は高弟義空をして法弟道昉を伴うて禪を我國に傳へしむ檀林皇后厚く之を遇し、檀林寺を建立し法を説かしめたるも、禪の眞味は當時の人に解せられずして、義空は空しく檀林寺開山の名を留めて支那に歸るの已むなきに至る。

禪の宣傳者たる道昭義空は共に失敗に歸し、僅に道璿最澄等に依りて傳へられたるもの、み天台宗の教義に難糅せられて、その命脈を保ち、世は依然として事相佛教益隆盛を極むるの状態なりしが、承安の頃に至り、比叡山の學僧覺阿支那に航し、靈隱寺の慧遠に就て禪を學び、歸りて庵室を比叡山に結びて禪を修し、宮中に召されて之を説くべきを命せらる、覺阿性行飄逸にして俗に媚びず、袖中より笛を取て一曲を奏す、然れども暗愚なる公卿如何そその眞意を知らんや、茲に於て覺阿は飄然として庵室に歸り、自らその身を潔うして終りたりと云ふ、是れその六傳なり、覺阿の後、第七傳としては、大日能忍あり、初め顯密の教を究め、後意を禪に傾け、大に自得する所ありたるも、時の人相承を重んずるの結果、能忍を誹譏するものあるを以て、文治五年、その徒勝辨を宋に遣はし、拙庵禪師に所解を呈し、その證明及び法衣等の贈附を得、攝津三寶寺に住して、日本達磨宗の旗幟を擧げて、大に禪を鼓吹し、門下頗る盛んなりしも、不意の災禍に遭ひ、事業半にして世を去り、その徒覺安その志を繼ぎ、門下また隆盛なりしも、興福寺の僧徒に妨げられて、その成効

を見るに至らざりしは、吾人の大に遺憾とする所なり。

第八傳として記すべきは、吾人の最も注目すべき、榮西禪師なり。榮西明庵と號し、備中の産、その先は賀陽氏、薩州國司貞政の曾孫なり。崇徳帝の永治元年四月二十日を以て生る。八歳にして俱舍婆娑の二論を讀み、十四歳にして祝髮して叡山に登り、爾後、當時の高僧碩學を訪うて顯密の學を苦修練行し、更に庵を結んで大藏を閲すること八年、偶々感奮する所あり、六條帝に仁安三年、入宋して諸山の知識を參問して歸朝す。しかれども禪に就ては未だ得る所あらず、天台の新章疏を脩らしたるに過ぎず。茲に於て、後鳥羽帝の文治三年、再び入宋す。一度且つ印度に行き釋迦の八塔を禮せんと、志に由るしかも、印度行はその目的を達せず、虛庵懷敏禪師に謁して法を得、建久二年歸朝す。かくて榮西は肥前平戸に於て禪を談じ、次で京に入り、除に一宗開立の經營に努めたりしが、叡山の僧徒早くも之を耳にし、特に筑前宮崎みやまの良辯、榮西を斥けんと欲し、台徒と共に之を朝廷に訴へ、刑に處せんとす。仍て天皇相國兼實に勅して徵問せしむ。榮西泰然として答へて曰く、

昔し傳教大師嘗て内證佛法相承血脈一卷を製し、其初條に載せたるは、即ち我達磨直指の禪法なり。今夫れ良辯昏愚無智にして、黨を率ゐて朝に訴ふ。禪宗若し非ならば傳教亦非に、傳教若し非ならば台教立たざらん。台教若し立たずんば則ち台徒豈に我を拒まんや。甚だしい哉、法裔の祖意に開きことを

と、此の巧妙なる答辯は、天台の識者之を是とし、良辯亦その非を悔ひたるも、山徒尙ほ囂々として止まざりしかば、出家大綱を著はして、出家の本領を發揮して、暗に山徒の反省を促し、且つ「日本佛教中興願文」を草して、自己の立脚地を明にせり。その願文に曰く、

我國繼ひ法藏に富むも何ぞ復た一句の墜つるを悲まざらんや。況んや深法時を遂うて漸く淺近と爲り、廣學人に隨うて稍々薄解と爲る。設ひ分に隨つて解するもの有るも皆名利に隨ひ、永く大事因縁を求めず。或は自ら智人と稱するも、而も道心に於ては有ることなきが如し。就中、律藏澆漓の世、梵行の比丘跡を削り、福田衰弊の時、人天依怙全く少く、之を謂はんと欲

すれは則ち害せらるべく、將に謂はざらんとすれば亦知を欲すと爲す、之を爲す如何、説默共に煩らはしく進退維れ谷る、但だ一身の凌辱を忘れて三寶の恩徳に報ひ佛法者の根源を見る抑々又如來の本意にあらすや、我土衆生皆夫れ善知識何ぞ贊助せざらんや、庶幾くは輔相知臣心を此願文に留め、今奏聞を經、中興の叙慮を廻らし、佛法王法を修復せんは最も望む所なり、小比丘の大願只中興の情なり、誰か復た思議せざらんや云々(原漢文)

と、榮西の志は實に此の中興の二字にあり、然れども、吾人はその所謂中興とは如何の意味のものなりしかを知らざるべからず、榮西又曰く、

其れ佛法なる者は是れ先佛後佛の行儀なり、王法なる者は先帝後帝の律令なり、謂ふに王法なる者は佛法の主なり、佛法なる者は王法の實なり、是故に懲勸に是知檢察せらるべし云々(原漢文)

と、此に依るに、榮西が政教相資の實を挙げ、以て皇室の尊嚴と佛法の隆盛とを企圖せんとするにありたるは明かなり、而してその所謂佛法とは禪宗に

外ならず、その著『興禪護國論』を繕くに、その序に於て曰く、
大いなる哉心や、天の高きや極むべからず、而も心は天の上に出づ、地の厚きや測るべからざる也、而も心は地の下に出づ、日月の光や踰ゆべからざる也、而も心は日月光明の外に出づ、大千沙界窮むべからざる也、而も心は大千沙界の外に出づ、それ太虚か、其れ元氣か、心は則ち太虚を包みて元氣を孕むもの也、天地我を待て覆載し、日月我を待て運行し、四時我を待て變化し、萬物我を待て發生す、大なるかな心や、吾已むを得ず、強て之を名くる也、是を最上乘と名け、亦無上菩提と名け、亦楞嚴三昧と名け、亦正法眼藏と名け、亦涅槃妙心と名く……爰に西來の大師、棹を南海に鼓し、錫を東川に杖きて以降、法眼高麗に逮び、牛頭日域に迄る、之を學べば諸乘に通達し、之を修すれば一生に發明す、外涅槃扶律を打し、内般若智慧を併するは蓋し、是れ禪宗也云々(原漢文)

と且つ門を立つること十、曰く、合法久住、鎮護國家、世人決疑、古德誠證、宗派血脈、典據增信、大綱勸參、建立支目、大國說話、回向發願、禪宗に對する諸種の批

難に答ふるといふに、佛教の真意畢竟禪にあるを論ず、また努めたりと謂つべし。

然れども、榮西の希望は容易に達せられず、比叡山徒の妨害日に甚だしきを以て、遂に京都を去りて鎌倉に下り、將軍頼家に謁し、政子の歸崇を受け、正治元年九月には不動尊供養の導師を務め、翌二年には政子の本願に依りて壽福寺を創し、建仁二年には京都五條に建仁寺を創立するに至り、建永元年には東大寺幹事を主り、承元三年には法勝寺九層塔建立の事を監じて紫衣を賜はり、建保元年には權僧正に任せられ、同三年六月五日壽福寺に於て滅を示す、時に道元禪師十六歳の時なりき。

惟ふに、榮西の生涯は、壽福寺を創し、建仁寺を開き、紫衣を賜はり、權僧正に任せられ、頗る成効せるが如し、然れども、それは畢竟外面的に過ぎず、何となれば、大師號の宣下を請ひ、而して權僧正に任せられたるが如き固より榮西の真意にあらざるべく、當時の舊佛教徒に對する一種の策略に外ならず、鎌倉幕府の歸崇と云ふも、禪そのものに歸したるにはあらで、祈禱者としての榮西

に歸したるのみ、建仁寺の創立と云ふも、單に禪宗宣傳の道場にあらず、台密禪の兼修道場たるに止り、後世より、

中比建仁寺の本願(榮西を云ふ)入唐して、禪門戒律の儀傳へられしも、只狹牀にて事々しき坐禪の儀はなかりけり、國の風儀にまかせて、天台眞言などあひならべり、一向の禪院の儀式は、時至りて佛法房の上人(道元を云ふ)深草にて大唐の如く、廣牀の坐禪始めて行す、其の時は坐禪めづらしきことにて信ある俗等、拜し貴ふどかりけりと、其の時の僧かたり侍へり、云々との評を受け、一面には祈禱者として、鎌倉幕府の歸崇を維持し、僅にその一面に禪の宣傳するの苦境に陥り、禪宗宣傳の成効者としては、席を道元禪師に譲らざるを得ざるに至りしは、一は時運の然らしむる所とは、云へ、また榮西が政教相資の實を挙げ、政權に依りてその目的を達せんとし、餘りにその功を收むるに急なりし結果たらずんば、あらず。

第三章 禪師の家系及び家庭

禪師の家系に就ては禪師を以て通具の子とする説あるも、最も信憑すべ
き史料に依れば、父は内大臣右近衛大將東宮大傅贈從一位久我通親、母は攝
政太政大臣從一位藤原基房の女なり、今左に系譜を記せんに、
父方の系譜

一、具平親王

村上帝の皇子にして、二品中務卿となりて千種殿と號し、後中書王と
稱す、才藝人に絶し、最も詩歌に巧に、また書に妙なり。

二、師房

才識博洽、善く文を屬し、兼ねて和歌に巧みなり、寛仁四年源朝臣と賜
ひ、侍從右近衛中將、右近衛大將、左近衛大將、皇太子傅等に累進し、遂に
太政大臣に拜せらる。

三、顯房

和歌に巧みして、また頗る時望を負ふ、侍從右近衛少將、同中將を経て
右近衛大將、右大臣に進み、遂に從一位に叙せらる。

四、雅實

參議、左近衛大將、皇太子傅、内大臣等を経て、太政大臣に陞り、遂に、薙髮
して、蓮覺と號す、性質實、而も樂舞に妙なり、その目錄に「久我相國記」あ
り、久我と稱する此人より始る。

五、雅定

侍從右近衛權中將、左近衛大將等を経て、右大臣に至り、遂に、薙髮して
蓮如と號す、性戲謔を好み、樂舞に妙にして、容姿閑雅、朝典に暗んじ、能
く家説を傳ふ。

六、雅通

右大將、右大臣等に任せらる。

七、通親

後白河帝より土御門帝に至る七朝に、歷仕し、藏人頭、後院別當、右近衛

大將等を経て内大臣に進む性豪邁にして平清盛源頼朝等と相善か
らす常に和歌を好み家を土御門と號す即ち道元禪師の父なり。

母方の系譜

一、藤原不比等

大織冠鎌足の子にして内大臣となり太政大臣を贈らる。

二、房前

中務卿民部卿中衛大將に歴任し薨去して後正一位左大臣を贈られ
更にまた太政大臣を贈らる。

三、眞楯

右衛門督民部卿太宰師刑部卿に歴任し正三位に進み遂に大納言兼
式部卿に任せらる度量寛弘にして而も公廉當時公輔の適材として
稱せらる。

四、内磨

大納言兼近衛大將に拜せられ進みて右大臣從二位に至る徳量温雅

三朝に歴任して皆親重せらるまた崇佛の念厚く書を能くするを以
て嘗て不空罽索の不動尊并に四天王の圖を畫いて諸寺に納む。

五、冬嗣

器局温裕識量弘雅才文武を兼ね中務大輔春宮大夫左近衛大將等を
歴て左大臣に進み正一位を贈られ更に太政大臣を贈らるまた力を
慈善興學に盡し施薬院を置きて親族貧乏の者を收養し勸學院を設
けて子弟に教授し勅を奉じて「弘仁格」及び「内裏式」を撰す。

六、良房

左近衛中將右近衛大將民部卿左近衛大將等を経て太政大臣に拜せ
られ攝政に至り遂に三宮に准せらる時の帝をして稔穡の艱難を知
らしめんと欲して耕田の禮を行はしむまた「續日本後記」を上る。

七、基經

太政大臣攝政に任せられ權威一世を歴す

八、忠平

太政大臣攝政に任せられ、時平仲平と並ひて顯職に陞り、一門煊赫し、時人三平と稱す。

九、師輔

右大臣、右大將に任せられ、朝廷の殊遇を蒙る。新撰年中行事「除目鈔」の著あり、著するに臨み、遺誠一篇を作りて、子孫に教ゆ。

十、兼家

太政大臣關白に任せられ、後、薙髮して如實と號す。

十一、道長

性豪爽、太政大臣關白に至り、專横を極む。

十二、頼通

太政大臣關白に至り、後、薙髮して蓮花覺と號し、更に寂覺と改む。

十三、師實

太政大臣關白に任せられ、後、薙髮して法覺と號し、世に後字治入道と稱せらる。

十四、師通

左近衛大將、内大臣等に任せらる。性豁達にして學を好み、また篆隸、竹に巧みなり。

十五、忠實

太政大臣關白に進み、後、薙髮して圓理と號す、その著に「乾鈔」十卷あり。

十六、忠通

關白を以て四朝に歴任し、朝廷の故典に精通す、また和歌筆蹟に巧み、いして共に一家をなすに足る。

十七、基房

太政大臣攝政關白に任せらる。平清盛と相善からず、太宰權帥に左遷せられ、祝髮して善觀と號す、その僧となるの故を以て清盛改めて之を備前の湯迫に流す、また源義仲の暴惡にして皇室を輕んずるを惡み、大に論す所あり、その女は道元禪師の母なり。

禪師の兄弟としては、通宗、通具、通光、定通、通方、通行、親縁、證空、雲快、定親等あり。

中に於て、仲兄通具は、建仁元年嚴父通親の薨せられたる後は、禪師育養の任に當り、親縁は南都興福寺の別當と爲り、大僧正に補せられ、雲快は中山僧正と號し、定親は東寺の長者となり、大僧正に補せられ、證空は淨土宗西山派の派祖として、白木念佛を以て有名なる高僧なり、今左にその系譜を圖記せん。

父方の系譜

村上天皇具平師房顯房雅實雅定雅通通親

通宗
通具
通光
在子
定通
通方
通行
親縁
證空
雲快

(皆實子と云ふにあらず)

母方の系譜

大織冠鎌足不比等房前真栴内膳冬嗣良房
基經忠平師輔兼家道長頼通師實師通忠實



定親
道元
親子
女子

禪師は久我通親を父とし、基房の女藤原氏を母として、土御門天皇正治二年庚申正月二日を以て、瓜々の聲を擧ぐ、正に是れ紀元千八百六十年、宗教界の狀態は舊佛教徒の墮落は既にその絶頂に達するも、數百年來養成し來りたる精力は宗教革新の聲を葬り、意氣天を衝くの慨ありし、榮西も、比叡山徒の

歴迫に堪えずしてその録を鎌倉に避け、幸に源氏の歸崇を得て、壽福寺の創立を見るに至り、纔にその志を伸さんとし、政界の風雲は、一たひ平氏によりて摧かれ、更に源氏によりて、その權力を奪はれたる公卿は、徒に虚位空名を擁するに過ぎず、或は世を遁れて比叡高野の峰に分け上り、或は鎌倉幕府の歡心を求むるに努むるのみ、されば、當時の名門華胄は、決して富裕平穩なるものにあらず、殊に禪師の父通親は、豪邁の資、鎌倉幕府と相善からず、權力の衝突あり、經濟上の不如意あり、加ふるに纔に三歳にして父を喪ひ、八歳にして母を喪ふ、禪師幼時の運命頗る悲酸なりと云ふべし。

かゝる境遇に於て唯禪師の幸福とすべきは、その修學の便ありしことなり、傳へ云ふ、禪師四歳、祖母の膝上にありて、李巨山の詩集なる李爾雜詠を讀み、七歳にして周詩一篇を賦して、通具公を驚かし、又、毛詩春秋左傳等に通ず、是れ禪師自ら、我本幼少の時より、好みて學せしことなれば……とのまひし如く、好學の姿ありしに由るとは云へ、その家系が代々文學に關涉する所、また看過すべからざることならずんばあらず。

禪師の家系を按ずるに、九世の祖たる村上天皇は、露凝緩語圓花底、月落高歌御柳陰を以て、當時を驚かし、具平親王は博識を以て稱せられ、師房顯房は俱に篤學を以て目せられ、雅實は、かほる香の絶えせぬ春は梅の花ふさくる風やのどけかるらむと、『千載集』に風雅の面影を留め、また、その日乗たる「久我相國記」世の珍重とする所となる、雅定、雅通俱に博識、父子相繼いて、淳和、奘學兩院の別當に兼補せられて、育英に努め、父通親また才學あり、高倉院嚴島行幸記、『高倉院昇遐記』の如き、以てその一斑を知るべし、之を母方に見んか、冬國は、弘仁格『内裏式』を撰し、良房は、續日本後記』を上り、師輔は、『新撰年中行事』『除目鈔』を著はし、忠實は、『乾鈔』を撰し、師通、忠通學を好み、和歌に巧みなり、以てその一斑を知るべし。

次に吾人の看過すべからざるは、その血統に於て、宗教家若しくは、宗教的事業に、因縁を有するの點なり、茲にその一斑を擧げんに、

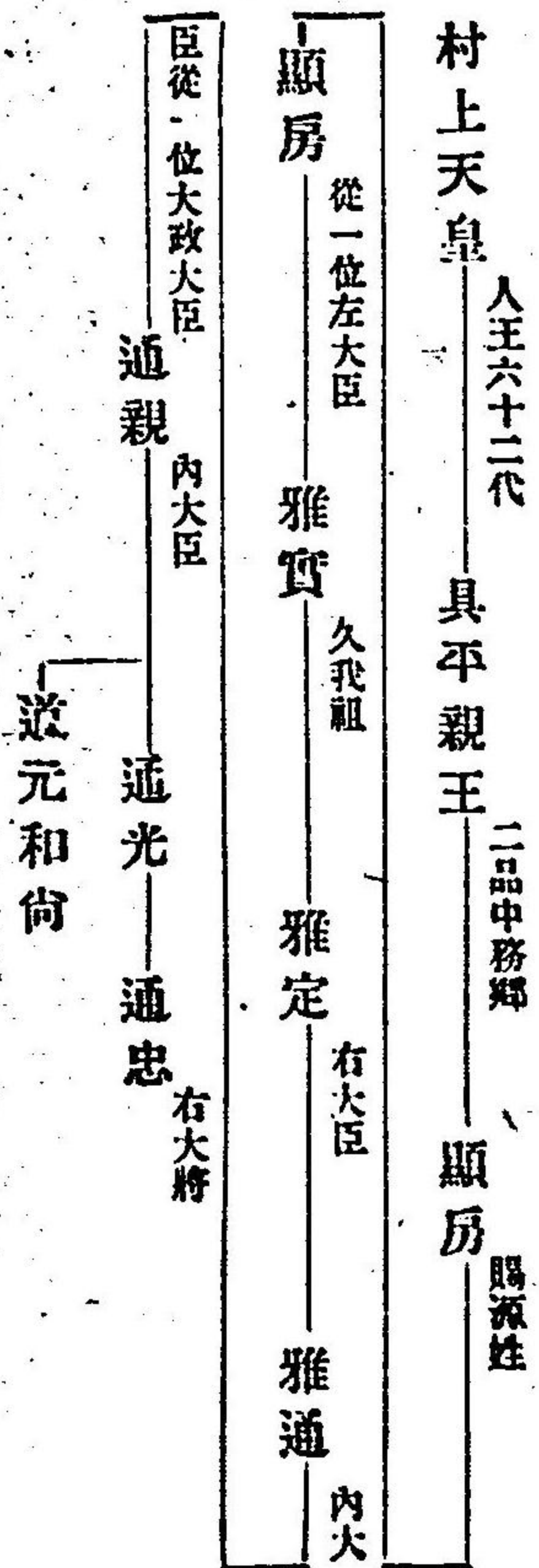
父方に於ては、雅實は、薙髮して、逆覺と號し、雅定亦佛門に歸して、逆如と稱す、母方に於ては、内麿最も崇佛の念篤く、不空、絹索の不動尊并に四天王の圖を

書いて諸刹に納め、冬嗣は力を慈善事業に盡し、施薬院を設けて、親族窮乏のものを收養し、兼家は薙髮して如實と稱し、頼通亦髮を剃りて寂覺と號し、師實亦後に後宇治入道と稱せらる、また外叔には良觀法眼あり、兄弟には前に述べたる如く、親縁雲快、定親、證空あり、以てその如何に佛教に因縁を有するかを知るべし。

要するに、久我の一家は、鎌倉幕府の強力なる壓迫を受け、萬事意の如くならず、且つ、禪師は幼にして父母を喪ひたるを以て、餘りに幸福なる家庭にあらざりしも、世々文學と關係ありしを以て、修學の便に於ては、殆んど遺憾なく加ふるに、累代繼續し來れる佛教的感化は、禪師の出家求道に、尠からぬ影響を及ぼしたり。

* 禪師の父に就ては、從來の史傳區々なり、第一には、『延寶傳燈錄』、『扶桑傳實傳』は、源亞相通忠の子とす、然るに、『公卿補任』に依れば、通忠の卒せしは、建長二年十二月廿四日にして、壽三十五とあれば、その誕生は、建保四年にして、禪師の誕生に後ること十六年なりと云はざるべからず、その誤謬なること、

ることは、多言を待たずして明かなり、第二には、通具の子とするものあり、『名家譜』に曰く、道元和尚村上天皇第六王子具平親王十代之胤裔而内大臣通親之孫堀川源大納言通具之三男、母法性寺執行能圓之女、八條二位之女姪也とあるに依れるものか、第三は、具房の子とするものあり、しかも是れ亦た誤謬なることは辨を待たず、第四に通親の子とするものなり、是れ木下道正庵の請に應じて、久我通名の書して與へられたる系譜に依れるものにして、最も信憑するに足るを以て、余は此の説を取つて、禪師の俗系を斷定せり、所謂その系譜は左の如し。



越前州吉祥山永平寺初祖道元禪師者、村上皇別而我先内相府源通親公之支子、相國通光公之令弟也。世稱俗譜者以爲右幕府通忠通光公之謂之息、或爲謂亞相具房卿通忠二男之子也。雖不可強辨、然移於浮辭者已尙矣。於是姑舉歷代取具本根、師以土御門御宇。正治二年庚申、産於城陽。登時父公年五十有四、兄通光十有四也。通忠未生、豈論具房乎。其如行實、竹帛之所垂昭昭矣。今說此出自者、依道正庵卜順之求、書以應、是云。

權中納言源通名

第四章 禪師の出家

禪師は、佛教的趣味の家庭にありしを以て、知らず識らずの間に、その感化を蒙りしも、禪師をして家を出て道を求むるの念を起さしめたる直接の原因と認むべきは、母の喪にあり、そは承元元年禪師八歳の時なりき。母は到底その身の起たざるを知るや、禪師を枕頭に招き、懇に諭して曰く、御身、吾が亡き後は髪を剃り衣を染めて佛の道を修し、吾等父母の冥福を資け、兼ては、迷

ひに迷へる六道四生の苦しみを救ひたまへ、是れ吾が此世を去るに臨みての唯一の願なりと述べられければ、禪師は涙に咽び母の願に酬うべきを誓はれたり、是れ實に禪師が眞摯なる求道の芽を發せられたる動機なり、やがて母は幾くもなく他界の人となられければ、之が吊葬を高雄寺に於て執らるゝに及び、禪師、籠前に跪き一瓣の香を焼くや、煙は鼻々として上り、篋蓋の幻影乍にして生じ、乍にして滅するを見、幼心にも、あゝ、生ずるものは滅し、來るものは去り、盛んなるものは衰ふ、人間萬事看來れば眞に此の如きかどは、禪師が一縷の香煙より得たる感想なりき、茲に於て、爰に母の遺言に由りてその芽を發したる道念は、更に一層の強烈を加へ、如何にもして生滅轉變の世相を離れて、無爲眞靜の境に到らんと苦悶し、これより、身は華胥の家に在るも、心は常に青山綠水の間に住し、世親の「俱舍論」等を繕き、思ひを解脱の門に馳せつゝ三四歳の霜華を過ぎたり、時に、禪師の外叔なる前攝政關白藤原師家公、齡既に不惑を超ゆるも、嗣なきを以て養うて子となし、擧げて以て國家の輔相たらしめんと欲し、或は自ら相家の庭訓を授け、或は國家の政要を

教え、愛撫訓育に力を盡し、十三歳の春を迎えらるるや、養父師家公將に禪師に元服の式を施し、願要の職に補任せんとし、期既に目前に逼れり、時是れ建曆二年なり。

今や、禪師が大に決すべきの時は來れり、留て塵俗の間に混し、門閥家例に依りて卿輔の要地に就かんか、去つて身を白雲青山に托し、解脱の門に入らんか、去らんか、留らんか、禪師既に母の喪より切なる求道の念を起したりとは云へ、かゝる時に際しては胸中幾多の懊惱煩悶を免れざりしならん、然れども禪師が強烈なる道念は愛執の俗情に打勝ち、家を出づるに決し、一夜更闌け人定るを窺ひ、心竈に多年の愛育慈撫の恩を謝しつゝ、家門を後にして比叡の山に向はれたり。

蓋し、比叡山は傳教大師以來、殆んど日本佛教の總府を以て目せられしもの禪師の當時に至りては、俗臭既に滿山を壓したらんも、二三の碩學高德なきにあらず、殊に京都を距る遠からず、また加ふるに、藤原基房の子、師家の弟、禪師生母の兄に當れる良觀法眼いませしかば、先づその室を叩き、胸中の苦悶

を披瀝してその指導を請はんがためなり。

禪師は突如として良觀法眼の禪室を叩きしを以て、法眼の驚き一方ならず、殊にその養家に於ては遠からして元服の式を擧げ、光榮の地に輔任せんと計畫ありしは、法眼は家門親戚愛惜の情を考へ、禪師の志を翻さんと努めたるも、禪師は固く之を拒み、且つ出家の事たるや、一朝一夕の志にあらず、遠く八歳の時に發せしもの、また是れ慈母の遺囑を全うするの途にして、兼ねては廣く親戚故舊愛撫の恩に酬ふる所以なることを述べられければ、法眼も遂にその真情を諒とし、入室を許し、尋いて横川ヨコガハ首楞嚴院シュロウガンの般若谷の千光日、また公圓より菩薩の大戒を稟け、茲に始めて沙門の列に入れり、時に建保元年、禪師十四歳。

第五章 内地修學時代

第一節 叡山に於ける修學

既に俗縁塵累を絶ちたる禪師は、心を教理の研鑽に潜め、三觀十乘の學は云はずもがな、六大四曼の秘教を究め、猶ほ進んで大藏經を披覽しつゝある間に、無端大疑問に逢著せり、そは、本來本法性天然自性身とは顯密俱に平常の茶飯として談ずる所然れども、翻つて考ふるに、三世の諸佛は發心し修道士、是れ何たる矛盾ぞやと、禪師は此の一大疑問を提げて、閩山の碩學者徳に解答を求む、而も未だ満足なる解決を與へらず、時に偶三井寺の公胤、觀心修證に明なりと聞き、就て之を質すに、公胤の曰く、子が疑點は我が宗堂奥の玄談にして、傳教慈覺の兩大師より累代口訣を以て傳承し來れり、然れども、甚だ之を説くに苦しむ、遙かに聞く、西天の達磨大師東土に來り、方に佛印を傳持せられしより、今其の宗風天下に布けり、名けて禪宗と云ふ、若し、此事を決擇せんと思はば、速に建仁寺に赴き、榮西禪師の室に入りて、その故實を尋ぬ

べしと、茲に於て、直に建仁寺に赴く、時に禪師漸く十五歳。

第二節 建仁寺に於ける修學

禪師は此の大疑問を提げて、建仁寺に到り、榮西に謁して曰く、本來本法性天然自性身、什麼としてか、三世の諸佛は發心し成道するや、禪師曰く、三世の諸佛は有ることを知らず、狸奴白牯は却つて知ることを知ると、禪師深く此の教示に服して、建仁寺に留る、而して幾くも無くして、榮西は化を他界に遷されければ、榮西の徒、明全に隨侍して、九度裘葛を更ふ、故に「辨道話」に曰く、予發心求道ヨリ、コノカタ、ワカ朝ノ遍方ニ智識ヲトフヲヒキ、チナミニ維仁ノ全公ヲミル、アヒンタカフ霜華、スミヤカニ九廻ヲヘタリ、イサ、カ臨濟ノ宗風ヲキク、全公ハ祖師西和尚ノ上足トシテ、ヒトリ無上ノ佛法ヲ正傳セリ、アヘテ餘輩ノナラフベキニアラズ。

禪師は、明全の門にありて、臨濟の教義を參究するのみならず、また戒律觀心に心を潜め、兼ねて谷流の秘法等を學びて、頗る得る所あり、明全深く禪師を信じ、菩薩大戒を授け、殊に建仁の山規に特例を開き、修學未だ三歳を経ざる

に更衣を許すに至る、かくて研鑽ますく、深うして遂に僧伽梨衣を授けらる、而して明全豫て入宋の志あり、禪師もまたその希望ありしを以て、相伴うて宋に入る。

禪師が榮西に謁せられたるや否やに就ては、大に疑問を挟むべき餘地あり、前に擧げたる『辨道話』の一節は、禪師自ら學歷を述べられたるものなるに、一言の榮西に及ぶなく、榮西忌辰の上堂には

明庵千光禪師前權僧正法印大和尚位忌辰、上堂舉師翁曰、慙慙則不從今日去也、虛庵曰、若慙、慙則不妨今日去也、師翁禮拜云々、『永平廣錄』

とありて、常に師翁の語を用ひ、禪師四世の孫、登山は、師を傳して曰く、

公胤僧正示曰、吾宗ノ至極、イマ汝ガ疑處ナリ、傳教慈覺ヨリ、累代口訣シ來ルトコロナリ、コノ疑ヲシテ、ハラサシムベキニアラズ、遙カニ聞ク西天達磨大師、東土ニ來テ、マサニ佛印ヲ傳持セシムト、ソノ宗風イマ天下ニシク、名ケテ禪宗トイフ、モシ、コノ事ヲ決擇セントオモハ、汝建仁寺榮西僧正ノ室ニ入テ、ソノ故實ヲタヅネ、ハルカニ道ヲ異朝ニ訪フベシ

ト、因テ十八歳ハ秋、建保五年丁丑八月廿五日ニ建仁寺明全和尚ノ會ニ投シテ、僧儀ヲソナフ云々、『傳光錄』

傳光錄は、尋常の史料として目すべからざるも、公胤の指示する所榮西にありとするにも拘はらず、因テ十八歳ノ秋、建保五年丁丑八月二十五日ヨリ建仁寺明全和尚ノ會ニ投シテ云々と記する所を見れば、禪師が榮西に参したりと斷するには躊躇せざるを得ず。

猶ほ一步を進めて、當時榮西の動靜に就て一考せんに、初め榮西の京都に在りて、禪宗の法旗を掲げて天下を席捲せんとしたるも、比叡山徒の妨害嫉妬甚だしく、遂に鎌倉に去り、幕府の力に依りて善福寺を創し、建仁寺の建立を見るに至り、東大寺の造營、法勝寺九層塔の再建等に關し、京都鎌倉間に往復したるも、その爲す所は醇乎たる禪の宣傳にはあらずして、或は葉上流の加持祈禱若しくは建築事業等に外ならず、殊に榮西は『東鑑』に依るに、建保三年六月五日鎌倉善福寺に於て遷化し、禪師が榮西に謁せられたりと傳ふる建保二年は、その前年なれば、法勝寺等の工事既に了へたる

時なれば、建仁寺にありて禪の法旗を掲げられしとは、頗る信じ難き所に
して、既に業に旗を捲いて、鎌倉に護摩を焼かれたるならん、翻つて之を禪
師が明全に對する態度を一瞥せんか、辨道話に於ては

全公ハ祖師西和尚ノ上足トシテ、ヒトリ無上ノ佛法ヲ正傳セリ、アヘテ
餘輩ノ、ナラフベキニアラズ

と推服し、その忌辰の上堂には、

欲開演正法眼藏有第一義門有第二義門拈拂豎拳頂額眼睛鼻孔脚跟擗
却拄杖於階下云、乃這箇等第二義門施設也、且道此外作麼生是第一義門、
山僧今日開演佛祖第一義門所生功德、回向先師大和尚、遂果曰、迦葉尊者
問阿難尊者、何等一偈出生三十七品及一切佛法、阿難曰、諸惡莫作諸善奉
行自淨其意是諸佛教、迦葉然之、大衆委悉、這箇道理麼、良久曰、佛祖甚深
最妙旨、猶如今夢無先覺、弟兄佛口所生子、一偈單傳是本孝。

以上は何れも禪師が榮西に師事せられたりとは認めざるものゝ如し、
唯明に榮西に參問し、その提撕を受けたりとするは、『寶慶記』のみなり、

道元幼年より菩提心を發し、本國に在りて道を諸師に訪ひ、聊か因果の
所由を知る、然も是の如くなりと雖も、未だ佛法の實歸を明めず、徒に名
相の懷懐に滯る、後に千光禪師(榮西なり)の室に入つて、初めて臨濟の宗
風を聞き、今、全法師に隨つて炎宋に入る云々(原漢文)。
茲に於て、最後の決着は、『寶慶記』の價值を研究せざるべからず、されど今は
唯此の問題の疑を挾む餘地あることを一言するのみ。

第六章 在宋修學時代

第一節 船中の好學

貞應二年二月三十一日、明全に隨ひ、建仁寺を出で筑前國博多はくたに赴く、今左
に當時の渡海牒を擧げん

建仁寺住侶明全相伴兩三之門弟、爲入唐、赴博多之津、西海道之路次、津津關
關等事、無其煩、可有勘過者、依
院宣、執達如件。

貞應二年二月二十一日

左兵衛佐判

建仁寺住侶明全、道元、廓然、亮照等、爲渡海、海下向西海、路次關關泊泊、無其煩可有勘過之狀如件。

貞應二年二月二十一日

武藏守判
相模守判

三月、筑前博多に着し、その下旬、纜を解いて宋に向ふ、相従うもの僧徒二三名及び前左衛門督從三位入道道正加藤四郎左衛門景正等數名、四月初旬慶元府に着し、五月猶ほ船中にあり、偶々育王山の僧某と相見す、その數番の問答は、如何に禪師が道を求むるに切なりしかを知るに足る、自ら「典座教訓」に記して曰く、

嘉定十六年癸未五月の中、慶元船裏に在り、倭使頭話の次、一老僧有り來る年六十許、歳一直に便ち船裡に到る、和客に問ひ討ねて、倭榷を買ふ、山僧他を請して茶を喫せしめ、他の所在を問へば、便ち是れ阿育王の典座也、他云はく、吾は是れ西蜀の人也、郷を離れて四十年を得たり、今年是六十一歳、向來祖諸方の叢林を歴、先年權りに孤雲裏に住す、育王を討ね得て掛搭し、胡

亂に過ぐ、然るに、去年解夏了に、本寺の典座に充てらる、明日五日、一供渾べて好喫無し、麪汁を做さんと要するも未だ榷の在る有らず、仍て特特として來て榷を討ね買つて十方の雲衲を供養せんとす、山僧他に問ふ、幾時彼れを離る、座云く齋了、山僧云く育王這裡を去つて多少の路が有る、座云く三十四五里、山僧云く幾時か寺裡に廻り去るや、座云く如今榷を買ひ了らば便ち行かん、山僧云く、今日期せずして相會す、且らく船裡に在つて說話せよ、豈に好結縁にあらざらんや、道元典座禪師を供養せん、座云く不可也、明日の供養吾若し管せずんば便ち不是にし了らん、山僧云く、寺裡何ぞ同事の者の齋粥を理會する無からんや、典座一位在らざるも什麼の欠關か有らん、座云く、吾老年此の職を掌る乃ち悉及の辨道也、何を以てか他に讓るべき又來る時一夜宿の暇を請はず、山僧又典座に問ふ、典座、尊年何ぞ坐禪辨道して、古人の話を看せざる、煩はしく、典座に充られ、只管の作務甚の好事が有らん、座大笑して云く、外國の好人未だ辨道を了得せず、未だ文字を知得せざる、とありと、山僧他の恁地に話を聞き、忽然として漸を發

い心を驚し、便ち他に問ふ、如何なるか、是れ文字如何なるか、是れ辨道、座云、若し問處を踰過せずんば、豈に其人に非ずや、山僧當時會せず、座云く、若し未だ了得せず、是は他時後日育王山に到れ、一番文字の道理を商量し去ることあらん云々(原漢文)

と、蓋し前に述べたる如く、禪宗なる名は榮西に依りて、多少社會の耳目に觸れたるも、そは漸く從來の八宗ともに禪宗の存在を認められたるに過ぎず、その内容に至りては、建仁寺の如き、榮西近き明全繼ぐも、依然として台密と相伍せざるを得ず、未だ支那に於ける禪宗寺院の作法風習を直に行ひ、眞醇なる禪機を發揮するの機運には至らざりき、禪師が辨道の眞意義文字の眞實諦を會せずして、一場の笑を買ひ、慚を發し、心を驚がしたるの一事は、當時我國の禪宗が如何に幼稚なりしかを側面より觀察するに足るとも、また禪師の素養が如何なる程度にありしかを知るべし。

第二節 諸山の修學

附 當時の支那の禪宗

貞應二年五月十三日宋の嘉定十六年始めて浙江省慶元府太白山天童秋徳寺に到る、是れ當時の名山大刹なりと地理上の便宜を得たるに因るならんも、また一は、禪師の一行の念頭に天童山を忘るゝ能はざるは、全山の千佛閣の用材は明全の師として禪師の師翁なる榮西の關する所なりと云へる因縁なり、虞榘千光祠堂記を撰して曰く、

大白名山天下に甲として而も千佛閣尤も第一たり、後世之に過ぎんと欲するも、其の材及ぶことなし、蓋し柱植は日本國の僧千光師の致す所に繇ると、後十年明全復た山中に來て、楮券千緡を損て、諸を庫に寄せて轉息して、七月五日の忌の爲めに、齋を設け衆を飯す、孝を本とする也云々(原漢文)

當時天童山の法柄を執りたるは、臨濟派なる了派無際なりき、無際は大慈宗杲の孫にして、佛照光の嗣なり、禪風全く舉揚せられざるにあらざるも、一山の清規は既に惰氣に襲はれたるが如し、殊に禪師をして不滿の念を起さしめたるは、座位排列の一事なり、蓋し座位の排列は戒律の示す所に依り、法臘の新舊に依りて上下あり、敢て在俗の閱歷、年齢の長幼、國土の内外を問ふべ

きものにあらず、然るに、天童山に於ては、國土の内外を固執し、日本の僧侶支那の禪林に入る時は新戒に列せしむるの慣習を以て、之を以て禪師等に施さんとする、然れども、禪師の嚴正なる之を一言の下に排し、戒臘を以て座位を定むべきを主張すれども、一山の衆徒肯んせず、茲に於て、禪師は禪林の清規空しく頑冥なる思想に蹂躪し去らるゝを悲み、更に進んで之が矯正の策を執り、之を宋帝に上表す、今之を抄せんに、

佛西天に興て毘尼を以て洪範と爲し、法東域に流れて、僧臘を序て階差を分つ、前古依縁す、今に至て何ぞ廢せん、伏して以みれば、

皇朝聖詔宸慈溥通、靈山の囑言を忘れず、漢廷の奉行を慕ふことを願ふ、恩を垂れ僧次を質さば、授戒の先後愆ち無く、旨を頌て亂階を治めば、法歳の短長以て別れん、外客幸に天澤に沐す、下情野詞を悉さず、(原文)

と、事理明白、一點の野情なく、半片の私心なし、然れども朝議區々にして、勅裁容易に降下せざるを以て、更に再び上表す、その文に曰く、

重ねて白す、佛法沙界に徧く戒光十方を照す、況んや經に曰く、今此の三界

は皆是れ我が有、其の中の衆生は悉く是れ吾が子と、皆是我有を以て言ふは、此娑婆世界は釋迦牟尼佛の國土也、國已に佛國、人皆佛子也、兄弟天倫混淆すべからず、伏して以みれば、佛法世法理のまゝに従ふ、天神地祇非理を容れず、理或は達せずんば恐らくは是れ亂邦か、賢者は亂邦には居らず、真人は奸匿を避く、佛家の臘次、若し尙當ならずんば、王室の憲綱安んぞ明晰とせん、幸に中華の聖徳を仰ぐ、爰に倭僧の鄙懷を陳ぶ、天裁胡んど私有らん、謹んで乞ふ戒次を正せ、(原文)

此の硬直なる禪師の主張は、遂に時の皇帝寧宗をして天童山に勅して戒次を匡正せしめたるを以て、倭僧道元の名は忽ちにして大山名利の間に喧傳せられ、諸方より畏敬の念を以て迎へらるゝに至れり。

かくて禪師は了派無際の下に提撕を受くること二歳に垂んとするも、從來の疑團は依然として胸中に蟠るを以て、一先づ天童山を去つて諸方に參問するの念を起しぬ、こゝに於て寶慶元年天童を辭して、徑山の浙翁如瑛、小翠岩の卓公萬年寺の元鼎等を歴問し、提撕を受けられたるも、一も禪師の意を

満足せしむるものなく、遂に空しく錫を再び天童に還へさしむるに至る。蓋し支那の禪宗なるものは、初め達磨に依りて傳へられ、慧可、僧璨、道信、弘忍を経て慧能に至りて大成し、青原行思、南岳慧讓、馬祖道一等に依りて擴張せられ、梁に始り隋を経て唐に至り全盛を極めたるものと云ふべし、降つて宋に至りては、眞醇なる禪風は漸く地を拂ひ、或は五家七宗の執見に拘はりて禪の根本義を忘れ、或は盲捧虚喝一時を瞞する長老、大山巨剎の主となり、識者をして轉た禪の末路を歎せざるを得ざるの狀態なりき、されば禪師はその著に於て

眞箇の參究を求覓せんは、切忌すらくは五家の亂稱を記持すること勿れ、五家の門風を記號すること勿れ、况や三玄三要、四料簡、四照用、九帶等あらんや、况や三句五位、十同眞智あらんや、釋迦老子の道然の如くの小量ならず、然の如く大量とせず、道現成せずあはれむべし、今末代の不聞法の子等、其身心眼晴くらくして言ふ所なり、『佛道』また

近來大宋國に禪師と稱する者多し、佛法の縱横を知らず、見聞いと少なし、僅に臨濟雲門の兩三語を暗誦して佛法の全道と思へり、佛法若し臨濟雲門の兩三語に道盡せられば佛法今日に至るべからず、不足言のやからなり、『見佛』

此等の語に依りて考ふるに、禪師在宋當時の禪が如何に衰頹を極めたるかを知るに足るといふに、禪師の歴遊が好結果を得ざりし原因を推知すべし、而して禪師はかゝる際に於て、幸にして偶然にも一箇明眼の師を得たり、それは誰れぞや、天童如淨禪師是れあり。

第三節 如淨會下に於ける得道及び教化

禪師龔に丁派無際の下を辞し、諸方に歴遊し巨剎名藍を訪ふも、一も意を満たすものなく、快々として再び天童に還らんとするや、途に一僧に逢ふ、天童山の消息を傳へて曰く、我國名山大剎に住し衆を領するの人、妙なきにあらざるも、眞に人天の導師たるべき一代の宗匠は、それ唯長翁如淨か、頃日勸請に應じて天童に晋院す、幸に行いて參せよ、必ず得る所あらんと、茲に於て

禪師は大に歡び、その言に隨ひ天童に到る。時に寶慶元年五月、禪師年二十六先づその所懐を述べて曰く、

道元幼年より菩提心を發し、本國に在りて道を諸師に訪ひ、聊か因果の所由を識る、然も是の如くなり、雖未だ佛法僧の實歸を明めず、徒に名相の懷慄に滯る、後ち千光禪師の室に入りて初めて臨濟の宗風を聞く、今全法師に隨つて炎宋に入る、航海萬里、幻身を波濤に任せ、遂に太宋に達して和尚の法席に投ずることを得たり、蓋し是れ宿福の慶幸なり、和尚大慈大悲、外國遠方の小人、願ふ所は時候に拘はらず、威儀を具せず、頻頻に方丈に上り、愚懷を拜問せんと欲す、生死事大、無常迅速、時人を待たず、聖を去れば必ず悔ゆ、本師堂上大和尚大禪師、大慈大悲哀愍して、道元が道を問ひ法を問ふを聽許したまへ、伏して冀くは慈照。

小師道元百拜叩頭上復

(原文)

その眞摯なる求道の熱情紙上に躍如たるにあらずや、されば、天童如淨もそ

の志に感じ、

元子自今以後、晝夜と時候と著衣袂衣とに拘はらず、方丈に來りて道を問ふに妨げなし、老僧親父の子の無禮を恕するに一如す

と返束し、これより以後は、朝參暮請、精修練行、惟れ日も足らず。

且つ、此間に於て、従來師と仰き兄と親みし明全の病辭にあるを以て、慰問看護に努めしが、病はますます重きを増し、遂に寶慶元年五月二十七日、四十三歳を以て他界の人となりければ、その二十九日に之を火に附して遺骨を收めて吊禮懸に至る、蓋し、明全は前に述べたる如く、建仁寺に於て九載の間、懇到なる提撕を受け、且つ相携えて入宋したる恩師なれば、此の不幸に接したる禪師の胸中、一種云ふべからざる感慨に打たれたるものあらん、禪師の筆になれる*舍利相傳記は、入滅當事の狀態と、禪師の衷情を知るに足るべし、かくて、禪師は明全の死に遭遇して、一層光陰の過ぎ易くして、道業の就り難きを憾み、參究に心を潜むることますます深く、殊に禪師は如淨の提撕の懇到になると、その人格の高潔なる、道業の精熟せるに感激勇奮せるもの、如し、

その一端は、禪師がその門下に示される語に就て推知することを得るべし、その辞に曰く、

イマ現在大宋國一百八十州の内外ニ、山寺アリ、人里ノ寺アリ、ソノカス稱計スヘカラス、ソノナカニ雲水オホシ、シカアレトモ先師古佛(如淨を指す)ヲミサルハオホク、ミタルハスクナカラシ、イハンヤ、コトハラ見聞スルハ少分ナルヘシ、イハンヤ、相見問訊ノトモカラオホカラシヤ、堂奥ヲユルサルイクハクニアラス、イカニイハンヤ、先師ノ皮肉骨髓眼睛面目ヲ禮拜スルコトヲ聽許セラレンヤ。【梅華】

とまた曰く、

ワレ、ナニノサイハヒアリテカ、遠方外國ノ種子ナリトイヘトモ掛搭(その門下に入る)ヲユルサルノミニアラス、ホシキマニ堂奥ニ出入シテ尊儀ヲ禮拜シ、法道ヲキク、愚暗ナリトイヘトモ、ムナシカルヘカラサル良結縁ナリ。

と、蓋し是れ禪師が一場の巧言諛辞にあらず、史傳の記する所に依るに、如淨

は實に宋末に於て曹洞禪を振起し、且つその道行の高潔なる、勅賜の紫衣師號を辞し、趙提舉の贈れる銀子一萬錠を斥け、内に於ては、後進を誘掖し、外に向つて教線を張り、大に當時の佛教界に一異彩を放てり、禪師が誠を投して渴仰するまた宜なりと云ふべし。

禪師一日例に依りて坐禪す、傍にある一僧頻りに睡眠す、依りて如淨之を誡めて曰く、參禪は須らく身心脱落なるべし、只管に打睡して什麼をか爲すに堪えんと、禪師傍より聞いて豁然として大悟す、直ちに方丈に上りて焼香す、如淨曰く、焼香の事作麼生、禪師曰く、身心脱落し來る、如淨曰く、身心脱落、脱落身心、禪師曰く、這箇は是れ暫時の伎倆和尚乱りに他を印することなかれ、如淨曰く、脱落身心、禪師禮拜す、あゝ禪師八歳にして無常の感に打たれ、爾來家を出で道を修し、深思參究、夜以て日に繼ぎ苦修練行せし結果、今や平生の大疑團頓に消え、一大光明を發見せり、此の大光明を呼んで身心脱落、脱落身心と云ふ、即ち小身心脱落し消滅して、茲に大身心現出せるなり、その高潔なる道行、仁慈なる救濟、三十年間の横説堅説、危言軟言、皆是れ此の大光明の片々

にして二十四流日本の禪唯洞水のみありて浪天を拍すと人をして驚歎せしめたる濫觴は實に是れ大白山頭月白く風清き曉の一大契悟にありと云はざるを得ずかくて禪師は曹洞禪に於ける第五十一位に即く時に是れ實慶元年の夏にして禪師二十六歳なりき。

禪師既に心地を開發すその道行の佛戒に順應すべきは言を侍たざる所なるも此の歳の九月如淨の室に入りて特に菩薩の大戒を京受し解行相應じ禪戒共に全うするの人となれり而して此と全時に禪師は今や苦修練行の修學時代を去りて教導の任に當らざるを得ざるに至りたるも禪師の謙讓なる出來得る限り修道に心を専らにせんとて如淨より特に命せられたる侍者の職を固辭したりされど禪師解行の道香は圓山の尊仰を一身に集め且つ道を求むるに切なるもの妙からざるを以てその志を空うするに忍ひず李樞密陳參政王觀察溥侍郎王員外陳觀察等の高官文秀才茹秀才等の名士を接し或は錫を補陀洛迦山に飛ばして先德苦辛の蹤跡を訪ひ暫時も休することなかりき左に録する所のもの固より無文字の處に文字を拈せし

ものなるもその一斑を知るに足る。

和文本秀才韻

六首

志之所發動言詩語理圓通最妙奇遍照河沙天上下何方爲外間無爲
枯木岩前迷亂道得人一馬一牛還不食耕作閑田地拋捨人間向遠山
銀山鐵壁都摧拆到此何人著眼觀鬼面神頭全体现披毛戴角野程寬
一塵破處見群經轉大法輪通要津迸出驢胎生馬腹一回拈起一回新
三教閑名其本寂一言纒錯萬般差了知人法兼無我踏破玄關自到家
應世同塵任運悲生前覺了悟靈知三台現出豐君德白日昇天不待師

和文本官長韻

大道從來一貫通蓬瀛何必在壺中逍遙世外誰人識赤肉團邊振古風

和溥來韻 二首

初本來生上大人已無心地有何瞋頓除我法忘邪見超出塵勞施義仁
覺達真人泯得失明心大士脫空虛靈龜藏六似遺殼雖骨裏皮不用除

和李奇韻

來去綿々親密路。一刀兩段永無餘。要知滄海枯終竭。人死不留心自虛。

與南綱使

噴聲爍破太虛空。直下分明辨己躬。吞盡從來諸佛祖。不由他證自圓通。

和王官人韻

一花開處新諸象。萬里春風直下知。出門莫逐尋紅客。擬前退步幾迷歧。

贈茹秀才

天然妙智自真如。何假儒書及佛書。獨坐繩牀口掛壁。等閑一實勝千虛。

和妙溥韻

本來心地自寧々。無法咨參卓爾靈。坐斷從前凡與聖。何勞特地見明星。

與王侍郎

說妙談玄總掠虛。忘言猶坐口如樵。初非把定誇孤絕。百草頭邊盡發揮。

和王官人韻

妙道圓通徧海山。尾盧頂上去來間。全身顯赫無方所。此段風流亦等閑。

與茹千二秀才

須知佛法到心空。不是語言說可窮。見色聞聲俱脫落。東西南北自流通。

答李樞密

別焉大矣動人情。心海奔流浪面平。朝野圓通無棄物。春風時到一如聲。

續溥侍郎韻

鼻頭有眼辨香臭。普遍諸根流法音。聞者皆明真實理。悟人廣覺破空心。多年遊歷諸方席。億劫難揮海底深。今日依君方識取。密機擲却故書林。

和王員外韻

設養山前懶水牛。儘心自發夜來遊。更闌獨步犯他稼。天曉四望絕蹤由。風雨暴時懸憤息。雪霜深處覓心休。鼻頭破落無藤索。首尾都無毒氣留。

蓋し禪は支那に入りて、その教義を宣揚し人を化導する上に一種の特色を生せり、そは韻語を以て教義を發揚し、問答應酬の間に自ら悟入せしむるにあり、達磨は吾本來此土、傳法救迷情、一華開五葉、結果自然成と唱へ、鑑智僧傑は四言長篇の韻文を以て『信心銘』を著はし、慧能、神秀は五言絶句を以て、黃梅の衣鉢を争ひ、次で永嘉の『證道歌』、石頭の『參同契』、洞山の『寶鏡三昧』、同安の『十

玄談^ニ出で、降つて雪竇^{ツツシ}宏智^シの頌古出づるに及びて更に一段の精彩を放ち、當時の文人騷客をして後に墮若せしむるの觀を呈し、隨つて禪を學ひ教を請ふものもこれに依りたり、されは禪師の應酬の韻語は一見閑文字に過ぎざるが如きも、當時にありては應機接物の好手段たりしものなれば、若しそれ吟誦數番せんか、教外別傳不立文字の禪旨は短句長句の間に躍如として現はれ、字々大光明を放つの感あらん。

*「舍利相傳記」の眞蹟は、舊加州侯前田家の秘藏なりしが、維新の後、世に出でたり、その全文は左の如し。

ひそかにおもむみれば、知見のおこるきは圓音いろをあらはし、覺了のきはむるどころ動容あをどめず、こゝに圓寂の先師は伊州の人、俗姓は蘇氏、法名は明全なり、八歳にして親をはなれ、叡山にのぼりすむ、十六にして僧となり、學海をわたりゆく、あまねく顯密の奥旨をあきらめ、ひろく定慧の深際をさはむ、しかはあれども、なほこれいさごをかぞふるのりを、まぬかれざることをかへりみて、つゐにすなはち建仁寺開山前

權僧正榮西禪師にしたがひて、教のほかのむねをしり、言のしたのみちをあきらめて、迦葉が靈山ににたり、なんぞ懷讓の曹谿にいたりしにことならむ、正脈たゞちに通じ、單傳ひとりあり、こゝに貞應二年みづのひつじ二月二十一日、建仁寺をはなれて、はるかに大宋國にをもむく、五月十三日に慶元府太白山天童景德禪寺にいたる、このところに錫をといひるゆるは、このみぎり、かの本師千光の舊遊なればなり、もて歳華をおくりや、功夫をつむ、しかるに道たかく徳つもるほど、名やうやく兩浙にながれ、ほまれひそかに九州におよばむとするとき、大宋國寶慶元年五月十八日たちまちに微疾をうけ、おなじき二十七日たつとき、衣裳をたゞしくし、身體をまさしくして、端坐して寂にいる、こゝに寺門くものごとくあつまりて禮拜し、人家かすみのごとくきたりて稽首す、供養の儀式おはりて、をなじき二十九日たつとき、閑維するに、火のいろ五色にかはる、衆これをあやしみていはく、かならず舍利現すべし、こゝばのごとく閑維のところをみるに、白色の舍利三顆をえたり、これを

寺につぐるに、寺の大衆みなこぞりてうやまひたどび、供養し恭敬す、そのうち連及してひろうに、あつめて參陌陸拾餘顆をえたり、こゝに大宋國のうちいづれのところも、みなこれをきゝうやまはずといふことなし、遠近親疎みなことくくほめほむ、つるに寺に碑をたてゝのちにつたえんとしき、をはよそ我この日本國は、佛法まさしくつたはれてのち、六百餘歲にならむとす、しかれどもまさしくその間維のち、舍利をといむることは、いまだむかしにもきかざるところ也、こゝに洛陽の智口は、すなはち先師剃度のそのひとつなり、懇慕こゝろふかし、渴仰それゆるからむや、ねんごろに一身を請す、つるにもて處分す、そのこゝろは、たゞ今生値遇の縁あさからざることをしたうのみにあらず、當來化導のまことかならずたがはざるべしとなり、いさゝか年月を記して、のちにしらしめむとす。

とくに嘉祿三年十月五日

門人道元記

第四節 禪師の法系

釋迦牟尼	摩訶迦葉	阿難陀	商那和修
優婆塞多	提多迦	彌迭迦	婆須密多
佛陀難提	伏駄密多	婆栗濕縛	富那夜奢
阿那菩底	迦毘摩羅	那伽闍刺樹那	迦那提婆
羅候羅多	僧伽難提	迦耶舍多	鳩摩羅多
闍夜多	婆須盤頭	摩孛羅	鶴勒那
師子菩提	婆舍斯多	不如密多	盤若多羅
菩提達磨	二祖慧可	鑑智僧璨	大醫道信

- 大満弘忍——大鑑慧能——青原行思——石頭希遷
- 樂山惟儼——雲巖曇成——洞山良价——雲居道膺
- 同安同丕——同安觀志——梁山緣觀——大陽警玄
- 投子義青——芙蓉道楷——丹霞子淳——長蘆清了
- 天童宗珙——雪竇智鑑——天童如淨——永平道元

第七章 禪師の歸朝

禪師宋に在りて歳華を閱するに五度道業既に熟したるを以て、師如淨に歸國の旨を陳ぶ、如淨は老懷無限の感慨なきにあらざるも強ひて止むるべからざるを奈何、茲に於て袈裟カサ寶鏡ホウキョウ三昧サンマイ五位顯訣イノチノトク並びに自贊の頂相チョウソウ眞影シンエイを授け、告げて曰く、汝は異域の人なるを以て、之を授けて大法嗣承の信を表す、

國に歸りて大法を宣布し、廣く人天を利濟すべし、又城邑聚落に住することなかれ、國王大臣に親近することなかれ、只深山幽谷に居して、一箇半箇を接得し、吾が宗をして斷絶せしむることなかれと、禪師感泣拜謝して歸裝を整ふ、蓋し、師如淨の授與したる袈裟は支那に於ける曹洞禪の中興者とも云ふべき芙蓉道楷より傳へ來れるもの、寶鏡三昧ホウキョウサンマイは曹洞禪の開祖とも云ふべき洞山の撰になれるものにして、最も能く曹洞禪の教義を發揮し、五位顯訣は洞山創唱せる五位イノチノトク正中偏イノチノナカニヒラ偏中正ヒラノナカニヒラ正中來イノチノナカニヒラ偏中至ヒラノナカニヒラ兼中到イノチノナカニヒラを曹山本寂の祖述せるものにして、共に曹洞禪に於ける寶典なりと云はざるべからず、以て師如淨が禪師に托するの如何に重きかを知るに足る。

かくて旅裝既に整ひしかば、我國商船の偶々慶元に碇泊せるを聞き、此に乗ず、相隨ふもの、*木下道正、*加藤四郎左衛門景正、*玄之盛繁あり、偶々途に黒風に値ひしも、暫らくにして風波收り、肥後國川尻カハシに着す時に、*嘉祿三年の秋、禪師齡二十八。

*木下道正 太政大臣藤原爲光九世の裔にして、世々京師の木下キノシタに居り

しを以て氏とす、俗稱は隆英、天資俊逸、博く經學に通じ、また詩文に巧みし、て門下頗る多し、曾て從三位に叙し、左衛門督に任せらる、治承中外祖父源仲家平氏と戦つて死す、これより世を逃れて入道し、道正と稱す、禪師に隨つて宋に入り、左右に侍す、また天童山の如淨に參問して大に得る所あり、嘗て禪師に隨つて江西に行く、禪師偶急症に罹りて治療に窮す、時に一老女ありて妙藥を授く、乃ち道正その製藥の術を傳はり、歸朝以來、その藥を販賣し、今に至るまで絶えず、所謂神仙解毒萬病圓とは是れなり。

* 加藤四郎左衛門景正 大和の人、久我通親公に仕へ、從五位に叙せらる、禪師の入宋せらるゝに及び、命せられて隨行す、此人別に春慶と號し、幼にして土器を造ることを好み、長ずるに及びて常に陶器の製作に志し、宋に入りてますゝ之を研究し、頗るその妙を得、歸朝の後、地を尾張の瀬戸にトして製作に従事し、子孫蕃殖して今に及び、製陶日を追うて盛んに、四方その給を仰ぎ、世に陶器を概稱して瀬戸物と云ふに至る、後世、瀬戸の村民景正を追稱して陶祖と謂ひ、祠を建て、陶産神社と稱し、また窯神と名け、

歲時に祭祀す。

* 玄之盛繁 禪師歸朝の際隨侍し來れる工匠にして、寺院建築の術に精しく、永平寺の建立の棟梁は蓋し、此の人なりしならん、その子孫今猶ほ永平寺の門前にありてその術を傳ふ、世に志比大工と稱し、維新前には頗る工匠社會に重要な位置を占めたるものゝ如し、玄之盛繁は建長七年八月廿一日を以て逝く、法名を鐵叟元意禪定門と稱し、その像は今猶ほ永平寺に安置す。

* 禪師歸朝の年月 各種の史傳區々たり、今左に列舉せん。

- 一、安貞元年冬とする説、『建斯記』及び『紀年録』は之を取る。
- 二、安貞二年の春とする説、『行狀記』、『聯燈傳』は之を取る。
- 三、安貞元年十月以前とする説、『承陽大師御傳記』は之を取る。

此の三説中に於て、第三説最も信憑するに足る、そは、禪師歸朝の後、明全の遺骨を分つに當りて、舍利相傳記なるものを撰す、その文に、ときに嘉祿三年十月五日門人道元記とあり、されば、第一説第二説は、此の文と矛盾する

ものにして、その價值なきは深く論ずるを要せず、故に予もまた第三説に興みして、嘉祿三年の秋と記せり、安貞とは即ち嘉祿三年十一月十日に改元せられたるなり。

第八章 開教化導時代

第一節 當時の教界及び禪師の開教

一度榮西に依りて社會の視聽に觸れたる禪宗は、榮西の遷化に依りて大なる打撃を蒙りたり、蓋し榮西の法を嗣けるもの釋圓榮朝、退耕行勇、佛樹明全、安覺良祐の英才ありたるも、明全は榮西滅後、天台眞言の中心地とも云ふべき京都の一隅に、纔に禪風の命脈を繋ぎしも、久しからずして入宋し、遂に彼地に於て滅し、行勇は敏俊の才學を以て鎌倉幕府の歸崇を受けたるも、醇乎たる禪風を舉揚するに至らず、唯榮朝のみありて、徳川三郎義季の歸依に依りて、上野國新田郡世良田に長樂寺を創立し、門下頗る英才に富むも、未だ中央の佛教界を動すに足らず、加ふるに建仁寺は依然として榮西の迹を

學んで圓密禪を併修せしむるの狀態にして、中央の教界は天台眞言の徒が内に於ては黨閥相争ひ、外に向つて新に興起せる淨土教を迫害するあるのみ、看よ、禪師の入宋せる翌年即ち翌仁二年は、親慈が淨土眞宗を開創せるも、一面には專修念佛を勅禁せられたるにあらずや、安貞元年には、大谷寺の源空の墓は山徒のため毀たれ、專修念佛の隆寛成覺等は配流に處せられ、全二年には興福寺の僧徒の多武峰を焚くあり、山徒の神輿を奉じて京師を侵すあり、醍醐寺の僧徒の勸修寺を襲ふあり、要するに纔に萌芽を發したる新佛教は舊佛教徒の惡辣なる手段によりて容易に開展せず、舊佛教徒はますます腐敗に腐敗を重ねつゝあるの時代なりき、禪師、今や宋土に五歳の星華を、闕みし、新佛教宣傳の使命を帯びて歸朝す、此の暗澹たる光景に對して、その感慨果して如何なりし、か、將た此に對する態度は如何なりし、か、禪師曾て學佛者の用心を示す中に於て曰く、

縦ひ權實の妙典を讀むことあり、縦ひ圓密の教籍を傳ふことあるも、未だ名利を抛たざれば未だ發心と稱はず、有るが云く、菩提心とは無上正等覺

心なりと有るが云く、一念三千の觀解なりと有るが云く、一念不生の法門なりと有るが云く、入佛界心なりと、是の如き輩は、未だ菩提心を知らず、猥りに菩提心を謗す、佛道の中に於て違うして違し(原漢文)

と斥く、所謂入佛界心を以て菩提心となすは、眞言(シゴ)の所談にして、一念不生の法門は華嚴(ケ)の極則、一念三千の觀解は天台の奧義とする所、しかも心中一點の名利心あらんか、畢竟是れ口舌上のことにして、眞の菩提心にあらず、一言にして佛道の中に於て違うして違しと云ひ、更に一步を進めて、

試に吾我名利の當心を願り、一念三千の性相を融するや否や、一念不生の法門を證するや否や、唯貪名愛利の妄念のみありて、更に菩提心の取る可き無きを(原漢文)

と喝破するに至りては、眞に是れ痛快の極と云ふべし、而して禪師は顯密の諸宗をして貪名愛利の團體たらしめたるものは、主として政權に依頼するにありたるを知れり、されば、身は華胄の家に生れ、政權に依附するには多くの便宜を有したるにも拘はらず、冷然として相知らざるものゝ如く、隨つて

榮西の擧に倣ひ、舊佛教を正面より攻撃し、その後繼者たらんとするの志は寸毫も有せず、こゝを以て歸朝して先づ建仁寺に寓するや、唯眞面目に道俗を化導するのみなりき、而して禪師の所謂佛法なるものは先づ此の間に著はされたる、普觀坐禪儀(見よ)は、

原夫道本圓通、爭假修證。宗乘自在、何費功夫。況乎全體迥出塵埃、分執信拂拭之手段。大都不離當處、分豈用修行之脚頭者乎。然而毫釐有差、天地懸隔。違順纒起、紛然失心。直饒誇會、悟兮獲。管地之智通、得道明心兮。舉衝天之志氣、雖逍遙於入頭之邊量、幾虧闕於出身之活路。矧彼祇園之爲生知兮、端坐六年之蹤跡可見。少林之傳心印兮、而壁九歲之聲名尙聞。古聖既然、今人蓋辨所以。須休尋言、逐語之解行、須學回光返照之退步。身心自然脫落、本來面目現前。欲得愆(シ)麼事、急務愆麼事。夫參禪者、靜室宜焉、飲食節矣、放捨諸緣、休息萬事、不思善惡。莫管是非、停心意識之運轉、止念想觀之測量。莫圖作佛、豈拘坐臥乎。尋常坐處、厚敷坐物、上用蒲團、或結跏趺坐、或半跏趺坐、謂結跏趺坐、先以右足安左、左足安右、上。半跏趺坐、但以左足壓右、膝矣。寬繫衣帶、可令齊整。次右手安

左足上。左掌安右掌上。兩大拇指面相拄矣。正身端坐。不得左側右傾。前躬後仰。要令耳與肩對。鼻與臍對。舌掛上腭。唇齒相若。目須常開。鼻息微通。身相既調。欠氣一息。左右搖振。兀兀坐定。思量箇不思量底。不思量底如何思量。非思量。此乃坐禪之要術也。所謂坐禪非習禪也。唯是安樂之法門也。究竟盡菩提之修證也。公案現成。羅籠未到。若得此意。如龍得水。似虎靠山。當知正法自現前。昏散先撲落。若從坐起。徐徐動身。安詳而起。不應卒暴。非觀超凡。越聖坐脫立亡。一任此力矣。况復拈指。等針。鈍之轉機。舉拂。拳棒。喝之證契。未是思量分別之所能解也。豈爲神通修證之所能知也。可爲聲色之外威儀。那非知見之前軌則者歟。然則不論上智下愚。莫簡利人鈍者。專一功夫。正是辨道。修證自不染汚。越向更是平常者也。凡夫自界他方。西天東地。等持佛印。一檀宗風。唯務打坐。被礎兀地。雖謂萬別千差。祇管參禪。辨道。何拋却自家之坐牀。設去來他國之塵境。若誤一步。當面錯過。既得人身之機要。莫虛度光陰。保任佛道之要機。誰浪樂石火。加以形質如草露。運命似電光。倏忽便空。須臾即失。冀參學高流。久習摸象。勿怪真龍。精進直指單的之道。尊貴絕學無爲之人。合沓佛佛之菩提。嫡嗣祖々之三昧。久爲恁麼須。

是恁麼。寶藏自開。受用如意。

禪の眞精神を發揮し、修禪の形式を示し、普く之を勸誘す、而して文字雄渾にして簡約、開教の宣言書として、是の遺憾なし、然れども唯それ禪に對する諸種の疑問に就ては、説いて至らざる所なきに、あらず、茲に於て、禪師は、辨道話の一篇を示す、開教の趣旨を知るには、是れまた併せ看さるべからず、請ふ左に之を抄録せん。

諸佛如來、トモニ妙法ヲ單傳シテ、阿耨菩提ヲ證スルニ最上無爲ノ妙術アリ、コレタタホトケニサツケヨシマナルコトナキハ、スナハチ自受用三昧ソノ標準ナリ、コノ三昧ニ遊化スルニ端坐參禪ヲ正門トセリ。

コノ法ハ人人ノ分上ニユタカニソナハレリトイヘトモ、イマタ修セサルニハアラハレス、證セサルニハウルコトナシ、ハナテハテニミテリ、一多ノキハナランヤ、カタレハクチニミツ、縱横キハマリナシ、諸佛ノツネニコノナカニ住持タル各各ノ方面ニ知覺ヲノコサス、群生ノトコシナヘニコノナカニ使用スル各各ノ知覺ニ方面アラハレス。

イマヲシフル功夫辨道ハ證上ニ萬法ヲアラシメ出路ニ一如ヲ行スルナ
 リ、ソノ超關脱落ノトキ、コノ節目ニカカハランヤ。……………
 イマコノ坐禪ノ功德高大ナルコトヲキキヲハリヌ。オロカナラン人ウタ
 カフテイハン佛法ニオホクノ門アリ、ナニヲモテカヒトヘニ坐禪ヲス
 ムルヤ。

シメシテイハク、コレ佛法ハ正門ナルヲモテナリ。
 トフテイハク、ナンソヒトリ正門トスル。

シメシテイハク、大師釋尊マサシク得道ノ妙術ヲ正傳シ、マタ三世ノ如來
 トモニ坐禪ヨリ得道セリ、コノユエニ正門ナルコトヲアヒツタヘタルナ
 リ、シカノミニアシス、西天東地ノ諸祖ミナ坐禪ヨリ得道セリナリ、ユエニ
 イマ正門ヲ人天ニシメヌ

トフテイハク、アルヒハ如來ノ妙術ヲ正傳シ、マタハ祖師ノアトヲタツヌ
 ルニヨラン、マコトニ凡慮ノオヨフニアラス、シカアレトモ讀經念佛ハオ
 ノツカラサトリノ因縁トナリヌヘシ、タタムナシク坐シテナストコロナ

カラシ、ナニニヨリテカサトリヲウルタヨリトナラン。

シメシテイハク、ナンチイマ諸佛ノ三昧無上ノ大法ヲムナシク坐シテナ
 ストコロナシトオモハン、コレヲ大乘ヲ謗スル、人トス、マトヒノイトフカ
 キ大海ノナカニキナカラ、水ナシトイハンカコトシ、ステニカタシケナク
 諸佛自受用三昧ニ安坐セリ、コレ廣大ノ功德ヲナスニアラスヤ、アハレム
 ヘシ、マナコイマタヒラケス、ココロナホエヒニアルコトヲ、オホヨソ諸佛
 ノ境界ハ不可思議ナリ、心識ノオヨフヘキニアラス、イハンヤ不信劣信ノ
 シルコトヲエンヤ、タタ正信ノ大機ノミヨクイルコトヲウルナリ、不信ノ
 人ハタトヒヲシフトモウクヘキコトカタシ、靈山ニナホ退亦佳矣ノタク
 ヒアリ、オホヨソ心ニ正信オコラハ修行シ參學スヘシ、シカアラヌハシハ
 ラクヤムヘシ、ムカシヨリ法ノウルホヒナキコトヲウラミヨ、又讀經念佛
 等ノツトメニウルトコロノ功德ヲナンチシルヤイナヤ、タタシタヲウコ
 カシ、コエヲアクルヲ佛事功德トオモヘルイトハ、カナシ佛法ニ擬スルニ
 ウタタトホク、イヨイヨハルカナリ、又經書ヲヒラクコトハ、ホトケ頓漸修

行ノ儀則ヲヲシヘオケルヲアキラメシリ、教ノコトク修行ニレハ、カナラ
 ス證ヲトラシメントナリ、イタツラニ思量念度ヲツヒヤシテ、菩提ヲウル
 功德ニ擬セントニハアラスナリ、オロカニ千萬語ノ口業ヲシキリニシテ、
 佛道ニイタラントスルハ、ナオコレナカエヲキタニシテ、越ニムカハント
 オモハシカコトシ、又圓孔ニ方木ヲイレントセントオナシ文ヲミナカラ
 修スルミチニクシラキ、ソレ醫方ヲミル人ノ合藥ヲワスレンナニ益カア
 ラン、口聲ヲヒマナクセル春ノ田ノカヘルノ晝夜ニナクカコトシ、ツヒニ
 又益ナシ、イハンヤフカク名利ニマトハサルルヤカラコレラノコトヲス
 テカダシ、ソレ利貪ノココロハナハタフカキユエニムカシステニアリキ
 イマノヨニナカラシヤ、モトモアハレムヘシ、タタマサニシルヘシ、七佛ノ
 妙法ハ得道明心ノ宗匠ニ契心證會ノ學人アヒシ、タカフテ正傳スレハ、的
 旨アラハレテ稟持セラルルナリ、文字習學ノ法師ノシリオヨフヘキニア
 ラス、シカアレハスナハチコノ疑迷ヲヤメテ、正師ノヲシヘニヨリ、坐禪辨
 道シテ諸佛ノ自受用三昧ヲ證得スヘシ。

佛教の第一義諦は實に得道明心にあり、契心證會にあり、博解廣聞畢、竟隣家の
 の寶を數ふるのみ。

トフテイハクイマワカ朝ニツタハレルトコロノ法華宗華嚴教トモニ大
 乘ノ究竟ナリ、イハンヤ真言宗ノコトキハ毗盧遮那如來シタシク、金剛薩
 埵ニツタヘテ師資ミタリナラス、ソノ談スルムネ即心是佛、是心作佛トイ
 フテ、多劫ノ修行ヲフルコトナク、一座ニ五佛ノ正覺ヲトナフ、佛法ノ極妙
 トイフヘシ、シカアルニイマイフトコロノ修行ナニノスクレタルコトア
 レハ、カレラヲサシオキテヒトヘニコレヲススムルヤ。
 シメシテイハクシルヘシ、佛家ニハ教ノ殊劣ヲ對論スルコトナク、法ノ淺
 深ヲエラハスタダシ、修行ノ真偽ヲシルヘシ、艸華山水ニヒカレテ佛道ニ
 流入スルコトアリキ、土石沙磧ヲニキリテ佛印ヲ稟持スルコトアリ、イハ
 シヤ、廣大ノ文字ハ萬象ニアマリテ、ナホユタカナリ、轉大法輪、マタ一座ニ
 ヲチマレリ、シカアレハ、即心即佛ノコト、バナホコレ、水中ノ月ナリ、即坐成
 佛ハムネサラニマタカカミノウチノカケナリ、コトハノタクミニカカハ

ルハカラス、イマ眞證菩提ノ修行ヲススムルニ、佛祖單傳ノ妙道ヲシメシ
 ナ、眞實ノ道人トナラシメントナリ、又佛法ヲ傳授スルコトハ、カナラス證
 契ノ人ヲソノ宗師トスヘシ、文字ヲカツフル學者ヲモテソノ導師トスル
 ニタラス、一旨ノ衆旨ヲセカンカトシ、イマコノ佛祖正傳ノ門下ニハミ
 ナ得道證契ノ哲匠ヲウヤマヒテ、佛法ヲ住持セシム、カルカユエニ冥陽ノ
 神道モキタリ歸依シ、證果ノ羅漢モキタリ問法スルニ、オノオノ心地ヲ開
 明スル手ヲツツケストイフコトナシ、餘門ニイマタキカサルトコロナリ、
 タタ佛弟子ハ佛法ヲナラフヘシ、又シルヘシ、ソレラハモトヨリ無上菩提
 カケタルニアラス、トコシナヘニ受用ストイヘトモ承當スルコトヲエサ
 ルユエニ、ミタリニ知見ヲオコスコトヲナラヒトシテコレヲ物トオフニ
 ヨリテ、大道イタツラニ蹉過ス、コノ知見ニヨリテ、空華マチマチナリ、アラ
 ヒハ十二輪轉二十五有ノ境界トオモヒ、三乘五乘有佛無佛ノ見ツクルコ
 トナシ、コノ知見ヲナラフテ佛法修行ノ正道トオモフヘカラス、イマハマ
 サシク佛印ニヨリテ萬事ヲ放下シ、一向ニ坐禪スルトキ、迷悟情量ノホト

リヲコエテ凡聖ノミチニカカハラス、スミヤカニ格外ニ逍遙シ、大菩提ヲ
 受用スルナリ、カノ文字ノ筌蹄ニカカハルモノノカタヲナラフルニオヨ
 ハンヤ。

修行ノ眞僞ヲ知ルヘシの一語、眞に當時の佛教家に對する痛棒たりしなり、
 既に眞修眞證の精神あらんか、一色一香何ぞ得道の好因縁ならざらんや、
 トフテイハク三學ノナカニ定學アリ、六度ノナカニ禪度アリトモ、コレ
 一切ハ菩薩ハ初心ヨリマナフトコロ利鈍ヲワカス修行ス、イマノ坐禪モ
 ツハヒトツナルヘシ、ナニヨリテカコノナカニ如來ノ正法ヲアツメタ
 リトイフヤ。

シメシテイハク、イマコノ如來一大事ノ正法眼藏無上ノ大法ヲ禪宗トナ
 ツクルユエニ、コノ問キタレリ、シルヘシ、コノ禪宗ノ號ハ神丹以東ニオコ
 レリ、竺乾ニハキカス、ハシメ達磨大師嵩山ノ少林寺ニシテ、九年面壁ノア
 ヒタ道俗イマタ佛正法ヲシラス、坐禪ヲ宗トスル婆羅門トナツケキ、ノチ
 代代ノ諸祖、ミナツネニ坐禪ヲモハラスコレヲミルオロカナル俗家ハ實

ヲシラス、ヒタタケテ坐禪宗トイヒキ、イマノヨニハ坐ノコトハヲ簡シテ
 タタ禪宗トイフナリ、ソノコロ諸祖ノ廣語ニアキラカナリ、六度オヨヒ
 三學ノ禪定ニナラツテイフヘキニアラス、コノ佛法ノ相傳ノ嫡意ナルコ
 ト一代ニカクレナシ。如來ムカシ靈山會上ニシテ正法眼藏涅槃妙心無上
 ノ大法ヲモテ、ヒトリ迦葉尊者ニノミ付法セシ儀式ハ、現在シテ上界ニア
 ル天衆、マノアタリミシモノ存セリ、ウタカフヘキニタラス、オホヨソ佛法
 ハ、カノ天衆トコシナヘニ護持スルモノナリ、ソノ功イマタフリスマサニ
 シルヘシ、コレハ佛法ノ全道ナリ、ナラヘテイフヘキ物ナシ。
 然リ禪師ノ所謂坐禪ハ、原始時代ノ禪とは、全くその意義を異にせしなり。

トフテイハク、佛家ナニニヨリテカ四儀ノナカニタタシ坐ニノミオホセ
 テ禪定ヲスヌメテ證入ヲイフヤ。
 シメシテイハク、ムカシヨリノ諸佛、アヒツキテ修行シ證入セルミチキハ
 メシリカタシ、ユエヲタツネハ、タタ佛家ノモチキルトコロヲユエトシル
 ヘシ、コノホカニダツヌヘカラス、タタシ祖師ホメテイハク、坐禪ハスナハ

チ安樂ノ法門ナリ、ハカリシリヌ四儀ノナカニ安樂ナルユエカ、イハンヤ
 一佛二佛ノ修行ノミチニアラス、諸佛諸祖ニミナコノミチアリ。
 トフテイハク、コノ坐禪ノ行ハ、イマタ佛法ヲ證會セサランモノハ、坐禪辨
 道シテソノ證ヲトルヘシ、ステニ佛正法ヲアキラメ、エン人ハ坐禪ナニハ
 マツトコロカアラシ。

シメシテイハク、癡人ノマヘニユメヲトカス、山子ノ手ニハ舟棹ヲアタヘ
 カタシトイヘトモ、サラニ訓ヲタルヘシ、ソレ修證ハヒトツニアラストオ
 モヘルスナハチ外道ノ見ナリ、佛法ニハ修證コレ一等ナリ、イマモ證上ノ
 修ナルユエニ初心ノ辨道スナハチ本證ノ全體ナリ、カルカユエニ修行ノ
 用心ヲサツクルニモ、修ノホカニ證ヲマツオモヒナカレトヲシフ、直指ノ
 本證ナルカユエナルヘシ、ステニ修ノ證ナレハ證ニキハナク證ノ修ナレ
 ハ修ニハシメナシ、ココヲモテ釋迦如來迦葉尊者トモニ證上ノ修ニ受用
 セラレ、達磨大師大鑑高祖オナシク證上ノ修ニ引轉セラル、佛法住持ノア
 トミナカクノコトシ、ステニ證ヲハナレヌ修アリ、ワレラサイハヒニ一分

ノ妙修ヲ單傳セル初心ノ辨道スナハチ一分ノ本證ヲ無爲ノ地ニウルナ
 リシルヘシ修ヲハナレヌ證ヲ染汗セサラシメンカタメニ佛祖シキリニ
 修行ノユルクスヘカラサルトヲシフ妙修ヲ放下スレハ本證手ノ中ニミ
 テリ本證ヲ出身スレハ妙修通身ニオコナハル又マノアタリ大宋國ニシ
 テミシカハ諸方ノ禪院ミナ坐禪堂ヲカマエテ五百六百オヨヒ一二千僧
 ヲ安シテ日夜ニ坐禪ヲススメキソノ席主トセル傳佛心印ノ宗師ニ佛法
 ノ大意ヲトフラヒシカハ修證ノ兩段ニアラヌムネヲキコエキコノユエ
 ニ門下ノ參學ノミニアラス求法ノ高流佛法ノナカニ眞實ヲネカハン人
 初心後心ラエラハス凡人聖人ヲ論セス佛祖ノヲシヘニヨリ宗匠ノ道ヲ
 オフテ坐禪辨道スヘシトススムキカスヤ祖師ノイハク修證ハスナハチ
 ナキニアラス染汗スルコトハエシ又イハク道ヲミルモノ道ヲ修ストシ
 ルベシ得道ノナカニ修行スベシトイフコトヲ
 禪師の所謂坐禪は單に手段にあらずして目的たりしなり故に靜思默坐た
 るのみにあらずして活動的たりしなり。

トフテイハクワカ朝ノ先代ニ教ヲヒロメシ諸師トモニコレ入唐傳法セ
 シトキナンソコノムネヲサシオキテタタ教ヲノミツタヘシ
 シメシテイハクムカシノ人師コノ法ヲツタヘサリシコトハ時節ノイマ
 タイタラサリシユエナリ
 トフテイハクカノ上代ノ師コノ法ヲ會得セリヤ
 シメシテイハク會セハ通シテン
 トフテイハクアルカイハク生死ヲナケクコトナカレ生死ヲ出離スルニ
 イトスミヤカナルミチアリイハユル心性ノ常住ナルコトハリヲシルナ
 リソノムネタラクコノ身體ハステニ生アレハカナラス滅ニウツサレユ
 クコトアリトモコノ心性ハアヘテ滅スルコトナシヨク生滅ニウツサレ
 ス心性ワカ身ニアルコトヲシリヌレハコレヲ本來ノ性トスルカユエニ
 身ハコレカリノスカタナリ死此生彼サタマリナシ心ハコレ常住ナリ去
 來現在カハルヘカラスカクノコトクシルヲ生死ヲハナレタリトハイフ
 ナリコノムネヲシルモノハ從來ノ生死ナカクイエテコノ身ヲハルトキ

性海ニ入ル、性海ニ朝宗スルトキ、諸佛如來ノコトク妙徳マサニソナハル、イマハタトヒシルトイヘトモ前世ノ妄業ニナサレタル身體ナルカユエニ諸聖トヒトシカラス、イマタコノムネヲシラサルモノハ、ヒサシク生死ニメクルヘシ、シカアレハスナハチタタイソキテ心性ノ常住ナルムネヲ了知スヘシ、イタツラニ閑坐シテ一生ヲスクサン、ナニノマツトコロカアラン、カクノコトナクイフムネ、コレハマコトニ諸佛諸祖ノ道ニカナヘリヤイカン。

シメシテイハク、イマイフトコロノ見マタク佛法ニアラス、先尼外道ノ見ナリ、イハク、カノ外道ノ見ハ、ワカ身ウチニヒトツノ靈知アリ、カノ知スナハチ縁ニアフトコロニヨク好悪ヲワキマヘ、是非ヲワキマフ、痛痒ヲシリ苦樂ヲシル、ミナカノ靈知ノチカラナリ、シカアルニカノ靈性ハコノ身ノ滅スルトキ、モスケテカシコニウマルル、ユエニココニ滅ストミユレトモカシコノ生アレハ、ナカク滅セスシテ常住ナリトイフナリ、カノ外道ノ見カクノコトシ、シカアルヲコノ見ヲナラフテ佛法トセン、瓦礫ヲニキリテ

金寶トオモハンヨリモナホオロカナリ、癡迷ノハツヘキタトフルニモノナシ、大唐國ノ慧忠國師フカクイマシメタリ、イマ心常相滅ノ邪見ヲ計シテ、諸佛ノ妙法ニヒトシメ、生死ノ本因ヲオコシテ生死ヲハナレタリトオモハン、オロカナルニアラスヤ、モトモアハレムヘシ、タタコレ外道ノ邪見ナリトシレ、ミミニフルヘカラス、コトヤムコトヲエス、イマナホアハレミヲタレ、テナンチカ邪見ヲスクハハ、シルヘシ、佛法ニハモトヨリ身心一如ニシテ性相不二ナリト談スル、西天東地ヲナシクシレルトコロ、アヘナウタカフヘカラス、イハンヤ、常住ヲ談スル門ニハ萬法ミナ常住ナリ、身ト心トヲワクルコトナシ、寂滅ヲ談スル門ニハ諸法ミナ寂滅ナリ、性ト相トヲワクルコトナシ、シカアルヲナンン身滅心常トイハン、正理ニソムカサランヤ、シカノミナラス、生死ハスナハチ涅槃ナリト覺了スヘシ、イマタ生死ノホカニ涅槃ヲ談スルコトナシ、イハンヤ、心ハ身ヲハナレテ常住ナリト領解スルヲモテ、生死ヲハナレタル佛智ニ妄計ストイフトモ、コノ領解知覺ノ心ハスナハチナホ生滅シテ、マタ常住ナラス、コレハカナキニアラスヤ、

管観スヘシ、身心一如ノムネハ佛法ノツネノ談スルトコロナリ、シカアル
 ニナンソコノ身ノ生滅セントキ、心ヒトリ身ヲハナレテ生滅セサラシ、モ
 シ一如ナルトキキアリ、一如ナラヌトキアラハ佛説オノツカラ虚妄ニア
 リヌヘシ、又生死ハノソクヘキ法ソトオモヘルハ、佛法ヲイトフツミトナ
 ル、ツツシマサランヤ、佛法ニ心性大總相ノ法門トイフハ一大法界ヲコメ
 テ性相ヲワカス生滅ヲイフコトナシ、菩提涅槃ニオヨフマテ心性ニアラ
 サルナシ、一切諸法萬象森羅トモニタタコレ一心ニシテ、コメスカネサル
 コトナシ、コノモロモロノ法門ニミナ平等一心ナリ、アヘテ異途ナシト談
 スル、コレスナハチ佛家ノ心性ヲシレル様子ナリ、シカアルヲコノ一法ニ
 身ト心トヲ分別シ、生死ト涅槃トヲワクルコトアラシヤ、ステニ佛子ナリ
 外道ノ見ヲカタル狂人ノシタノヒヒキヲミミニフルルコトナカレ。
 心常相滅の見、身心二元論は、古來俗耳に入り易き論なり、しかれども佛教の
 教理より見れば、畢竟一場の戲論たるを免れず。
 トフタイハク、コノ坐禪ヲモハラセシ人、カナラス戒律ヲ嚴淨スヘシヤ。

シメシタイハク、持戒梵行ハ、スナハチ禪門ノ規矩ナリ、佛祖ノ家風ナリ、イ
 マ又戒ヲウケス、又戒ヲヤフレルモノ、ソノ分ナキニアラス。
 トフタイハク、コノ坐禪ヲツトメン人、サラニ眞言止觀ノ行ヲカネ修セン、
 サマタケアルヘカラスヤ。
 シメシタイハク、在唐ノトキ、宗師ニ眞訣ヲキキシチナミニ、西天東地ノ古
 今ニ佛印ヲ正傳セン諸祖イツレモ、イマタシカノコトキノ行ヲカネ修ス
 トキカストイヒキ、マコトニ一事ヲコトトセサレハ、一智ニ達スルコトナシ。
 榮西の顯密禪を兼修せしを見聞したる當時の人の疑問として、はかくある
 べき筈なり。
 トフタイハク、コノ行ハ、在俗ノ男女モツトムヘシヤ、ヒトリ出家人ノミ修
 スルカ。
 シメシタイハク、祖師ノイハク、佛法ヲ會スルコト、男女貴賤ヲエラフヘカ
 ラストキ、コユ。
 トフタイハク、出家人ハ、諸緣スミヤカニハナレテ坐禪辨道ニサハリナシ、

在俗ノ繁務ハイカニシテカ一向ニ修行シテ無爲ノ佛道ニカナハン。
 シメシテイハク、オホヨソ佛祖アハレミノアマリ廣大ノ慈門ヲヒラキオ
 ケリ、コレ一切衆生ヲ證入セシメンガタメナリ、人天タレカイヲサランモ
 ノヤ、ココヲモテムカシイマヲタツヌルニ、ソノ證コレオホシ、シハラク代
 宗順宗ノ帝位ニシテ萬機イトシケカリシ、坐禪辨道シテ佛祖ノ大道ヲ會
 通ス、李相國防相國トモニ輔佐ノ臣位ニハンヘリテ一天ノ股肱タリシ、坐
 禪辨道シテ佛祖ノ大道ニ證入ス、タタコレココロサシノアリナシニヨル
 ヘシ、身ノ在家出家ニハカカハラシ、又フカクコトノ殊劣ヲワキマフル人
 オノツカラ信スルコトアリ、イハンヤ世務ハ佛法ヲサユトオモヘルモノ
 ハ、タタ世中ニ佛法ナシトハミシリテ、佛中ニ世法ナキコトヲイマタシラ
 サルナリ、チカコロ大宋ニ馮相公トイフアリキ、祖道ニ長セリシ大官ナリ、
 ノチニ詩ヲツクリテミツカラヲイフニイハク、公事之餘喜坐禪、少曾將脇
 到牀眠、雖然現出宰官相、長老之名四海傳、コレ官務ニヒマナカリシ身ナレ
 トモ、佛道ニココロサシフカケレハ得道セルナリ、佗ヲモテワレヲカヘリ

ミヨムカシヲモテイマヲカカミルヘシ、大宋國ニハイマノヨノ國王大臣
 士俗男女トモニ心ヲ祖道ニトメストイフコトナシ、武門文家イツレモ
 參禪學道ヲココロサセリ、ココロサスモノカナラス心地ヲ開明スルコト
 オホシ、コレ世務ノ佛法ヲサマタケサルオノツカラシラレタリ、國家ニ眞
 實ノ佛法弘通スレハ諸佛諸天ヒマナク衛護スルカユエニ王化太平ナリ、
 聖化太平ナレバ佛法ソノチカラヲウルモノナリ、又釋尊ノ在世ニハ逆人
 邪見ミチヲエキ、祖師ノ會下ニハ獵者樵翁サトリヲヒラク、イハンヤソノ
 ホカノ人ヲヤ、タタ正師ノ教道ヲタツヌヘシ。
 トフテイハク、コノ行ハイマ末代惡世ニモ修行セハ證ヲウヘシヤ、
 シメシテイハク、教家ニ名相ヲコトトセルニナホ、大乘實教ニハ正像末法
 ヲワクコトナシ、修スレハミナ得道ストイフ、イハンヤ、コノ單傳ノ正法ニ
 ハ入法出身オナシク自家ノ財珍ヲ受用スルナリ、證ノ得否ハ修センモノ
 オハツカラシランコト、用水ノ人ノ冷煖ヲミツカラワキマフルカコト、シ
 トフテイハク、アルカイハク、佛法ニハ即心是佛ノムネヲ了達シヌルカコ

トキハ、クチニ經典ヲ誦セス、身ニ佛道ヲ行セサレトモ、アヘテ佛法ニカケタルトコロナシ、タタ佛法ハモトヨリ自己ニアリトシル、コレヲ得道ノ全圖トス、コノホカサラニ佗人ニムカヒテモトムヘキニアラス、イハンヤ坐禪辨道ヲワツラハシクセンヤ、

シメシテイハク、コノコトハモトモハカナシ、モシナンチカイハコトクナラハ、ココロアラシモノ、タレカコノムネヲヲシヘンニシルコトナカラシ、シルシルヘシ、佛法ハマサニ自佗ノ見ヲヤメテ學スルナリ、モシ自己即佛トシルヲモテ得道トセハ、釋尊ムカシ化道ニワツラハシ、シバラク古徳ノ妙則ヲモテコレヲ證スヘシ、ムカシ則公監院トイフ僧、法眼禪師ニ會中ニアリシニ、法眼禪師トフテイハク、則監寺ナシ、カワカ會ニアリテイタクハクノトキノ、則公カイハク、ワレ師ノ會ニハンヘリテヌテニ三年ヲヘタリ禪師カイハク、ナンチハコレ後生ナリ、ナンソツネニワレニ佛法ヲトハサル、則公カイハク、ソレカシ和尙ヲアサムクヘカラス、カツテ青峰禪師ノトコロニアリシトキ、佛法ニオキテ安樂ノトコロヲ了達セリ、禪師ノイハク、

ナンチイカナルコトハニヨリテカイルコトヲエン、則公カイハク、ソレカシカツテ青峰ニトヒキ、イカナルカコレ學人ノ自己ナル、青峰ノイハク、丙丁童子來求火、法眼ノイハク、ヨキコトハナリ、タタシオソラクハナンチ會セサラシコトヲ、則公カイハク、丙丁ハ火ニ屬ス、火ヲモテサラニ火ヲモトム、自己ヲモテ自己ヲモトムルニニタリト會セリ、マコトニシリヌ、ナンチ會セサリケリ、佛法モシカクノコトクナラハ、ケフマテニツタハレシ、ココニ則公憫悶シテスナハチタチヌ、中路ニイタリテオモヒキ、禪師ハコレ天下ノ善知識、又五百人ノ大導師ナリ、ワカ非ヲイサムル、サタメテ長處アラシ、禪師ノミモトニカヘリテ、懺悔禮謝シテトフテイハク、イカナルカコレ學人ノ自己ナル、禪師ノイハク、丙丁童子來求火ト、則公コノコトハノシタニヲホキニ佛法ヲサトリキ、アキラカニシリヌ、自己即佛ノ領解ヲモテ佛法ヲシレリトイフニハアラストイフコトヲ、モシ自己即佛ノ領解ヲ佛法トセハ、禪師サキノコトハヲモテミチビカシ、又シカノコトクイマシムヘカラス、タタマサニハシメ善知識ヲミンヨリ修行ノ儀則ヲ咨問シテ、一向ニ坐

禪辨道シテ、一知半解ヲ心ニトトムルコトナカレ、佛法ノ妙術ソレムナシカラジ。

トフテイハク、乾唐ノ古今ヲキクニ、アルヒハタケノコエヲキキテ道ヲサトリ、アルヒハハナノイロヲミテココロヲアキラムルモノアリ、イハンヤ釋迦大師ハ明星ヲミシトキ道ヲ證シ、阿難尊者ハ刹竿ノタフレシトコロニ法ヲアキラメシノミナラス、六代ヨリノチ五家ノアヒタニ、一言半句ノシタニ心地ヲアキラムルモノオホシ、カレラカナラスシモカツテ坐禪辨道セルモノノミナランヤ。

シメシテイハク、古今ニ見色明心シ聞聲悟道セシ當人、トモニ辨道ニ擬議量ナリ、直下ニ第二人ナキコトヲシルヘシ。

トフテイハク、西天オヨヒ神丹國ハ、人モトヨリ質直ナリ、中華ノシカラシムルニヨリテ、佛法ヲ教化スルニイトハヤク會入ス、我朝ハムカシヨリ仁智スクナクシテ正種ツモリカタシ、番夷ノシカラシムルウラミサランヤ、又、コハクニハ、出家人ハ、大國ハ、在家人ニモオトレリ、累世オロカニシテ心

量狭少ナリ、フカク有爲ノ功ヲ執シテ事相ノ善ヲコノム、カクノコトクノヤカラ、タトヒ坐禪ストイフトモ、タチマチニ佛法ヲ證得センヤ。

禪師の觀たる日本人の性情、また興味なしとせんや、殊に有爲ノ功ヲ執シテ事相ノ善ヲコノムの一語、奈良平安朝時代の宗教心を道破して遺憾なし。

シメシテイハク、イフカコトシ、ワカクニノ人イマタ仁智アマネカラス、人マタ迂曲ナリ、タトヒ正直ノ法ヲシメストモ、甘露カヘリテ毒トナリスヘシ、名利ニハオモムキヤスク、惑執トラケカタシ、シカハアレトモ佛法ニ證入スルコト、カナラスシモ人天ノ世智ヲモテ出世ノ舟航トスルニハアラス、佛在世ニモテマリニヨリテ四果ヲ證シ、袈裟ヲカケテ大道ヲアキラメシ、トモニ愚暗ノヤカラ癡狂ノ畜類ナリ、タダシ正信ノタスクルト、コロマトヒヲハナルルミチアリ、マタ癡老ノ比丘默坐セシヲミテ、設齋ノ信女サトリヲヒラキシ、コレ智ニヨラス、文ニヨラス、コトハヲマタス、カタチリヲマタス、タタシコレ正信ニタスケラレタリ、マタ釋教ノ三千界ニヒロマルコト、ワツカニ二千餘年ノ前後ナリ、刹土ノシナシナル、カナラスシモ仁

智ノクニニアラス、人マタカナラスシモ利智聰明ノミアランヤ、シカアレトモ如來ノ正法モトヨリ不思議ノ大功德力ヲソナヘテ、トキイタレバソノ刹土ニヒロマル、人マサニ正信修行スレハ、利鈍ヲツカスヒトシク得道スルナリ、ワカ朝ニハ仁智ノクニニアラス、人ニ知解オロカナリトシテ佛法ヲ會スヘカラストオモフコトナカレ、イハンヤ、人ミナ般若ノ正種ユタカナリ、タタ承當スルコトマレニ、受用スルコトイマタシキナラン。

辨道話は禪師歸朝より數年を経たる寛喜三年の著なるも、當時の社會が如何に禪を觀たるかを知るに足るとともにまた禪師の禪なるもの内容、及び他宗と如何なる關係を有するかを見るべし。蓋し禪は、佛教中に於て最も原始的の面影を存するものなるも、禪師の所謂禪は、大にその内容の意義を異にし、その戒慧等と對立的なりしも、達磨に至して少しくその内容の發達を生じ、永嘉馬祖洞山等に至りては、否定的消極的の傾向より一轉して、肯定的積極的となりて、華嚴眞言の教理と伯仲するに至れり、禪師は、此の禪を傳

へて更にその内容を豊富にし、且つ一時宋朝に於て起れる修學上の弊風を除却して、清新なる血液を與へたり、是れこゝに掲げたる『辨道話』の依りても、之を知ることを得るのみならず、左に掲ぐる所の語によりてもまた之を知ることを得べし。

佛法ヲナラフトイフハ、自己ヲナラフナリ、自己ヲナラフトイフハ、自己ヲ
 フスル、ナリ、自己ヲフスル、トイフハ、萬法に證セラル、ナリ、萬法ニ證
 セラル、トイフハ、自己ノ身心オヨヒ他己ノ身心ヲシテ脱落セシムルナ
 リ、悟迹の休歇ナルアリ、休歇ナル悟迹ヲ跳出ナラシム。
 證上ニ萬法ヲアラシメ、出路ニ一如ヲ行ス。

禪師の所謂佛法とは禪なり、此の禪を參究するは、吾人の眞面目を究明するにあり、しかれども、吾人の眞面目とは云へ、他に對して對立的に自己を認むるは未だ眞に禪を參究するものにあらず、自己と萬法と融し小我を出で、大我に融合し、差別界より平等界に到着するにあり、しかも、平等大我に停滯する猶ほ一重の迷妄たるを免れず、平等即差別にして、大小異同の限界を跳出

して而も差別に順應するに至り始めて禪の真意を到達したるものと云ふべし。禪師の所謂禪の一斑は此の如し、而して茲に吾人の知らんと欲する所は、かゝる見地より觀たる生死問題は、如何に解決を與へられたるかにあり、蓋し生死問題は、宗教哲學等の思索上に於ける重要問題にして、殊に禪師の如きは出家求道の原因は、此の問題の解決を得んとするにあり、たればなり、今左に禪師の死生觀とも云ふべき語を抄録せん。

生死ノナカニ佛アレバ生死ナシ、マタイハク、生死ノナカニ佛ナケレバ、生死ニマトハズ、コ、ロハ夾山定山トイハレシフタリノ禪師ノコトハナリ、得道ノ人ノコトハナレバ、サダメテムナシクマウケシ、生死ヲハナレントオモハム人、マサニコノムネヲアキラムベシ、モシ、人、生、死、ノ、ホ、カ、ニ、ホ、ト、ケ、ヲ、モ、ト、ム、レ、バ、ナ、カ、エ、ヲ、キ、タ、ニ、シ、テ、越、ニ、ム、カ、ヒ、オ、モ、テ、ヲ、ミ、ナ、ミ、ニ、シ、テ、北、斗、ヲ、ミ、ン、ト、ス、ル、ガ、ゴ、ト、シ、イ、ヨ、イ、ヨ、生、死、ノ、因、ヲ、ア、ツ、メ、テ、サ、ラ、ニ、解、脱、ノ、ミ、チ、ヲ、ウ、シ、ナ、ヘ、リ、タ、ラ、生、死、ス、ナ、ハ、チ、涅、槃、ト、コ、ロ、エ、テ、生、死、ト、シ、テ、イ、ト、フ、ベ、キ、モ、ナ、ク、涅、槃、ト、シ、テ、ネ、ガ、フ、ベ、キ、モ、ノ、ナ、シ、コ、ノ、ト、キ、ハ、ジ、メ、テ、生、死、ヲ、ハ、

ナル、分アリ。

生ヨリ死ニウツルトコ、ロウルハ、コレアヤマリナリ、生ハヒト、キノク
ラキニテ、ステニサキアリノチアリ、カルカユエニ佛法ノナカニハ、生ハナ
ハチ不生トイフ、滅モヒト、キノクラキニテ、マタサキアリノチアリ、コレ
ニヨリテ滅スナハチ不滅トイフ、生トイフトキニハ生ヨリホカニモノナ
ク、滅トイフトキニハ滅ノホカニモノナシ、カルカユヘニ生キタラバ、ダ
コレ生滅キタラバコレ滅ニムカヒテツカフベシトイフコトナカレ、ネガ
フコトナカレ、コノ生死ハスナハチ佛ノ御イノチナリ、コレヲイト、ヒステ
ントスレバ、スナハチ佛ノ御イノチヲウシナハントスルナリ、コレニト
マリテ生死ニ著スレバ、コレモ佛ノ御イノチヲウシナフナリ、佛ノアリサ
マヲトハムルナリ、イトフコトナクシタフコトナキ、コノトキハジメテ佛
ハ、コ、ロ、ニ、イ、ル。
タ、シ、心、ヲ、モ、テ、ハ、カ、ル、コ、ト、ナ、カ、レ、コ、ト、ハ、ラ、モ、ラ、イ、フ、コ、ト、ナ、カ、レ、ダ、ダ、ワ
ガ、身、ヲ、モ、心、ヲ、モ、ハ、ナ、チ、ワ、ス、レ、テ、佛、ノ、イ、ヘ、ニ、ナ、ケ、イ、レ、テ、佛、ノ、カ、タ、ヨ、リ、オ

コナハレテ、コレニシタガヒモテユクトキ、チカラヲモイレズ、コ、ロヲモ
 ツヒヤサズシテ、生死ヲハナレ佛トナル、タレノ人カコ、ロニト、コホルベ
 キ、佛トナルニイトヤスキ、ミチアリ、モロモロノ惡ヲツクラス、生死ニ著ス
 ルコ、ロナク、一切衆生ノタメニアハレ、ミフカクシテ、カミヲウヤマヒ、シ
 モヲアハレミ、ヨロツライトフコ、ロナク、ネカフコ、ロナクテ、心ニオモ
 フコトナク、ウレフルコトナキ、コレヲ佛トナツク、マタホカニタツスルコ
 トナカレ、(生死)

曩に世を厭ひたる禪師は、今や厭世の人にあらず、死を恐れたる禪師は、既に
 死の恐怖を脱せり、生とは何ぞや、死とは何ぞや、無盡法界に於ける一動一靜
 なり、法性海中に於ける雌波なり、雄波なり、生一絲を増ます、死一毫を減せず、
 何をか欣ひ、何をか厭ひ、何をか恐れんや、生は生に任せ、死は死に任せて、吾人
 は、唯その爲すべき所をなすのみ、故に、また曰く、

シカアレハ一日ハオモカルヘキナリ、イタツラニ百歳イケランハ、ウラム
 ヘキ日月ナリ、カナシムヘキ形骸ナリ、タトヒ百歳ハ、日月ハ聲色ノ奴婢ト

馳走ストモ、ソノナカ一日ノ行持ヲ行取セハ、一生ハ百歳ヲ行取スヘキナ
 リ、コノ一日ノ身命ハ、タフトフヘキ身命ナリ、タフトフヘキ形骸ナリ、カル
 一日ヲイタツラニツカフコトナカレ、コノ一日ハヲシムヘキ重寶ナリ、尺
 璧ノ價直ニ擬スヘカラス、瓠珠ニカフルコトナカレ、古賢ヲシムコト身命
 ヨリモスキタリ、シツカニオモフヘシ、瓠珠ハモトメツヘシ、尺璧ハウルコ
 トモアラン、一生百歳ノウチノ一日ハ、ヒトタヒウシナハン、フタタヒウル
 コトナカラシ、イツレノ善巧方便アリテカ、スキニシ一日ヲフタタヒカヘ
 シエタル、紀事ノ書ニシルササルト、コロナリモシイタツラニス、マササル
 ハ、日月ヲ皮袋ニ包含シテモラササルナリ、シカアルヲ古聖先賢ハ、日月ヲ
 ヲシミ、光陰ヲヲシムコト、眼睛ヨリモヲシム、國土ヨリモヲシム、ソノイタ
 ツラニ蹉過スルトイフハ、名利ノ浮世ニ濁亂シユクナリ、イタツラニ蹉過
 セストイフハ、道ニアリナカラ道ノタメニスルナリ、ズテニ決了スルコト
 ナエタラン、マタ一日ヲイタツラニセサルヘシ、ヒトヘニ道ノタメニ行取
 シ道ノタメニ説取スヘシ、云々(行持)

ユカエニイケランコト一日ナランハ、諸佛ノ機ヲ會セハ、コノ一日ヲ曠劫
 多生ニモスクレタリトスルナリ、コノユエニイマタ決了セサラントキハ、
 どあ、誰か今日を輕んずるものぞ、現世を夢幻視するものぞ、吾人の身心、一
 度眞摯なる宗教的自覺に喚起せられんか、有限の身心は直に無限の大身心
 なり、その一舉手一投足は、衆生利濟の業務となり、吾人の生涯は、光輝ある社
 會進化の途程となるなり。

第二節 深草及び興聖寺時代

歸朝以來、錫を建仁寺に駐められたる禪師は、寛喜元年、山城國宇治郡深草
 の里なる安養院と云へる廢院に遷られぬ、その當初は比較的閑適にして、此
 間になれる左の吟詠は、その消息の一斑を知る。

雙忘取捨思、簡然萬物同時現、在前佛法從今心、既盡身儀向後且隨緣。

木人昨夜離魂去、露柱燈籠戀舊恩、同道方知絕境界、勿教動著覆乾坤。

觸目週緣盡是親、經行坐臥躰全眞、有人若問箇中意、法眼藏中一點塵。

大用現前常眼新、雖然如是易呈眞、愁人莫向愁人道、向道愁人愁殺人。

生死可憐雲變更、迷途覺路夢中行、唯留一事醒猶記、深草閑居夜雨聲。
 涼風方度覺秋響、天氣爽清結果新、結果新時香滿界、無回避處沒疎親。
 然れども、禪師の學徳は何時しか世に傳はりて、深草の佛法房の聖人なる語
 は四方に宣傳し、諸宗の高僧碩學を始めとし、王侯將相士民の道を訪ふもの
 日に多く、桃李言はざるも自ら蹊をなすの觀ありき、而して前に掲げたる辨
 道話の如き、此間の垂示になれるものなりと云ふ、蓋し化導の時期漸く至れ
 るものか、既にかゝる状態なれば、一小廢院たる安養院は不便も多ほかりけ
 れば、天福元年の春には、極樂寺の舊趾に移られたり、時に齡三十四歳なりき。
 禪師は錫を安養院より極樂寺の舊趾に轉せられたるも、諸堂既に廢頽して
 一字の佛殿を存せるのみ、之を觀音導利院と名けて、接化の道場に充てられ
 しも、廢集せる求道者を容るゝに足らず、參學の道俗往々、戶外に駢居せざる
 を得ざるを以て、法堂及び僧堂の建立を發願せり、茲に於て、一力以て事に當
 らんとするも多かりしも、唯法堂のみに正覺禪尼の請に任せて建立せしめ、
 僧堂は禪師自ら廣く社會に訴へて信施を請へり、その化帖の序に曰く、

稽首和南敬白十方一切諸佛菩薩賢聖僧衆天上人間龍府八部善男子善女人等以一錢淨信欲建立一場道場事。

右菩薩戒經云若佛子常應教化一切衆生建立僧坊山林園田立作佛塔冬夏安居坐禪處所一切行道處皆應立之若不爾者犯輕垢罪然寺院是諸佛ノ道場也神丹ノ佛寺ハ天竺ノ僧院ヲウツセリ日本ノ精舎モ又カレヲ學ブベシ其功大ニ其德厚ク國國ニ傳ハリ人人ニホドコス處アラン吾入宋歸朝ヨリ以來一寺草創ノ志願ヲ起シテ日久月深イヘドモ衣孟ノサ、ウベキナシ今勝地一處ヲ深艸ノ邊極樂寺ノ舊址ニ得タリ觀音導利院ト名ク蕪草ノウエ叢林ナラズ此處ニ甲刹ヲカマエントス寺院ノ最要ハ佛殿法堂僧堂也此中佛殿ハモトヨリアリ法堂イマダシ僧堂最モ切要ナリ今是ヲ建立セントス其テイダラク七間ノ堂宇ヲタテ堂内ニヘタテナシ長牀ヲ設テ僧衆集リ住シ晝夜ノ行道暫モヲコタラズ正中ニ聖僧ヲ安ジテ僧衆圍繞シテ住ス三寶一堂ニ歸崇スル儀軌行來レル事久シ功德モ多ク佛事モヒロガルベシ一カノ終功ヲ可求イヘドモ徧ク良縁ヲ結ンガ爲ニ廣ク

十方ヲ化スコレ竺土漢土ノ勝蹟也此法像法僧儀也檀主ノ名字ヲ聖僧ノ腹心ニ收メ置テ卍字ノ種智トシ自他ノ文彩トセン此ナカニサキダチテ得道ノ人アランニハ彼レヲ此衆ノ導師トセシ善智識ニアラザランヤ獨リ人中ヲス、ムルノミニアラズ天上龍宮モ化スベシ仙界冥府ニモ聞フベシ只是釋尊所轉ノ法輪也法界ノ内外ニ及ブコトアラン謹疏。

嘉禎元年十二月

日

都勸緣

住觀音導利院 沙門釋氏

既にして事四方に聞え、遠近力を發せ、道俗志を寄せ、その翌嘉禎二年四月僧堂竟に竣工し、尋いて正覺禪尼法堂を造立し、藤原敎家法座を喜捨し、その他殿堂門廡厨庫三門浴室東司皆落成す、乃ち命名して觀音導利院興聖寶林寺と稱し、十月十五日祝國開堂の式を擧ぐ、その上堂の語に曰く、

山僧叢林を歷ること多からず、只是等閑に天童先師に見えて、當下に眼橫鼻直を認得して人に瞞せられず、便乃空手にして郷に還る、所以に一毫も佛法無し、任運に且く時を延ぶ、朝朝日は東より出で、夜夜月は西に沈む、雲

收りて山骨露はれ、雨過ぎて四山低る、畢竟如何、

三年一閏に逢ひ、鶏は五更に向つて啼く。

(原漢文)

茲に於て、禪師の事業は漸く端緒に着くを得たり、是れ實に、禪師年三十七歳
の時にして、眞に我國に於ける名實相戻らざる禪の寺院として、の嚆矢と云
ふべきなり、既に禪の専門道場を得たる禪師は、如何にその門下を教導せし
か、當時僧堂の學人に示されたる、重雲堂式なるものあり、左に之を掲げん、

重雲堂式

一、道心アリテ名利ヲナゲステ、ンヒトイルベシ、イタヅラニマコトナカラ
ンモノイルヘカラズ、アヤマリテイレリトモ、カンガヘテイダスベシ、シ
ルベシ、道心ヒツカニオコレバ、名利ヲチドコロニ解脱スルモノナリ、オ
ホヨソ大千界ノナカニ、正嫡ノ付屬マレナリ、ワガクニムカシヨリイマ
コレヲ本源トセン、ノチヲアワレミテ、イマヲオモクスベシ。

一堂中ノ衆ハ乳水ノゴトクニ和合シテ、ダガヒニ道業ヲ一興スベシ、イマ
ハシバラク賓主ナリトモ、ノチニハナガク佛祖ナルベシ、シカアレハス

ナハチ、オノオノトモニアヒガタキニアヒテオコナヒガタキヲオコナ
フ、マコトノオモヒヲワスル、コトナカレ、コレヲ佛祖ノ身心トイフ、カ
ナラズ佛トナリ祖トナル、ステニ家ヲハナレ里ヲハナレ、雲ヲタノミ水
ヲタノム、身ヲタスケ道ヲタスケンコト、コノ衆ノ恩ハ父母ニモスグベ
シ、父母ハシバラク生死ノナカノ親ナリ、コノ衆ハナガク佛道ノトモニ
テアルベシ。

一、アリキヲコノムベカラズ、タトヒ切要ニハ一月ニ一度ヲユルス、ムカシ
ノヒトトホキ山ニスミ、ハルカナル林ニオコナヒシ、人事マレナルノミ
ニアラズ、萬縁トモスツ、韶光晦跡セシコ、ロヲナラフベシ、イマハコレ
頭燃ヲハラフトキナリ、コノトキヲモテ、イタヅラニ世縁ニメグラサム、
ナゲカザラメヤ、ナゲカザラメヤハ、無常タノミガタシ、シラズ露命イカ
ナルミチノクサニカオチン、マコトニアハレムベシ。

一堂ノウチニテ、タトヒ禪冊ナリトモ、文字ヲミルベカラズ、堂ニシテハ究
理辨道スベシ、明窓下ニムカフテハ古鏡照心スベシ、寸陰スツルコトナ

カレ、専一ニ功夫スベシ。

一オホヨソヨルモヒルモ、サラントコロヲバ、堂主ニシラスベシ、ホシイマ、ニアソブコトナカレ、衆ノ規矩ニカ、ハルベシ、シラズ今生ノオハリテモアルラン、閑遊ノナカニイノチヲホハン、サダメテノチニクヤシカラシ。

一他人ハ非ニ手カクベカラズ、ニクムコ、ロニテヒトノ非ヲミルベカラズ、不見他非我是自然上敬下恭ノムカシノコトバアリ、マタヒトノ非ヲナラフベカラズ、ワガ徳ヲ修スベシ、ホトケモ非ヲ制スルコトアレドモ、ニクメトニハアラズ。

一大小ノ事カナラス堂主ニフレテヲコナフベシ、堂主ニフレズシテ、コトヲオコナハンヒトハ、堂ヲイダスベシ、賓主ノ禮ミダレバ、正偏アキラメガタシ。

一堂ノウチ、ナラビニソノ近邊ニテ、コエヲタカクシカシラヲツドヘテモ、ノイフベカラズ、堂主コレヲ制スベシ。

一堂ノウチニテ行道スベカラズ。

一堂ノウチニテ珠數モツベカラズ、手ヲタレタイデイリスベカラズ。

一堂ノウチニテ念誦看經スベカラズ、檀那ノ一會ノ看經ヲ請センハユルス。

一堂ノウチニテ、ハナタカクカミ、ツバキタカクハクベカラズ、道業ノイマ

ダ通達セザルコトヲカナシムベシ、光陰ノヒソカニウツリ、行道ノイノ

チヲウバフコトヲオシムベシ、オノツカラ少水ノウヲノコ、ロアラム。

一堂ノ衆アヤオリモノヲキルベカラズ、カミスノナドヲキルベシ、ムカシ

ヨリ道ヲアキラメンヒトミナカクノゴトシ。

一サケニエヒテ、堂中ニイルベカラズ、ワスレテアヤマランハ、禮拜懺悔ス

ベシ、マタサケヲトリイルベカラズ、ニラギノ臭シテ、堂中ニイルベカラズ。

一イサカヒセンモノハ、二人トモニ下寮スベシ、ミヅカラ道業ヲサマタゲ

ルノミ、ニアラズ、他人ヲモサマタグルユエニ、イサカハンヲミテ制セサ

ルモノモ、オナジクトガアルベシ。

一堂中ノヲシヘニカ、ハラザランハ、諸人オナジコ、ロニテ擲出スベシ

オカシトオナジコ、ロニアランハトガアルベシ。
 一堂俗ヲ堂内ニマネキテ衆ヲ起動スベカラズ、近邊ニテモ賓客トモノイ
 フコエタカクスベカラズ、コトサラ修練自稱シテ供養ヲムサボルコト
 ナカレ、ヒサシク參學ノコ、ロザシアランカ、アナガチニ巡禮ノアラム
 ハイルベシ、ソノトキモカナラズ堂主ニフルベシ。
 一齋粥ノトキ、鉢盂ノ具足ヲ地ニオトサンヒトハ、叢林ノ式ニヨリテ野油
 アルベシ。

一オホヨソ佛祖ノ制誠ヲバ、アナガチニマモルベシ叢林ノ清規ハホネニ
 モ銘スベシ、心ニモ銘ズベシ。

一一生安穩ニシテ、辨道無爲ニアラントネガフベシ。

一以前ノ數條ハ、古佛ノ身心ナリ、ウヤマヒシダガフベシ。

曆仁二年己亥四月二十五日

觀音導利興聖護國寺開闢沙門

道元示

禪師は、此の枯淡嚴峻の風を以て、學徒を率ゐる腐敗せる佛教界に一異彩を放

ち、且つ禪の宣傳として成効を奏せり、笠山禪師を傳授して曰く、

夫レ日本佛法流布センヨリ七百歳ニ、ハジメテ師正法ヲオコス、イハユル
 佛滅後一千五百年、欽明天皇一十三壬申歲壬申歲、ハジメテ新羅國ヨリ佛
 像等ソタリ、十四歲癸酉ニスナハチ佛像二軸ヲイレテ渡ス、然シヨリ漸ク
 佛法ノ靈驗アラハレテ後十一年トイヒシニ、聖德太子佛舍利ヲニギリテ
 ウマル、用明天皇三年ナリ、法華勝鬘等ノ經ヲ講ゼシヨリコノカタ、名相教
 文天下ニ布リ、橘ノ大后所請トシテ唐ノ齊安國師下ノ人、南都ニ來リシカ
 ドモ、ソノ碑文ノミ殘リアリテ、兒孫相嗣セサレバ風規ツタハラズ、後覺阿
 上人膳堂ハ、佛眼遠禪師ノ眞子トシテ歸朝センカドモ宗風オコラズ、又東
 林惠敏和尚ノ宗、榮西僧正相嗣シテ黃龍八世トシテ宗風ヲ興サントシテ
 興禪護國論ヲツクリテ奏聞セシカドモ、南都北京ヨリサ、ヘラレテ純一
 ナラズ、顯密心ハ三宗ヲオク、然ルニ師ツノ嫡孫トシテ、臨濟ノ風氣ニ通徹
 トスイヘドモ、ナラ淨和尚ヲトフラヒテ一生ノ事ヲ辨ジ、本國ニカヘリ正
 法ヲ弘通ス、實ニコレ國ノ運ナリ人ノサヒハイナリ、アダカモ西天二十八

祖達磨大師ハシメテ唐土ニイルガゴトシ、コレ唐土ノ初祖トス、師マタカクノゴトシ、大宋國五十一祖ナリトイヘドモ、今ハ日本ノ元祖ナリ、ユヘニ師ハヨノ門下ノ初祖ト稱シタマツル(傳光錄)

夢住國師また曰く、

中比建仁の本願(榮西を云ふ)入唐して、禪門戒律の儀傳へられしも、只狹牀にて事々しき坐禪の儀はなかりけり、國の風儀にまかせて天台眞言などあひならへり、一向の禪院の儀式は時至りて佛法房の上人道元を云ふ、深草にて大唐の如く廣牀の坐禪始めて行す、其の時は坐禪めづらしきことにて、信ある俗等拜し貴ぶをかりけりと、其の時の僧がたり侍り云々

榮西は興禪護國論を著はして、禪の獨立を主張したるも、所謂國の風儀にまかせて天台眞言などあひならへりと、台密禪の兼修を餘儀なくせられたるも、今や禪師によりても純一なる禪の專門道場を見るに至れり、是れ一は時代に推移する所ならんも、また實は禪師が政權に阿附せず、天台眞言の諸宗に對抗せず、徐に且つ最も眞面目にその主張を宣傳したるに由るものと

云はざるべからず。

禪師歸朝して錫を建仁寺に駐め、尋いて深草の廢院に移り、更に興聖寺の建立となり、或は『普觀坐禪儀』を撰して禪の宏範を示し、或は『辨道話』を述べて普く世人の誤解を解き、道聲漸く聞えければ、禪師の門を訪ふもの尠からず、檀信の懇請によりて、往いて法を説くこと壹百餘回、菩薩戒を受くるもの二千餘人に及びたりと云ふ、彼の越前永平寺の開基たる波多野出雲守藤原義重の如きもその一人なり、加之、他宗他派の僧もまた尠からず、彼の由良法燈國師の如き禪師に就て戒脈を受けたりと云ふ、『法燈國師年譜』に曰く、

仁治三年壬寅、師三十六歳、城南深州極樂の元和尙に依りて菩薩戒を受く、元入宋の時、天童淨和尙より相傳の血脈なり、元は乃ち永平開山佛法上人也。

(原漢文)

とまた曰く、

寺に扁して(由良を指す)西方と曰ふ、永平寺の佛法上人道元をして額の篆字を書せしむ(同)

とあり、以て禪師と法燈國師との關係を知るべし、其他鎌倉の淨土宗光明寺の開山良忠上人の如き、また問法者の一人なりき、而して問法參禪の結果遂に禪師の下に衣を更へて歸投したるものは、初め天台に入り、去つて多武峰の覺晏に參したる懷奘あり、博く顯密の學を極め、禪師を難詰せんとして却つて衣を更ふるに至りたる詮慧あり、初め波若寺の懷鑑に投じ、後ち禪師の會に歸したる義介あり、後鳥羽帝の皇子にして順德帝の御弟なる寒巖義尹あり、僧海あり、義準あり、宋より隨侍し來れる寂圓あり、惟ふに此間に於ける禪師は、外に向つて博く接化の任に當り、化風最も旺盛を極めたる時代にして、當時の法語として今に傳はれるもの數十篇あり。

* 興聖寺建立命名に就ては、『日本洞上聯燈錄』には、天福癸巳春、弘誓院正覺等相攸於宇治縣構營禪苑、名觀音導利院、興聖寶林寺、請師爲開山第一世、とありて、天福癸巳元年に、諸堂落成し、且つ觀音導利院興聖寶林寺と命名せられたるが如きも、天福元年には、禪師深草の安養院を出て極樂寺の舊趾に移り、觀音導利院と命名せられたるのみにして、當時は佛殿ありしの

みなりと云ふ、此より三年を経て、嘉禎元年十二月に僧堂の建立を發願し、その翌二年に、僧堂及び法堂等落成し、その十月に、開堂祝聖の式を擧げ、興聖寶林の寺號の命名も、此時にありしならん、そは、禪師自撰の僧堂建立の勸進疏は、嘉禎元年十二月に成りたるものなるに、首尾共に觀音導利院とのみありて、興聖寶林の寺號を擧げざるを以て知るべし、また、紀年錄には、觀音導利院を以て、廢院極樂寺の別稱の如く斷定するも是れまた誤り也。

第三節 永平寺の建立及び化導

興聖寺に於ける禪師は、既に充分の成效を收めたるも、禪師は他に深く感ずる所ありて、居を寒郷寂地に轉せんとするの志ありければ、地を相するこゝと十二所に及びたるも未だ意に遇ふの所のものなし、時に、常に禪師の提擲を蒙むれる、*波多野雲州大守藤原義重、禪師に白して曰く、越前吉田郡の深山に閑靜なる古寺あり、幸に予が領地に屬す、若し御下向ありて、度生說法あらば、一國の幸運にして、また當家の大幸なりと、禪師は、此語を聞き、その地の僻遠にして、修道の地に適するのみならず、その師如淨は、支那越の人なりけ

れば、慕師の情に催され、その請に應じて、錫を越の山間に移さるゝことなり。興聖寺の後事は、その徒義準に囑して、寛元元年七月十六日錫を發し、同月末越前志比庄に着せられぬ時に、齡四十四歳禪師の京洛の地を辭し、遠く北越の山に入りしに就ては、後人の真意を解するに苦しむ所にして、或はその師如淨の意を奉せるものなりと云ひ、或は、紫陌紅塵の間に出没するは、禪師の厭ふ所なるを以て、山間僻遠の地に身を隠されしものなりと云ふも、吾人の見る所を以てすれば、一は禪師の成效が暗々裏に南都北嶺の僧徒を招きたるを以て、之を避くるの方法として、一は禪師が外に向つて化門を張る可ならざるにあらざるも、内に潜んで後繼者を教養し、その基礎を鞏固にするの必要を感せられたるに由るものならんか、是に由りて之を觀れば、禪師の北越行は最も適當にして、且つ賢明なる方法なりしなり。

禪師の越前に着せらるゝや、檀越義重吉峰の古精舎を修して此に請じ、尋いて志比の莊内なる市野山の東傘松峰の西に勝地を得て、伽藍を經營し、翌寛元二年七月稍落成したるを以て、十八日進院、命名して傘松峰大佛寺と云ひ、

即日祝國開堂の式を擧ぐ、同年九月一日法堂落成し、尋いて僧堂亦竣工す、十一月一日傘松峰を改めて吉祥山と稱し、偈を賦して曰く

諸佛如來大功德、諸吉祥中最無上、諸佛俱來入此處、是故此地最吉祥。

更に寛元四年六月十五日、大佛寺を改めて永平寺と稱せられたり、かくて從來の枯淡嚴峻はますます、枯淡嚴峻に、主として後繼者の教養に努められたるものゝ如し、その晩間の上堂の語に曰く、

先來、慈明圓禪師の會に大叢林小叢林の論有り、是れ先徳の論と雖も、猶ほ一隻眼を欠ぐ、且く道へ、甚麼を喚んでか大叢林となし、甚麼を喚んでか小叢林となさん、衆多く院闊きを以て大叢林となすべからず、院小に衆寡きを以て小叢林となすべからず、若し衆の寡多院の大小を以て、叢林の量となさば、則ち戲論とならん、縦ひ衆多きも、而も抱道の人なくんば、則ち是を小叢林となす、縦ひ院小なるも抱道の人あらば、則ち是を大叢林となす、猶ほ民繁く土廣きを以て大國となさず、而も君聖に臣賢なるあるを以て大國となすがごとし、汾陽善昭禪師の會中は止た七八衆のみ、趙州は二十衆

に満たず、薬山は僅に十衆有り、然も例して晚參を作す、近代、五百七百及一千僧を聚會すと雖も、既に抱道の人主席に具はる者なし、豈に大叢林として薬山趙州汾陽等の會に比する者ならん、所以に近代漸へて晚參なく亦講を絶ゆ、先師天童の出世乃ち千載の一遇なり、澆運に當ると雖も軌則尤も嚴なり、或は半夜、或は晚間、或は齋罷、總て時節に拘はらず、或は入室の鼓を撃て乃ち普説し、或は小參の鼓を撃て乃ち入室す、或は自手僧堂の槌を打て照堂に在て普説し、普説し了つて入室す、或は首座寮前の板を打て首座寮に就て普説し了りて入室す、乃ち希代の勝鬪なり、今大佛既に天童の子となり亦晚參を行す、是れ則ち我朝の最初なり。

記得す、丹霞和尚舉す、徳山衆に示して曰く、我宗に語句なく亦一法の人に與ふるなし、徳山恁麼に道ふ、只是れ草に入つて人を求む、覺えず通身泥水なることを、子細に觀し來れば只一隻眼を具す、若し是れ丹霞ならば即ち然らず、我宗に語句あり、金刀剪れとも開けず、玄玄深妙の旨、玉女夜懷胎す、師曰く、丹霞恁麼に道ふ、眼睛磊苴たる、徳山を照破し、古今等閑の佛祖を笑

殺することを得たり、若し是れ大佛ならば然らず、大佛とは禪師自身を指す、大衆大佛の道ふを聴んと要すや、

我宗に語句無し、心と口と相乖く、拈出して人の爲めにする處、驢胎と馬胎と。

禪師は敢て寺院の宏壯なる希はず、學人の多數を求めず、形式的大叢林たることを欲せずして、偏に精神的大叢林を希望せられたり、而して禪師の希望は空しからずして、懷獎を初め、義介寂圓、義演等の俊材、道業ますく、精煉し、了然法明の如きは、高麗より渡來して、羽州羽黒山の麓に一字を建立し、禪を舉揚したるも、禪師道聲遠く振ふを聞き、特に來りて法を問ひ、遂にその法を嗣ぐに至り、禪師は精神的に於て大叢林の實を擧ぐるを得たり、今、左に禪師が修學者のために設けられたる、衆寮箴規を掲げて、如何に後學の提撕に注意周到なりしかを知るの便に供せん。

吉祥山永平寺衆寮箴規

寮中の儀當に佛祖の戒律に敬遵し、兼ねて大小乗の威儀に依遵し、百丈の

清規に一如すべし、清規に曰く、事大小と無く並に清規に合へど、然らば須らく梵網經瓔珞經三千威儀經等を看るべし。
 寮中、應に大乘經並に祖宗の語句を看し、自ら古教照心の家訓に合すべし、先師衆に示して曰く、爾曾て遺教經を看するや、閻寮の清衆、各父母兄弟骨肉師僧善知識の念に住し、相互に慈愛し、自他顧憐し、潜に難値難遇の想ひあらば、必ず和合和睦の顔を見ん、失語有るが如きんは、當に之を諫むべし、垂誨有るが如きんば、當に之に順ふべし、此は是れ見聞の巨益なり、能く親近の大利たるものか、苟も厚く善根を殖えし良友に交はり、幸に住持三寶の境界を拜す、亦た慶快ならずや、俗家の兄弟すら猶ほ異族に比せず、佛家の兄弟乃ち、自己よりも親むべし、黃龍南和尚云く、孤舟共に渡るすら尚ほ夙因あり、九夏の同居豈に巽分無からんや、須らく知るべし、一日暫く賓主となるも、終身便ち是れ佛祖ならん。
 寮中、高聲に讀經唸誦して、清衆を喧動すべからず、又勵聲を揚げて誦呪すべからず、又數珠を持して人に向ふは、是れ無禮也、諸事須く穩便なるべし。

寮中、賓客を接入して相見し、笑談すべからず、商客、醫師、相師等及び諸道の輩と問答すべからず、商客と問答せば、須らく寮邊を避くべし。
 寮中、頭を聚めて談話し、無慚無愧にして戲笑すべからず、縦ひ笑ふべきの縁に遇ふとも、四念住是れ住處、三歸依是れ依止なり、少水の魚の如し、是に何の樂みかあらんや、凡そ前後肩と語笑すべからず、既に能く斯の如くならば、衆に處して山の如くならん。
 寮中、佗人の案頭に到りて、佗人の看讀を顧視して、自佗の道業を妨ぐべからず、雲水の最も痛みとする所なり。
 寮中、不如法度の事、小事は寮首坐及び宿徳者年、當に之を諫むべく、大事は應に維那に報じて諫むべし、初心晩學は和敬隨順して、當に以て之を諫むべし、受くると受けざるにより、明に道心の有無を知る、清規に曰く、言語事業動止威儀應に衆中の規矩に係り、並に委曲に提擲すべし、後生を慈念すること猶ほ赤子の如くせよ、是れ古老の心操なり。
 寮中、世間の事、名利の事、國土の治亂、供衆の危細を談話すべからず、是を無

義の語、無益の語、雜穢の語、無慚愧の語、名く固く之を制止す、聖を去ること時遠し、道業は未だ成らず、身命は無常にして光陰繫き難し、然らば十方の雲霧、専ら光陰を惜み、精進して須く頭然を救うが如くすべし、努力せよ、閑談して空しく時節を過すことなかれ、石頭和尚曰く、謹んで參玄の人に白す、光陰虚しく度ること莫れ。

寮中、威儀を亂すべからず、合掌問訊すること當に法の如くなるべし、聊爾なることなかれ、凡そ一切時、法を輕んずべからず。

寮中、清淨の大海衆、それ聖かそれ凡か、誰か測度するものならんや、然らば面を見て人を測るは痴の甚しきなり、世尊の在世すら尚ほ盲目の比丘牛阿の比丘ありて衆に交はる、況んや、像末の澆運は唯結縁を貴ふ、何んそ人を輕んずるものならんや、衣綴零落し、道具舊損するも、凡眼を以て觀るべからず、これを忽にすべからず、古來有道の人、衣服に華ならず、唯道具を實にす、卑族輕んずべからず、初學笑ふべからず、縱ひ笑はるゝことも嗔恨することなかれ、況んや復た下下の人に上上智あり、上上の人に沒意智あり、但

た四河海に入りて復た本名なく、四姓出家して同じく釋氏と稱せよとの佛語を念へ。

寮中、各各の案頭に、若し佛菩薩の像を安せば、是れ無禮なり、又畫圖等を懸くべからず。

寮中の兄弟、若し佗人の案頭に到るの時、或は著衣、或は袂衣、時の宜しきに依ると雖も、必ず其の儀あり、若し著衣せず、袂衣せず、不儀にして到る者に逢はば、相見すべからず。

寮中の兄弟、案頭に在るの時、佗人の來るを見れば、先づ牀を下つて地に立ち、或は著衣し、或は袂衣し、須らく來者の儀に隨つて、或は問訊し、或は觸禮すべし、相見威儀、須らく如法なるべし。

寮中の兄弟、寮中の上下間を穿步すべからず、又人の在不を論すべからず、彼彼の案頭を歴觀すべからず。

寮中の案頭、檀に假臥し、板頭に靠り、脚を露はし、體を露はし、衆のために無禮なるべからず、須らく古聖先德、樹下露地に坐せしの跡を憶ふべし。

寮中の清衆、金銀錢帛等の不淨財を蓄ふべからず、是れ古佛の遺蹟なり、西天の初祖迦葉尊者在家の時其の家の富めること千倍して瓶沙王に勝れり、十六の大國も以て憐れなることなし、然れども家を捨て、道を修するの時は、鬚髮長く、衣服弊れ、糞掃を衣と爲し、乞食を食と爲し、將に隠れんとするに至るまで、曾て改めず、道心の士知らずんばあるべからず、迦葉高祖すら猶ほ斯の如し、凡夫末學豈に自ら守らざるべけんや。

寮中の説話、常に應に低聲なるべし、鞋履響すと莫れ、涕唾咳呻並に當に喧しからざるべし、倭語の華麗に耽ける莫れ、須く佛祖の實語を慣ふべし、維ひ佛祖の語句を談するも、朗聲を抗くべからず、衆の爲に無禮なる所以也、寮中、縦ひ着年宿徳も衆の爲めに無禮なるべからず、衆儀に違するが如き、は、維那當に之を曉示すべし。

寮中、若し衣鉢及び諸色の物を落失せば、先づ應に榜を貼すべし、其の榜に云く、本寮某甲上座、某時其物を遺落す、若し見得せん者は、請ふ拾遺牌を掛けよ云々、須らく清規に憑りて理斷すべし、横に人を壞るべからず、又大曉

禪師の語に慣ふべし。

寮中、遺落の物を見れば、拾遺牌を繋ぐべし。

寮中、俗典及び天文地理の書、凡そ外道の經論詩賦和歌等の巻軸を置くべからず。

寮中、弓、箭、杖、刀、劍、甲冑等の類を置くべからず、凡そ百の武具を置くべからず、若し腰刀等を蓄ふる者は、即日、須らく寺院を趨ひ出すべし、總して、惡律儀の器は、寮内に入るべからず。

寮中、管絃の具、舞樂の器を置くべからず。

寮中、酒肉五辛を入れるべからず、凡そ葷茹の類、寮邊に將來すべからず。

寮中、相並んで坐する時、若し應に作すべきとあらば、苦なる事は、下座先づ作せ、是れ僧儀也、年少幼學、坐に在りて上坐の苦事を見るべからず、無禮なる所以也、若し是れ好事ならば、須らく上坐に讓るべし、是れ諸佛の正法也、寮中、兄弟の把鉞には、應に把鉞の架に就くべし、把鉞の時、頭を聚めて雜談し、高聲に多言することを許すべからず、須らく佛祖の操行を念すべし。

本寮は公界の道場なり、縦ひ鬚髮を剃ると雖も、不儀僧の輩は寮内に出入し、經廻せしむべからず、寮内に夜宿せしむべからず、縦ひ儀僧の輩と雖も、浮遊の類は寮内に夜宿せしむべからず、寮内に徘徊せしむべからず、清衆を妨ぐる所以なり。

寮中、度世の業を經營すべからず。

寶治三年正月日記

(原文)

枯淡嚴峻、摯實素朴、戒律を重んじ、兵器を斥け、政談を禁じ、浮華を去つて、専ら親修實參を努めしむたる禪師の家風を見るべきに、あらずや、其の他、時々訓誡教諭、或は陽春白雪、容易に唱和し、難く、或は區々丁寧、曲說委論、一讀以て實行に資すべきもの數十篇あり。

* 波多野出雲守義重は、その系は大織冠鎌足に出づ、保元の比、その先の義通、義朝と不和なりしたため、京を辭して相州の波多野に居す、故に波多野を稱す、義重は義通より五代の孫武勇の名頗る高し、後、在京の時、深草に於て

禪師に參じ、遂に入道して戒名を如是と稱す、永平寺の開創に全力を注ぎ、また大藏經を書寫して全寺に納む、禪師の偈に、毗盧藏海古今傳、三轉法輪於大千、千嶽萬峰黃葉色、衆生得道一時圓、とあるは、大藏經の書寫成就せし時の上堂の語なり。

第四節 鎌倉に於ける教化及び名藍豐祿の拒絶

曩に錫を曳いて北越の山間に教線を張りし禪師は、更に紅塵紫陌の巷を踏まざるを得ざるに至りぬ。

當時の執權北條時頼は、禪師の道聲北越の山間に振ふを聞き、渴仰の念禁じ難く、寶治元年七月、特使を永平寺に遣はし、自ら弟子の禮を執り、切に關東の化導を懇請す、禪師、その志を嘉みして請ひを容れ、八月三日、越前を發し、その中、鎌倉に着す、時頼大に喜び、迎へて自邸に館し、禮待頗る渥し、尋いて菩薩戒を受け、大に參禪に心を傾け、遂に入道して道崇と號す、蓋し禪師の偏諱を與へられたるものなり、當時禪師の提撕は、その委曲を知るに由なきも、今傳

ふる所の和歌によりて、その一端を窺ふことを得べし。

教外別傳

荒磯の波もえよせぬ高岩にかきもつくべき法ならはこそ

不立文字

いひ捨しその言のはの外なれば筆にも跡をとくめさりけり

正法眼藏

波もひき風も繫かぬ捨小舟目こうよはの盛なりけれ

涅槃妙心

いつもたゞ我古郷の花なれば色もかはらず過し花なれ

本来面目

春は花なつ郭公秋は月冬雪さして冷しかりけり

即心即佛

をし鳥やかもめともまた見えはかて立波あひに浮沈むかな

應無所住而生其心

水鳥のゆくも歸るも跡たへてされども道は忘れさりけり

かくて時頼も大に造詣する所あり、その偶作に曰く

春流高似岸細草碧於苔。小院無人到。風來門自開。

と、以てその禪機の潑瀾なるを見るべし。而して禪師は彼に宗教的自覺を興へたるのみならず、更に北條氏代々の専横を訓誡し、政柄を解きて朝廷に奉還すべく勸諭せられたりと云ふ。天龍寺の義堂、その『日工集』に記して曰く、永徳元九月廿五日、余及び太清府に參し、楞嚴疏第五の六根證入の章を講す。君密話して天下の政事に及んで云く、萬一變有らば天下を棄んと欲す。當に永平長老の平氏を勸むるが如くなるべしと。余と太清と密に登し慰勞して云く、世を視ること弊履の如くせよ。是れ乃ち安樂長久の基なり。

(原漢文)

所謂永平とは道元禪師にして平氏とは時頼を指せるなり。蓋し永徳は資治を距る百三十餘年の久しきに及ぶも、武將の間に云ひ傳へられたるものならんか。當時の事情、隱約の間に推知するを得べし。

かゝる間に、遠近の道俗禪師の道風に浴せんとして子來し、時頼の歸崇は日を透うて深厚になり、禪師の永住を請はんため新に精舎を建立せんとしたるも、禪師は固く辭して、翌寶治二年二月下旬鎌倉を發し、三月十三日永平寺に歸錫せられたり、鎌倉に錫を留めらるゝこと七ヶ月、當時の詠に曰く

半年喫飯白衣舍、老樹梅花霜雪中、驚盤一聲轟霹靂、帝鄉春色小桃紅。

かくて禪師は愈山に入れり、その歸山上堂の語に曰く

山僧、昨年八月初三日、相州鎌倉郡に赴き、檀越那俗弟子の爲めに說法す、今年、今月、昨日、寺に歸りて、今朝、陞坐す、這の一段の事、或は人有つて疑著せん、幾許の山川を涉つて俗弟子の爲めに說法す、俗を重んじて、僧を輕んずるに似たりと、又疑はん、未だ曾て説かざる底の法、未だ曾て聞かざる底の法有りやと、然れども都て未だ曾て説く底の法、未だ曾て聞かざる底の法無し、只他の爲めに説く、修善の者は昇り造惡の者は墮す、修因感果、埒を抛つて玉を引くのみ、然も是の如くなりと雖も、這の一段の事、永平老漢、明得し、説得し、信得し、行得す、大衆這箇の道理を會せんと要すや。

耐耐なり永平の舌頭、因と説き果と説て由しなし、功夫耕道多少の錯り、今日憐むべし水牛となることを、這箇は是れ說法底の句、歸山底の句、作麼生か道はん。

山僧、出去、半年餘、猶若孤輪處、太虛、今日、歸山、雲喜氣、愛山之愛、甚於初紫陌紅塵の間に混するも、猶ほ孤輪の太虛に處するが如くなりしならんも、歸り來れば舊時の山水一層の趣味を添へたるが如くに感せられしならん、山を愛するの愛は初めよりも甚しとは、眞に是れ禪師の感想なりしなり、然れども禪師の眞骨頭を知らず、眞精神を知らざる、玄明は時頼の寄附になれる越前六條の地三千貫の寄附狀を携え來り、得々として之を禪師に奏す、此時に於ける禪師の感想如何、果然、禪師は大いに玄明を叱責して曰く、陋いかな、這の漢、一片の利心入識田中に墮つ、恰も油の麩に入るが如く、永劫にも撮すべからず、亦恐らくは辱を大法に貽さんとして、直ちにその被する所の法衣を褫奪し、之を拵斥して下山せしめ、また其の曾て坐せし所の僧堂の單を撤去し、且つその牀下の土を鑿除せしむること七尺に及びたりと云ふ、事頗る

極端なるが如きも、禪師が如何に名聞利養を嫌忌したるか、如何にその操持の高潔なりしかを見るに足るべし。

世人、或は議して曰く、禪師が一度鎌倉に入りて、纔に半歳にして、越の山に歸りたるは、當時外邦の事情を知れるものは、入宋の禪僧のみにして、北條氏が之に歸崇したるは、畢竟外邦の事情を悉にせんとするの政略に外ならず、然るに禪師は嘗て天童山に於て、外交の事に關與せざるを誓ひしを以て、教勢擴張に便宜なる北條氏を棄てたるならん、或は曰く、當時京都對鎌倉の反目は、承久以後の歴史の證する所而して、禪師はもと京都藤氏の出鎌倉のために力を盡すはその欲せざる所なりし也、此の如き推測は敢て無稽の事と一概に排し去る能はざるも、抑もかくの如きは、第二若くは第三の推測にして、その第一の原因としては、他に存在したりしを疑はず、何ぞや、禪師の眞精神は一、意佛教の改革にありて、宗教家として眞摯なる面目を維持し、且つその目的を達するには、深く潜勢力を養ひ、後繼者を育成するにありたれば、也、その鎌倉たるは、京都たるを問はず、權勢に阿附し、榮利に牽束せらるゝ

は、禪師の忍びざる所なりき、豈に世人の推測臆断するか如きものならんや、

第五節 永平寺の山規

鎌倉を辭して山に入りたる禪師は、身を行雲流水に任せ、心を閑寂無爲の境に遊すものと雖も、その徒が動もすれば、名聞利養の念に侵され易きは、立明の心事に徴して、一府感慨を深くせしものならんか、建長元年には、左の如き制規を定め、且つ之を時の執權に進達せられたりと云ふ。

- 千釋出家の因縁の如きは、制の限にあらず。
- 一當寺の住侶は、應に諸方の御持僧の參勤を停止すべき事。
- 一當寺の住侶は、縦ひ道理ありとも、陣に參じて、訴訟を停止すべき事。
- 一當寺は、成功の僧綱を補し、諸寺の有職を停止すべき事。
- 一當寺の僧侶は、諸家の例時僧の請を受くべからざる事。
- 一當寺の住侶は、自他の寺院の勸進職を補すべからざる事。
- 一當寺の住侶は、地頭守護の所政所に跪て、訴訟を致すを停止すべき事。
- 一當寺の住侶は、驗者の請を受くべからざる事。

一當寺の住侶は他所の僧徒に交り列りて利を受くべからざる事。
 一當寺に住侶は諸方の墓堂の供僧三昧僧を補すべからざる事。
 以前の條條佛法興隆の爲め御下知を下さんと欲するの狀如件。

建長元年十月十八日永平寺上

(原漢文)

禪師はまた常に門下に示して、食須知足、衣須儉約、是ハ古今道者ノ用心ニテ、從來禪僧ノ眼睛ナリト云ひ、また諸方ヲ見ルニ道心ノ僧ハマレニシテ名利ヲ求ル僧ハ多シ、佛法ヲ不慕一心ニ朝廷ノ賞ヲコイネガフ、此類ハ皆誰カ是レ佛祖誰是外道ト云コトヲ不識ナリト慨せられたり、「和論語」に曰く、

道元曰、さとりと云は、別事にあらず、形式戒法立て後の事なり、今時の僧みたりに祖師の語を見て、思量し分別して、戒行不足にして、さとりといへり、是末世法をみたり、人をまどはす大罪人なり、佛一代の説法、一切諸經は、皆是小玉をよふ手段なる事をしらす、さとれる者は、戒法正しく、物我なく、大慈圓滿にして、もろくをすくへり、あさましきかな、末法の法は、俗家をたぶらかし、時にあへるに心をよせ、時に不合の人ありといへども、かつて

みる事なく、いまの法は、俗家の世渡業にもおどりてあさましきかな、世のなす事をみれば、なす事ありて、取る事有、是には、はるかにおどれるは、此比の佛者のありさまなり、眼をさまして、佛の眞理を辨へ、向上の大路を、あゆむべし。

此等の語によりて見るに、一は當時の佛教家が如何に腐敗墮落し、所謂道心ノ僧ハマシニシテ、名利ヲ求ル僧ハ多シ、佛法ヲ不慕一心ニ朝廷ノ賞ヲコイネガフの徒のみなりしを知ることも、禪師が、嚴峻枯淡、彼の放言大語酒肆淫房に出入するを意とせず、嗷訴健訟、毫も耻つることを知らず、名譽に拘束せられ、政權に阿附する徒を排して、戒律清規を以て道行を策勵し、且つ之を以て永く後世子孫を訓誡せしを知るべし、而してまた一面に於ける禪師の高情清韻は、左の文字に依りて知ることを得べし。

幾悅山居尤寂寞、因斯常讀法華經、專精樹下何憎愛、月色可看雨可聽。

西來祖道我傳來、釣月耕雲慕古風、世俗紅塵飛不到、深山雪夜草庵中。

夜坐更闌眠未熟、情知辨道可山林、溪聲入耳月到眼、此外更須何用心。

我愛山時山愛主。石頭大小道何休。白雲黃葉應時節。既拋捨來俗九流。
 坐得雲根透水關。破顏並會拈華顏。明知久遠劫來約。山愛主人我入山。
 在山漸覺山消息。結果開花疑脫空。且問以何爲本色。青黃赤白畫圖中。
 久在人間無愛惜。文章筆硯既拋來。看花聞鳥風情少。一任時人笑不才。
 幾憐潦倒畫圖質。耳目與時似不明。只此見聞無所染。草庵秋色夜溪聲。
 三秋氣肅清涼候。纖月叢虫萬感中。夜靜更闌看北斗。曉天將到指於東。
 三間茅屋既風涼。鼻觀先參秋菊香。鐵眼銅睛誰辨別。越州九度見重陽。
 前樓後閣玲瓏起。峰頭浮圖六七層。月冷風高箇時節。衣傳半夜坐禪僧。
 晚鐘鳴月上燈籠。雲衲坐坐靜觀空。幸得三田今下種。快哉熟脫一心中。
 恭思蟬聲何切々。微風颺月兩悠悠。雲封松柏池臺舊。雨滴梧桐山寺秋。
 挑燈把筆欲言志。遙慕西天巖祖蹤。我佛傳衣寒谷始。獨唯嵩嶽少林冬。
 深山深谷草庵中。觀念坐禪不可窮。功德高峰塵尚迷。如來弟子願神通。
 我庵是越のしら山冬籠凍も雪も雲かゝりけり
 立よりて影もうつさじ溪川のなかれて世にし出んと思へば

山すみの友とはならし峰の月かれも浮世をめぐる身なれば

第六節 禪師紫衣を辭す

越路の山中に居を占めて、専ら後學の提撕に努め、深く名聞利養の塵を避
 けられたるも、道香遠く薰徹して、遂に天關に達し、後嵯峨上皇深くその徳風
 を景仰したまひ、勅使を永平寺に遣はして紫衣を賜ふ。蓋し當時の佛教界に
 於て最高の法服として尊重する所にして之を上皇より賜ふ、常人ならしめ
 ば、狂喜歡躍の情に堪えざりしならんも、禪師に取つては却つて大いなる迷
 惑なりしなり、禪師曾て曰く、

先師天童和尚ハ越上人事ナリ、十九歳ニシテ教學ヲステテ參學スルニ、七
 旬ニオヨンテナホ不退ナリ、嘉定ハ皇帝ヨリ紫衣師號ヲタマハルトイヘ
 ドモ、ツヒニウケス、修表辭謝ス、十方ノ雲衲トモニ崇重ス、遠近ノ有識トモ
 ニ隨喜スルナリ、皇帝大悅シテ御茶ヲタマフ、シレルモノハ奇代ノ事ト讃
 歎ス、マコトニコレ眞寶ノ行持ナリ、ソノユエハ愛名ハ犯禁ヨリモア、シ、犯
 禁ハ一時ノ非ナリ、愛名ハ一生ノ累ナリ、オロカニシテステサルコトナカ

レ、クラクシテウクルコトナカレ、ウケサルハ行持ナリ、スツルハ行持ナリ、六代ノ祖師、オノオノ師號アルハ、ミナ滅後ノ勅諭ナリ、在世ノ愛名ニアラス、シカアレハスミヤカニ生死ノ愛名ヲステテ、佛祖ノ行持ヲネカフヘシ、貪愛シテ禽獸ニヒトシキコトナカレ、オモカラサル吾我ヲムサホリ愛スルハ、禽獸モソノオモヒアリ、畜生モソノココロアリ、名利ヲスツルコトハ人天モマレナリトスルトコロ、佛祖イマタステサルハナシ、アルカイハク、衆生利益ノタメニ貪名愛利ストイフ、オホキナル邪説ナリ、附佛法ノ外道ナリ、謗正法ノ魔黨ナリ、ナンチカイフカコトクナラハ、不貪名利ノ佛祖ハ利生ナキカ、ワラフヘシ、又不貪ノ利生アリ、イカン、又ソコハクノ利生アルコトヲ學セス、利生ニアラサルヲ利生ト稱スル魔類ナルヘシ、ナンチニ利益セラレン衆生ハ、墮獄ノ種類ナルヘシ、一生ノクラキコトヲカナシムヘシ、愚蒙ヲ利生ニ稱スルコトナカレ、シカアレハ師號ヲ恩賜ストモ、上表辭謝スル古來ノ勝蹟ナリ、……先師ハ十九歳ヨリ、離郷轉師辨道功夫スルコト六十五載ニイタリテ、ナホ不退不轉ナリ、帝者ニ親近

セズ、帝者ニミエス、丞相ト親厚ナラス、官員ト親厚ナラス、紫衣師號ヲ表辭スルハ、ミニアラス、一生マダラナル袈裟ヲ搭セス、ヨノツネニ上堂入室ミクロキ袈裟襪子ヲモチキル云々(行持)

是れ禪師が仁治三年にその師天童如淨の高潔なる道行を投ずるとともに、世の名を貪り利を愛する賤々者流を痛罵せられたるもの、その心情の高潔なるを見るべきにあらずや、此より十年にして、今や恩賜の事あり、當時禪師の心中如何なりしぞや、禪師固より恩賜の忝きを知らざるにあらざるも、平素の主張を狂ぐるに忍びず、固く謝辭して受けさせられざりければ、勅使已むことを得ずして歸京し、闕に伏して之を奏す、上皇之を遺憾と思召し、重ねて宣旨を降したまふも、禪師また辭して受けず、然も朝議は翻すべからず、更に勅使は永平寺に向ひぬ、此時に當り、禪師の俗兄太政大臣通光公既に薨し、其の子大納言通忠嗣ぐ、此より先、禪師の勅命を固辭せらるゝを耳にするや、深く之を憂ひ、その宗族なる權大納言通行、權大納言顯定、權中納言通成、權中納言雅光、參議顯良、右近衛中雅忠等を會し、禪師をして志を翻さしめんこと

を議し、直に急使を永平寺に遣はし、禪師に告げしめて曰く、獲日勅命を固辭したまふこと兩次、吾等誠に恐懼に堪えず、日夜切に之を憂ふ、然るに今復た強ひて宣命の事あり、勅使既に京を發して途に上れり、抑尊師の恩命を拜せられざるは、固より佛祖の先蹤に依違し、榮譽顯赫の名聞を避けらるゝなるべし、然るに尊師にして若し我が家の出にあらせられざる時は、人或は之を議するとなかるべきも、而かも我が家より出でたまひし尊師にして、三たび勅旨を奉せられざることあるときは、是れ累を家門に及すものにして、又世の人言を如何にすべきか、且つ夫れ勅命を固辭せらるゝは、榮譽顯赫の名聞を避けらるゝにありと雖も、之を爲したまふこと再三に及ぶときは、人言或は却つて名聞を街ひたまふと謂はん、而して亦優渥の聖旨を如何にすべき、宜しく速に錫を飛ばして、勅使を途に迎へ、直に恩命を拜せられ、又入朝して闕に詣らせられ、厚く天恩を拜謝したまへかしと懇請しければ、禪師も累を家門に及すは遺憾とせらるゝ所なれば、その言を諒し、乃ち出て、勅使を今莊驛に迎へ、恩賜を拜受し、厚く勅使を勞して歸山せられ、永平、雖谷、淺、勅命、重

重○重○御○被○猿○鶴○笑○紫○衣○一○老○翁○の一○偈○を○賦○して○恩○賜○を○謝○し、且つ○隱○約○の○間○に○感○慨○を○漏○し、後○ち○入○朝○して、天○皇○及○び○上○皇○に○謁○し、聖○恩○を○謝○せ○ら○れ○た○り、されど○顯○貴○に○近○き、紫○衣○を○披○す○る○は○固○よ○り○禪○師○の○本○意○に○あ○ら○ざ○れ○ば、恩○賜○の○法○衣○は○之○を○高○閣○に○藏○め○て、一○生○之○を○披○着○せ○す、依○然○と○して、黑○染○の○一○老○僧○と○して、その○本○懷○を○全○う○せ○ら○れ○た○り、と云ふ、あゝ、紫○衣○對○黑○染○是○れ○當○時○の○佛○教○界○の○二○大○潮○流○即○ち○一○は○墮○落○頑○冥○阿○諛○を○以○て○彩○ら○れ○た○る○舊○佛○教○一○は○向○上○革○新○獨○立○を○表○彰○す○る○新○佛○教○の○旗○幟○な○ら○ず、とせんや、吾人は記して茲に至る、禪師が超然たる高風清節を追懐して、無限の感慨を催さるを得ず。

第七節 最終の教化及び退院

越の山中に高風清節一世に脱出して、徐に佛教革新の基礎を築きつゝ、ありし禪師は、齡太た老ひたるにあらざるも、建長四年(五十三歳)の夏の比より、身体少しく異状を呈したりしが、その暮より翌建長五年に至り、門下の學人及び宿縁の通俗を集め、八大人覺を示したまふ、所謂八大人覺とは、釋尊最終の説法たる『遺教經』に現はる、所の少欲、知足、樂寂靜、勤精進、不忘念、修禪定、修

智慧不戲論の八條目にして、佛教修道者の緊要とする所のもの、禪師は、此に就て詳々として説き、最後に、

コレ八大人覺ナリ、一々各具八、スナハチ六十四アルヘシ、ヒロクスルトキハ無量ナルヘシ、略スレハ六十四ナリ、大師釋尊最後之説、爲大乘之所教誨、二月十五日夜半ノ極唱、コレヨリノチ、サラニ説法シマシマサス、ツヒニ般涅槃シマシマス、

佛言、汝等比丘、常當一心勤求出道、一切世間動不動法、皆是敗壞不安之相、汝等且止、勿得復語、時將欲過、我欲滅度、是我最後之所教誨、

コノユエニ、如來ノ弟子ハ、カナラスコレヲ習學シタテマツル、コレヲ習學セス、シラサランハ、佛弟子ニアラス、コレ如來ノ正法眼藏涅槃妙心ナリ、シカアルニイマダシラサルモノハオホク、見聞セルコトアルモノハスクナキハ、魔燒ニヨリテシラサルナリ、マダ宿殖善根ノスクナキ、キカス、ミス、ムカシ正法像法ノアヒタハ、佛弟子ミナコレヲシレリ、修習シ參學シキ、イマハ千比丘ノナカニ、一兩箇ノ八大人覺シレルモノナシ、アハレムヘシ、澆季

ノ陵夷タトフルニモノナシ、如來ノ正法、イマ大千ニ流布シテ、白法イマタ滅セサラントキ、イソキ習學スヘキナリ、緩急ナルコトナカレ、佛法ニアヒタテマツルコト無量劫ニモカタン、人身ヲウルコトモマダカタシ、タトヒ人身ヲウクトイヘトモ、三洲ノ人身ヨシ、ソノナカニ南洲ノ人身スクレタリ、見佛聞法出家得道スルユエナリ、如來ノ般涅槃ヨリサキニサキタチテ死セルトモカラハ、コノ八大人覺ヲキカス、ナラハス、イマワレラ見聞シタテマツリ、習學シタテマツル、宿殖善根ノチカラナリ、イマ習學シテ生生ニ増長シ、カナラス無上菩提ニイタリ、衆生ノタメニコレヲトカンコト、釋迦牟尼佛ニヒトシクシテ、コトナルコトナカレ、

と、禪師が釋尊最終の説法の骨目たる八大人覺を以て門下を訓誡す、惟ふに自らその死期の遠からざるを覺知せられたるに依るものならんか、かくて建長五年七月(紀元一千九百十三年)に至り、永平寺をその弟子孤雲懷奘に譲り、懷奘はその十四日を以て入院の式を挙げたり、

第九章 禪師の入滅

禪師の病は、日を追うて重きを加へければ、波多野義重を始めとし、その教導の恩を蒙れる道俗、切に京都に入りて靜養せられんことを請ひ、哀求懇請數回に及ぶを以て、その眞情を擲し、永平寺の後事は、暫らく義介をして監せしめ、懷裝等を隨へ、八月五日山を下りて京都に向はれぬ、その途中の吟咏に曰く、

十年喫飯永平場、七箇月來臥病牀。討藥人間暫出嶠、如來授手見醫王。

草の葉に首途せる身の木の目山空に路ある心地こそすれ

京都に着せらるゝや、その懇請に應じ、高辻西洞院なる俗弟覺念の家に投じて療養せられたるが、後嵯峨上皇は、特に勅使及び醫官を遣はして、慰問診療せしめられたり、此の月の十五日の夜、一天雲無うして、皎月高く懸り、萬象清光に浴しければ、幽趣の情に堪えず、病狀筆を執つて、左の一首を咏せられぬ、また見んとおもひし時の秋だにも、今宵の月にねられやはする

かくて、病はますます重く、一日室内を經行し、低聲に誦して曰く、若しくは圓中に於て、若しくは林中に於て、若しくは樹下に於て、若しくは僧房に於て、若しくは白衣の舎、若しくは殿堂に在りて、若しくは山谷曠野、是の中皆應に塔を起して供養すべし、所以何んとなれば、當に知るべし、是處は即ち是れ道場にして、諸佛は是に於て阿耨多羅三藐三菩提を得、諸佛は此に於て法輪を轉じ、諸佛は此に於て般涅槃す、(此は法華經の文なり)と、且つ親ら筆を執りて、之を柱に記し、遂に*八月廿八日夜半に至り、

*五十四年照第一天、打筒、跳觸破大千、曠渾身無覺、活陷黃泉。

と遺偈を書し、了り、筆を擲つて、化を他界に還されたり、齡五十四、法臘四十一、時は、建長五年にして、後深草天皇の御宇、紀元一千九百十三年なりき。

孤雲懷裝以下、嗣法及び剃度の隨徒、波多野義重、覺念等の道俗、哀痛悲慟し、中には殆んど人事を辨せざるに至れるものありしと云ふ、能を留むること三日、之を東山赤辻に於て火葬し、その遺骨は、孤雲懷裝親ら奉じ、九月六日京都を發し、十日永平寺に着し、十二日、更に葬儀を行ひ、寺の西北隅に地を下して

塔を建て承陽と云ふ。

かくて我邦に於ける禪の宣傳者として、將た當時の佛教改革者として、長に日本佛教史上に一種の光彩を於てる禪師は、山高く水清き越の山中に、その骨を埋めたるも、その流風餘韻は、後昆に傳へて曹洞宗なる一大宗派となり、寺院を有すること一萬四千餘楹、信壹千萬に上り、明治の佛教界に一大勢力を發揮するに至る。是れ實に禪師の潛行密用の道業に由らすんばあらず。

* 禪師の入寂せられたる八月二十八日は、太陽曆に推算すれば九月二十九日となるを以て、曹洞宗に於ては、此の九月二十九日に、本末共に報恩の記念日となせり。

* 禪師の遺偈に就ては二説あり、『建搨記』及び洞上聯燈錄等には、五十四年、照第一天、打箇跣跳、觸破大千、嘆、渾身無着處、活陷黃泉、に作れり、然るに、京都府竹野郡古野村安養寺に所藏せる禪師の親筆には、五十四年照第一天、打箇跣跳、觸破大千、嘆、渾身無覺、活陷黃泉、に作り、從來の説と異れり、此に就て、永平寺貫首森田悟由氏は、拜觀高祖承陽大師御遺偈一軸、實成難值難遇

之想、蓋未來際須十襲珍藏、忝敬供養矣、明治三十四年四月於智源戒場永平悟由叟と添書し、その眞を認め、『承陽大師御傳記』の著者弘津説三氏も再版の時に自著の文字を訂正して、第二説に従へり、蓋し之を修辭の上より考ふるも、渾身無覺の方、前後に對して妥當なりとす、依りて余は此第二説によりて記せり。

第十章 禪師の著述その文藻

禪師は重きを實參實證に置き、専ら門下を提搨せられたるも、全然文字を排斥したるにあらず、故に其著述も壹百篇以上に上る、今左に其篇名を擧げん。

- 一 辨道話 延應元年五月二十五日
- 一 摩訶般若波羅蜜 天福元年夏安居日
- 一 現成公案 天福元年中秋の頃
- 一 一顆明珠 嘉禎四年四月十八日
- 一 重雲堂式 曆仁二年四月二十五日

即心是佛
 洗淨
 禮拜得髓
 辯聲山色
 諸惡莫作
 有時
 袈裟功德
 傳衣
 山水經
 佛祖
 嗣書
 心不可得
 後心不可得
 古鏡

延應元年五月二十五日
 延應元年十二月二十三日
 延應二年清明日
 延應二年結制後五日
 延應二年月夕
 仁治元年開冬日
 同上
 同上
 仁治元年十一月十八日
 仁治二年正月三日
 仁治二年三月七日
 仁治二年夏安居日
 同上
 仁治二年九月九日

看經
 佛性
 行佛威儀
 佛老
 神通
 大悟
 坐禪箴
 佛向上事
 恁麼
 海印三昧
 授記
 觀音
 阿羅漢
 柏樹子

仁治二年九月十五日
 仁治二年十月十四日
 仁治二年十月中旬
 仁治二年十一月十四日
 仁治二年十一月十六日
 仁治三年正月二十八日
 仁治三年三月十八日
 仁治三年三月二十三日
 仁治三年三月二十六日
 仁治三年孟夏二十日
 仁治三年四月二十五日
 仁治三年四月二十六日
 仁治三年五月十五日
 仁治三年五月二十日

- 一 光明 仁治三年六月二日
- 一 身心學道 仁治三年重陽日
- 一 夢中說夢 仁治三年九月二十一日
- 一 道得 仁治三年十月五日
- 一 齋餅 仁治三年十一月五日
- 一 全機 仁治三年十二月十七日
- 一 都機 仁治四年端月六日
- 一 空華 寬元元年三月十日
- 一 古佛心 寬元元年四月二十九日
- 一 菩提薩埵四攝法 仁治四年端午日
- 一 葛藤 寬元元年七月七日
- 一 洗面 延應元年十月二十三日
- 一 法華轉法華 年月未詳
- 一 三界唯心 寬元元年閏七月初一日

- 一 說心說性 寬元元年(月)日不詳
- 一 佛道 寬元元年九月十六日
- 一 諸法實相 寬元元年九月(日)未詳
- 一 密語 寬元元年九月二十日
- 一 佛經 寬元元年九月(日)未詳
- 一 無情說法 寬元元年十月二日
- 一 法性 寬元元年孟冬(日)不詳
- 一 陀羅尼 寬元元年(月)日不詳
- 一 洗面 寬元元年十月二十日
- 一 面授 寬元元年十月二十日
- 一 坐禪儀 寬元元年十一月(日)未詳
- 一 梅華 寬元元年十一月六日
- 一 十方 寬元元年十一月十三日
- 一 見佛 寬元元年十一月十九日

- 一 偏參 寬元元年十一月二十七日
- 一 眼睛 寬元元年十二月十七日
- 一 家常 寬元元年十二月十七日
- 一 龍吟 寬元元年十二月二十五日
- 一 春秋 寬元二年(月日不詳)
- 一 祖師西來意 寬元二年二月四日
- 一 優曇華 寬元二年二月十二日
- 一 發無上心 寬元二年二月十四日
- 一 發菩提心 寬元二年二月十四日
- 一 如來全身 寬元二年二月十五日
- 一 三昧王三昧 寬元二年二月十五日
- 一 三十七品菩提分法 寬元二年二月二十四日
- 一 轉法輪 寬元二年二月二十七日
- 一 自證三昧 寬元二年二月二十九日

- 一 大修行 寬元二年三月九日
- 一 虛空 寬元三年三月六日
- 一 盜孟 寬元三年三月十二日
- 一 安居 寬元三年六月十三日
- 一 他心通 寬元三年七月四日
- 一 王索仙陀婆 寬元三年十月二十三日
- 一 出家 寬元四年九月十五日
- 一 三時業 年月日不詳
- 一 四馬 年月日不詳
- 一 出家功德 年月日不詳
- 一 供養諸佛 年月日不詳
- 一 歸依三寶 年月日不詳
- 一 深信因果 年月日不詳
- 一 四禪比丘 年月日不詳

- 一 唯佛與佛 年月日不詳
- 一 生死 年月日不詳
- 一 道心 年月日不詳
- 一 受戒 年月日不詳
- 一 八大人覺 建長五年正月六日
- 以上九十五卷を合して正法眼藏と云ふ
- 一 典座教訓 嘉禎三年春
- 一 辨道法 寛元年中(月日不詳)
- 一 赴粥飯法 年月日不詳
- 一 衆寮清規 寶治三年正月
- 一 對大己法 寛元二年三月二十一日
- 一 知事清規 寛元四年六月十五日
- 以上の五篇を合して永平清規と云ふ
- 一 興聖寺語錄 一卷

- 一 大佛寺語錄 一卷
- 一 永平寺語錄 六卷
- 以上十卷を永平廣録と云ふ、興聖大佛永平在任時代の語録なれども、中に在宋中の作にかゝる應酬の詩をも含む。
- 一 實慶記 一卷
- 天童山如淨會下に於ける參究見聞のまゝを記したるものなり。
- 一 普勸坐禪儀 壹卷
- 一 學道用心集 壹卷
- 一 傘松道詠 壹卷
- 禪師の和歌を蒐集したるものなり。
- 一 正法眼藏隨聞記 六卷

その他『永平語錄傳原』『永平頌古』『永平家訓』『永平正宗訣』『永平正宗訓』等、世に行はるれども、前に列挙したるものより拔萃したるものに過ぎず、而して

猶ほ禪師の著述として傳へらるゝもの『永平業識圖』『梅花詞書』『假字法語』『伊呂波歌』『法華經假字鈔』『五位鈔』等あるも、假字法語中に於ける一小部分を除くの外は、悉く是れ後人の手になれるものにして、畢竟名を禪師に假れるのみ。

禪師は、語言文章ハイカニモアレ、思フ儘ノ理ヲ顯タト書キタランハ、後來モ文ハワロシト思フトモ、理ダニ聞エタラハ、道ノタメニハ大切ナリト云はれし程なれば、固より詩人の詩文人の文を以て評すべからざるも、あら磯の波もえよせぬ高岩にかきもつくべきのりならばこそ、水鳥のゆくもかへる跡たえつされども道はわすれざりけり』の歌、または『普勸坐禪儀』『學道用心集』等の漢文、『舍利相傳記』の和文等は、歌人として文人として優に一方に雄視するに足る。若しそれ正法眼藏九十餘卷の文に至りては、實に禪師の所謂「思フ儘ノ理ヲ顯タト書キタルものなれば、忽ちにして飛瀑千仞、忽ちにして奇巖突兀、忽ちに曠野茫茫、眞に端倪すべからず、而して再三翫味すれば、一條の理路首尾相應し、前後相呼應するものあり、また禪師は自ら、法語等を書クニモ、

文章ニオホセテ書ントシ、韻聲差ヘバ礙ヘラレナントスルハ知リタル者ナリと悔ひ、文法音韻等に拘束せられずして、巧みに和漢の方言俗語を使用して述べられたれば、當時にありては解し易き文字なりしならんも、今日に於いて、容易に解し難きの文字鈔からず、要するに、禪師は既に家系に於いて文學的趣味を受けしのみならず、我レ幼少ノ時外典等ヲ好ミ學シキ、夫レガノチ入宋傳法スルマデモ、内外ノ書籍ヲ開キ、方語ヲ通ズルマデモ、大切ノ用事、亦世間ノタメニモ尋常ナラザル事ナリ』として心を用ひられければ、教導の人となりては、文事に心を用ひることなかりしも、短句長篇、優に一家の風格を備へて、容易に他の摸倣すべからざる特色を現はせり。

第十一章 禪師の性格

禪師生涯の事業功績を概観したる吾人は、更に進んで、禪師は如何なる性格を有せしかに就て一瞥せざるべからず、蓋し宗教は傳道者の性格如何により、その教理の淺深、教導の巧拙以外に、大いなる勢力を有し、その感化影響

は遠く延いて後世に及び、遂に他の教派と相異なる一種の特徴を造るに至るものなれば、軽々に看過すべからざる也。殊に鎌倉時代の如く、高僧碩徳輩出せる時代に於いては、その特異なる性格を知るは最も必要にして、且つ興味ある問題ならずんばあらず。

吾人が禪師に就いて第一に感ずるは、最も謹嚴なるにあり。禪師は平素の談笑にも、一舉一動にも充分なる注意を以てしたり、されば威儀即佛法は禪師の實踐躬行せられたる所にして、袈裟の洗ひ、調食の注意、歩行の仕方より、睡眠洗面に至るまで周到懇切なる教訓を與へり、袈裟の洗ひやうを示して曰く、

袈裟ヲス、マズ淨桶ニイレテ、香湯ヲ百沸シテ袈裟ヲヒタシテオク、マクノ法、キヨキ灰水ヲ百沸シテ袈裟ヲヒタシテ湯ノヒヤ、カニナルヲマツ、イマハヨノツネニ灰湯ヲモチユル、灰湯コ、ニテハアクノユトイフ、灰湯サメヌレバキヨクスミタル湯ヲモテタビ、コレヲ浣洗スルアヒタ兩手ニイレテモミアラハス、タビ、コレヲ浣洗スルアヒタ兩手ニイレテ

モミアラハズ、フマス、アカノソコホリアフラノソコホルヲ期トス、ソノノチ沈香梅檀香等ヲ冷水ニ和シテコレヲアラフ、ソノノチ淨竿ニカケテホス、ミクホシテノチ摺襪シタカク安シテ燒香散華シテ、右邊數匝シテ禮拜シタマツル、アルヒハ三拜、アルヒハ六拜、アルヒハ九拜シテ胡跪合掌シテ袈裟ヲサ、ケ、クチニ偈ヲ誦シテノチ、タチテ如法ニ着シタマツルヘシ。『袈裟功德卷』

造食之時、須親自照顧自然精潔。取其淘米白水亦不虛棄。古來資瀝白水裏辨粥米水。納鍋丁留心護持。莫使老鼠等觸。誤並諸色。閑人見觸。調粥時菜。大打併。今日齋時所用飯羹等。盤桶并什物調度。精誠淨潔。洗濯彼此。可安高處。安干高處。可安低處。安干低處。高處高平。低處低平。挾杓等類。一切物色。一等打併。真心鑑物。輕手取放。然後理會。明日齋料。先擇米裏有蟲。綠豆糖塵砂石等。精誠擇了。……次擇菜羹物料。調辨隨庫司所打得物料。不論多少。不管麤細。唯是精誠辨備而已。切忌作色口說。料物多少。竟日通夜。物來在心。心歸在物。一等與佗精勤辨道。三更以前。管明曉事。三更以來。管做粥事。當日粥了。洗鍋蒸飯。調羹如法。

齋米典座莫離水架邊明眼親見不費一粒。如法淘汰納鍋燒火蒸飯。古云蒸飯。鍋頭爲自頭。淘米知水是身命。蒸了飯便收飯。糞裏乃收飯桶安。擡槃上調拌菜羹等。應當蒸飯時節。『典座教訓』

禪師は此の如く調食調羹の上に周到なる注意を拂ふとともに宗教的自覺を喚起したりその「物來在心」と云ひ「蒸飯鍋頭爲自頭淘米知水是身命」と云ふ禪師の眼より見れば一粒の米一莖の菜一滴の水は直に是れ無限の性命を有し深奥なる意義を示す大いなる教訓たりしなり。

禪師は既にかゝる意味を以て調食調羹を見たるを以て之を飲食するに當つても一層の嚴格なる規律と深奥なる注意を與へたりその垂示にかゝる『赴粥飯法』は即ち是れなりその一節に曰く、

凡一口之飯須三抄食。佛言食時不極小搏不極大搏。圓整而食。令粥頭直入口。不得遺落。不得齧片飯粒等落在淨巾上。如有遺落食在巾上。當押聚安一處。付與淨人。飯中如有未脫穀粒者。以手去穀而食。莫棄之。莫不脫喫。『赴粥飯法』
正意受食。平鉢受羹。飯羹俱食。當以次食……次作五觀。

- 一 計功多少量彼來處
- 二 付已德行全缺應供
- 三 防心離過貪等爲宗
- 四 正事良藥爲療形枯
- 五 爲成道故今受此食

更に轉じて洗面の教訓に就て見んに曰く、

兩手ニ面桶ノ湯ヲ掬シテ額ヨリ兩眉毛兩目鼻孔耳中顚頰アマネクアラフマツヨクヨク湯ヲスクヒケテシカウシテノチ摩沐スヘシ。涕唾鼻涕ヲ面桶ノ湯ニオトシイルルコトナカレカクハコトクアラフトキ湯ヲ無度ニツヒヤシテ面桶ノホカニモラシオトシテハヤクウシナフトナカレアカオチアブラソカウリヌルマテアラフナリ耳裏アラフヘシ。著水不得ナルカユエニ眼裏アラフヘシ。著沙不得ナルカユエニアルヒハ頭髮頂顚マテモアラフスナハチ威儀ナリ。『洗面卷』

吾人は此等の文を一讀して、摯實にして謙嚴なる一老僧を勞瘁の間に認め

ざるを得ず。

次に質朴高潔なる點に於ては、最も禪師の特色とする所なり、或時その徒懷
契に示して曰く、

眞實内徳ナフシテ人ニ貴ヒラルベカラズ、此ノ國ノ人ハ眞實ノ内徳ヲハ
知ラズシテ、外相ヲ以テ人ヲ貴トブホドニ、無道心ノ學人ハ即チ惡道ニヒ
キオトサレテ魔ノ眷屬トナルナリ、人ニ貴トヒラレンハ安キ事ナリ、中々
身ヲ捨テ世ヲソムク由ヲ以テナスハ、外相ハカリノ假令ナリ、只ナニトモ
ナク世間ノ人ノ様ニテ内心ヲ調ヘモテユカバ、是レ實ノ道心者ナリ、然ア
レハ古人ノ云ク、内チ空シフシテ外シタガフト云心ハ、内心ハ、我心ナフシ
テ、外相ハ他ニ隨ガヒモテユクナリ、我が身我が心ト云フ事ヲ一向ニ忘レ
テ、佛法ニ入テ佛法ノオキテニ任カセテ行シモテユケバ、内外トモニヨク、
今モ後モヨキナリ。『隨聞記』
學道ノ人ハ最モ貧ナルベシ、世人ヲ見ルニ財アル人ハマツ瞋恚耻辱ノ二
ツノ難定メテ來ルナリ、貧ラアレバ、人はヲ奪ヒ取ラント思フ、我ハ取ラレ

ジトスル時、瞋恚タチマチニ起ル、或ハ是ヲ論ジテ問答對決ニ及ビ、ツキニ
ハ闘諍合戦ヲイタス、カクノ如クノアヒタニ瞋恚モ起リ耻辱モ來ルナリ、
貧ニシテ食ラザル時ハ、先ヅ此ノ難ヲ免レテ安樂自在ナリ、證據眼前ナリ、
教文ヲ待ベカラズ、爾ノミナラズ、古聖先賢是ヲ謗リ、諸天佛皆ナ是ヲ耻カ
シム、然アルニ愚痴ナル人ハ財寶ヲ貯ヘ、ソコバクノ瞋恚ヲイダクコト、耻
辱ノ中ノ耻辱ナリ、貧シフシテ道ヲ思フハ、先賢古聖ノ仰グ所、諸佛諸祖ノ
喜ブ所、ロナリ、近來佛法ハ衰微シ、ユクコト、眼前ニアリ、予始チ建仁寺ニ入
リ、シ時見シト、後七八年過テ見シト、次第ニカハリ、ユクコトハ、寺ノ寮寮ニ
塗籠ヲオキ、各各器物ヲ持シ、美服ヲ好ミ、財物ヲ貯ヘ、放逸ノ言語ヲ好ミ、問
訊禮拜等ノ衰微スルコトヲ以テ思フニ、餘所モ推察セラル、ナリ、佛法者
ハ衣孟ノ外ニ財寶等ヲ一切持ベカラズ、ナニヲ置ンガ爲ニ塗籠ヲシツラ
フベキゾ、人ニカクスホドノ物ヲバモツベカラザルナリ、盜賊等ヲ怖ル、
故ニコソ、カクシ置ント思ヘ、捨テ持タザレバ還テヤスキナリ、人ヲバ殺ス
トモ人ニハ殺サレシト思フ時、コソ、身モ苦シク用心モセラルレ、人ハ我レ

ヲ殺ストモ我レハ報ヘジト思ヒ定メツレバ用心モセラレズ、盜賊モ愁ヘ
ラレザルナリ、時トシテ安樂ナラズト云フコトナシ。『隨聞記』

と、其の他、京洛附近の地を捨て、遠く越の山中に入り、一度鎌倉に赴くも半
歳にしてまた山に入り、今日歸山雲氣喜、愛山之愛甚、於初と云ひ、時頼の二千
石の寄附を受けざるのみならず、その徒玄明がその寄附を喜ぶを陋として
下山を命じ、更にその禪牀を毀ち、牀下の土をも捨てしめられたるが如き、ま
た後嵯峨上皇の勅賜の紫衣を空しく高閣に束ねて、身は黒衣の一道人とし
て身を了へたるが如き、他に多少の理由なきにあらざるも、抑また禪師の性
格の質朴高潔なるに由らすんばあらず。

既に謹嚴なり、既に質朴高潔なり、而して更に禪師の性格の特徴に數ふべき
ものあり、そは飽まで實行の人たりしにあり、蓋し、實行を重んずるは、宗教的
偉人に共通したる點なるも、禪師に於いて、殊にその甚だしきを見る、彼の『重
雲堂式』『典座教訓』『赴粥飯法』『行佛威儀』『行持等』の垂示は、言々句々實踐躬
行の教訓にして、殊に當時の佛教家が徒らに、教理の高遠を談じ、或は口業の

稱名等のみ盛んに行はれて、實踐躬行の相應せざるを責めたるが如き、畢竟
禪師が實行の人たりし證左と云はざるべからず、曰く、

大慈寰中禪師曰、說得一丈不如行取一尺、說得一尺不如行取一寸……コレ
ハ時人ノ行持オロソカニシテ、佛道ノ通達ヲワスレタルゴトクナルヲイ
マシムルニ似タリトイヘドモ、一丈ノ說ハ不是トニハアラズ、一尺ノ行ハ
一丈ノ說ヨリモ大功大リトイナリ、ナンツタ、丈尺ノ度量ノミナラン、
ハルカニ須彌ト芥子トノ論功モアルベキナリ。『行持』
文ヲミナカラ修スルミチニクヲキ、ソレ醫方ヲミル人ハ合藥ヲワスレン、
ナニノ益カアラン、口聲ヲヒマナクセル、春ノ田ノカヘルノ晝夜ニナクゴ
トシ、ツヒニ又益ナシ。『辨道話』

佛家ニハ教ノ殊劣ヲ對論スルコトナク、法ノ淺深ヲエラハス、タダシ修行
ノ眞偽ヲシルベシ。『辨道話』

また最後に吾人が禪師の特徴として見るべきは、他迄名利を嫌忌したるに
あり、蓋し名利を嫌忌するは宗教家の有すべき性格にして、殊にその偉人と

も目せらるゝ人は名利を遠けたるは論なきことの如きも更に深く考ふれば偉人それ自身に於いては名利に著することなきも教法を弘通する方便として一時之を利用するもの無きにあらず鎌倉時代に於ける榮西の如きは蓋しその人ならんか然るに禪師は此等の人と全然その主義を異にせり故に之に關する教訓はその著述の上到處に見出すことを得べし今左にその一二を擧げん、

名利ハ一頭ノ大賊ナリ。名利ヲオモクセバ名利ヲアハレムベシ。名利ヲアハレムトイフハ佛祖ニナリヌベキ身命ヲ名利ニマカセテヤブランメサルナリ。『行持』

古語ニ云フ倉ニヌム鼠ミ食ニ飢ヘ田ヲ耕ス牛草ニ飽カズト云心ハ食ノ中ニアリナガラ食ニウエ草ノ中ニ住シナガラ草ニ乏シ人モカクノゴトシ佛道ノ中ニ有リナガラ道ニカナハサルモノナリ名利希求ノ心止マサレバ一生安樂ナラザルナリ。『隨聞記』

山中の賊は破り易きも心中の賊は制し難し名利希求の念是れ實に求道者

に取りては實に頑強なる老賊なりそれ道は法界に遍し溪聲便ち是れ廣長舌山色清淨身にあらざるなきも猶ほ岐路に彷徨して一道の光明を認め得ざるは畢竟名利の老賊に誘惑せらるゝが故なり而して禪師は更に自己の實驗を述べて曰く、

我レ始テマサニ無常ニヨリテ聊カ道心ヲ發シ終ニ山門ヲ辭シテ遍ク諸方ヲ訪ヒ道ヲ修セシニ建仁寺ニ寓セシ中間正師ニアハズ善友ナキ故ニ迷テ邪念ヲ起シテ教道ノ師モ先ツ學問先達ニヒトシクシテヨキ人ト成リ國家ニシラレ天下ニ名譽セン事ヲ教訓スル故ニ教法等ヲ學スルニモ先ツ此ハ國ハ上古ハ賢者ニヒトシカラントヲ思ヒ大師等ニモ同シカラント思ヒキ因ニ高僧傳續高僧傳等ヲ披見シテ大唐ノ高僧佛法者ノ様子ヲ見シニ今ノ師ノオシヘノ如クニハアラズ亦我が起セルヤウナル心ハ皆經論傳記等ニハイトヒニクミゲリト思ヒシヨリヤウヤク道理ヲカシガフレバ名聞ヲ思フトモ當代下劣ノ人ニヨシト思ハレンヨリモ只上古ノ聖者向後ノ善人ヲハツベシヒトシカラントヲ思フトヒ此國ノ人

ヨリモ唐土天竺ノ先達高僧ヲハチテ彼ニヒトシカラント思フベシ乃至
諸天冥衆諸佛菩薩ニヒトシカラントコソ思フベケレド、コノ道理ヲ得テ
後ニハ此國ノ大師等ハ土瓦ノ如クニオホヘテ從來ノ身心皆アラタメキ、

〔正法眼藏隨聞記〕

要するに禪師は謹嚴質朴高潔にして實行を重んじ、他迄名利を嫌忌したる
人にして鎌倉時代に於ける高僧碩徳の中にも最も宗教改革家として適當
なる性格を有せしなりされば禪師は花よりも實に重きを置き文よりも質
を尊び外に大いならんよりは内に深からんを欲するの性格なれば之を花
木に譬へんか春風駘蕩の天旭日に匂ふ山櫻の艶麗なるにもあらず春雨絲
の如きの處侯伯の庭園に嬌態を呈する牡丹花にもあらず唯それ風饗雪虐
の中一株の老梅樹あり徐に春を喚起せんとする是れ禪師の面目か故に禪
師自ら贊して曰く

老梅樹老梅樹長養枝々葉々春
兀地一機歷々莊嚴三昧塵々

拄杖頭全無節目蒲團上有十方身
弄鳳毛而捉得天童鼻孔入虎穴而一笑大休口唇
住山頑石叢林陳人
老梅樹老梅樹何ぞそれ高潔なるや何ぞそれ剛健なるや老梅樹の一語千歳
の下真に人をして禪師の面目を髣髴せしむるに足る

第十二章 滅後の光榮

高風清韻越の山中に一株の老梅樹を以て任じたる禪師は滅後六百二年
を経て嘉永七年二月二十四日孝明天皇は特に勅書を永平寺に下したまひ
佛性傳東國師の諡號を贈りたまひ又二十五年を経て即ち滅後六百廿七年
にして明治十二年十一月二十二日今上皇帝は深く禪師の高徳を追崇して
更に承陽大師の徽號を加賜したまふ今兩度の勅書を左に掲ぐ

孝明天皇より國師號御宣下の勅書

勅吉祥山永平寺開基道元禪師本出華胄便入桑門重瞻照室夙表人天之師

一葦航海、遙求佛祖之道。禪慧圓淨、辭彼震且之雲。身心脫落、歸我日出之邦。觀有爲法、普濟萬物。以無礙慈、覺悟衆生。創興聖於城南、開吉祥於北越。玄化偏覆、芳聲遠播。九重延想、萬里契誠。相門降貴、武夫銷勇。盛哉妙機、大哉道徳。爾來瓜瓞綿綿、閱永平六百星霜。馨芳芬芬、薰楓宸一脈天風。緬懷厥人、豈無徽號。宜詮佛性傳東國師。

嘉永七年二月二十四日

今上天皇陛下より大師號御宣下の宣旨

佛性傳東國師

詮 承陽大師

大政大臣從一位三條實美奉

天皇
明治十二年十一月二十二日
御璽

かくて明治三十五年六百五十年忌を永平寺に修せらるゝや、承陽の勅額を

賜はれりと云ふ。あゝ禪師の道や高く、その徳や大なりと云ふべし。

第十三章 禪師の年譜

- 一 歳 (正治二年) 正月二日誕生す(太陽曆に推算すれば一月二十六日)紀元千八百六十年にして八十三代土御門天皇の御宇也。頼家壽福寺を建て、榮西を請す。
- 三 歳 (建仁二年) 十月二十日父通親薨す。此年頼家征夷大將軍に任せらる。
- 四 歳 (建仁三年) 李嶠百詠を讀む。
- 七 歳 (建永元年) 毛詩左傳を讀む。榮西東大寺の幹事となる。
- 八 歳 (承元元年) 母を喪ふ。母の遺言と香煙の上るを見て無常の念愈増し。出離求道の志を發す。
- 九 歳 (承元二年) 俱舍論を讀む。
- 十三 歳 (建暦二年) 此春家を出て、叡山に良觀法眼を訪ひ、また横川首楞

嚴院の般若谷の千光房に學ぶ、

十四歳 (建保元年)

四月九日天台の座主公圓僧正に就て薙髮し全十日苦
薩戒を受く、十一月興福寺の徒二萬人を率ゐる春日の神
木を奉じて宇治に到り官兵之を遇む

十五歳 (建保二年)

諸經論を涉獵して一大疑問を起し三井の公胤を訪ふ
て問ふも決せず、更に轉じて建仁寺に榮西を訪ふ、興福
寺の徒神木を奉じて京に入る、

十六歳 (建保三年)

榮西六月五日を以て鎌倉壽福寺に於て逝く、禪師明全
に依りて學ぶ、

十七歳 (建保四年)

猶ほ建仁寺に在りて學ぶ、閏六月廿日三井公胤寂す

十九歳 (建保六年)

猶ほ建仁寺に在りて學ぶ、孤雲懷奘出家す、

廿三歳 (貞應元年)

本年までに大藏經を閲覽すること二回、また明全に就
て受戒す、

廿四歳 (貞應二年)

二月明全に隨つて京を去り、三月筑前博多より綴を解

廿六歳 (嘉祿元年)

五月天童山如淨に見えて隨侍し、九月如淨より大戒を
稟受す、

廿八歳 (安貞元年)

此冬天童山を辭し歸朝す、

廿九歳 (安貞二年)

建仁寺に寓す、

三十一歳 (寛喜二年)

深草に閑居す、

三十二歳 (寛喜三年)

參問の道俗門に滿つ、『辨道話』を垂示す、

三十四歳 (天福元年)

深草の安養院より極樂寺の舊址に移り之を觀音導利
院と命名す、『廣詞般若波羅蜜』、『現成公案』を垂示す、

三十五歳 (文暦元年)

孤雲懷奘道元に謁す、

三十六歳 (嘉禎元年)

此冬僧堂建立を志し廣く施主を募る、

三十七歳 (嘉禎二年)

此秋觀音導利院の伽藍總て具備す、即ち命名して觀音
導利院興聖寶林寺と稱し、祝國開堂の大禮を擧ぐ、

三十九歳 (曆仁元年)

『一顆明珠』を垂示す、

四十歳 (延應元年) 『重雲堂式』即心是佛『洗面』洗淨を垂示す。

四十一歳 (仁治元年) 『禮拜得髓』溪聲山色『諸惡莫作』有時『袈裟功德』傳衣『山水經』を垂示す。

四十二歳 (仁治二年) 徹通義演寒巖來りて法を問ふ佛祖『副書』心不可得『後心不可得』古鏡『看經』佛性『行佛威儀』佛教『神通』を垂示す。

四十三歳 (仁治三年) 法燈禪師に菩薩戒を授く『大悟』坐禪箴『佛向上事』慈慶『海印三昧』授記『觀音』阿羅漢『柏樹子』光明『身心』學道『夢中說夢』道得『書餅』全機を垂示す。

四十四歳 (寛元元年) 此歳七月興聖寺の院事を義準に監せしめて越前に赴くその垂示は興聖寺在住中にかゝるものは『都樓』空華『古佛心』菩提薩埵四攝法『葛藤』にして越前に於いては『三界唯心』佛道『諸法實相』密語『佛經』無情說法『法性』洗面『面授』坐禪儀『梅華』十方『見佛』偏參

『眼睛』家常『龍吟』あり而してその月日詳ならざるを以て興聖寺に於いなりしや越前に於いてなりしや詳ならざるもの『説心説性』陀羅尼『辨道法』の三篇あり。

四十五歳 (寛元二年) 七月越前志比の莊内なる御藍の經を稍成り十八日進院し命名して傘松峰大佛寺と云ひ祝國開堂の法要を修す九月法堂僧堂落成し十一月一日傘松峰を改めて吉祥山と稱す『春秋』祖師西來意『優曇華』發無上心『發菩提心』如來全身『三昧王三昧』三十七品菩提分法『轉法輪』自證三昧『大修行』對大已法の垂示あり。

四十六歳 (寛元三年) 『虚空』益孟『安居』他心通『王索仙陀婆』の垂示あり。

四十七歳 (寛元四年) 六月十五日大佛寺を改めて永平寺と稱す垂示に『示庫院文』出家『知事清規』あり。

四十八歳 (寶治元年) 七月時頼特使を永平寺に遣し關東の化導を請ふ禪師

その請ひを容れて八月三日越前を發して鎌倉に到る。

四十九歳（寶治二年）二月下旬鎌倉を辭して永平寺に歸る。

五十歳（建長元年）『衆寮清規』を示す。

五十一歳（建長二年）後嵯峨上皇使を永平寺に遣はして紫衣を賜ふ。

五十四歳（建長五年）四大不調示滅の期近きにあるを知り、『八大人覺』を垂示す。七月十四日永平寺の法席を孤雲懷奘に譲り病を養ふ。八月五日病を養うために京師に向ひ、全廿八日遂に寂を示す。九月三日之を焼く。

第十四章 禪師の門下及びその教勢

禪師が如何にその後継者の教養に努められたるかは、既に前に述べたる所なるが、今其重なる者を擧げんに、懷奘、僧海、詮慧、了然、義介、寂圓、義演、義準、慧顯、懷鑑、慧雲、慧照、行玄、果雲、慧達、玄明、義尹、義存、義運、覺佛、道菴、圓智、經宗、普燈、佛僧、玉泉、寂光、覺妙、房、實智、房、示真、房、了義、比丘尼、慧信、比丘尼、了然、比丘尼等にして、中に就て嗣法の弟子としては、史傳の示す所に依れば、懷奘、詮慧、僧海、了然の

四人に過ぎず、他は懷奘に嗣き、或は徹通に嗣けり、左に嗣法の四人と及び最も深き關係ある隨徒に就てその畧傳を述べ、併せて禪師滅後の教勢を述べん。

懷奘 九條爲通の曾孫、黃門爲實の孫にして、初め横川圓能に依りて童子となり、廿一にして具戒を受け、止觀法相俱舍成實三論等を精究して、得る所なきに非ざりしも、一日忽然として歎じて曰く、大丈夫當に言を離れて自ら證すべし、安んぞ能く屑々として海に入つて沙を數へんやと、去りて多武峰の覺安に參問す、安は大日能忍の徒にして禪を宜揚したるもの、安の指示に隨ひ、得る所あり、これより更に去りて道元禪師を建仁寺に訪ひ、所證を擧す、禪師肯はず、辭して諸方に遊び、文曆元年再び禪師を深草に訪ひ、參問大に服する所あり、此より禪師の會下に留る、一日、禪師一毫衆穴を穿つ、因縁を擧するを聞き、言下に於て大悟し、獨り出で、禮拜す、禪師曰く、何の見る所かある、懷奘曰く、一毫を問はず如何なるか、是れ衆穴と、禪師微笑して之を印可す、嘉禎二年の冬、興聖寺の首座に充てらる（首座とは門人中の首位にありて教導するもの）、正法眼藏隨聞記に當

時のことを記して曰く、

嘉禎二年臘月除夜、始テ懷裝ヲ興聖寺ノ首座ニ請シテ、即小參ノ次、初テ乘拂ヲ首座ニ請、是興聖寺最初ノ首座ナリ、小參ノ趣ハ、宗門ノ佛法傳來ノ事ヲ舉揚也、初祖西來シテ少林ニ居シテ機ヲマチ、時ヲ期シテ面壁シテ坐セシニ、其年ノ窮臘ニ神光來參シキ、初祖最上乘ノ器ナリト知テ、接得シテ衣法共ニ相承傳來シテ、兒孫天下ニ流布シ、正法今日ニ弘通ス、當寺始テ首座ヲ請シ、今日乘拂ヲ行ハシム、衆ノ少キヲ憂ルヲ莫レ、身ノ初心ナルヲ願ル事莫レ、汾陽ハ僅ニ六七人、藥山ハ十衆ニ滿タザル也、然アレモ皆佛祖ノ道ヲ行シキ、是ヲ叢林ノサカンナルト云キ、見ズヤ、竹ノ聲ニ道ヲ悟リ、桃ノ花ニ心ヲ明メシ、竹豈利鈍アリ迷悟アラシヤ、花何淺深アリ賢愚アラシヤ、花ハ年年開クレトモ人皆得悟スルニ非ズ、竹ハ時々ニ響ケトモ聞者盡證道スルニ非ズ、唯久參修持ノ功ニヨリ、辨道勤勞ノ緣ヲ得テ悟道明心スル也、是竹ノ聲ノ獨リ利ナルニ非ズ、又花ノ色ノ殊ニフカキニ非ズ、竹ノ響妙ナリト云ヘトモ、自ラ鳴ラズ、瓦ノ縁ヲ待テ聲ヲ起ス、花ノ色、美ナリト云ヘト、

モ獨リ開クルニアラス、春風ヲ得テ花開クルナリ、學道ノ縁モ又ツクノトシ、此道ハ人人具足ナレドモ、道ヲ得コトハ衆縁ニヨル、人人利ナレトモ、道ヲ行スルコトハ衆力ヲ以テス、故ニ今徳ヲ一ツニシ、志ヲ專ラニシテ、參究尋覓スベシ、玉ハ琢磨ニ依テ器トナル、人ハ練磨ニ依テ仁トナル、何レノ玉カ初ヨリ光リアル、誰人が初心ヨリ利ナル、必シモ須ク是琢磨スベシ、自ラ卑下シテ學道ヲユルクスルコト莫レ、古人ノ云、光陰空クワタルコト莫レ、今間フ時光ハ惜ムニ依テトマルカ、惜メトモト、マラザルカ、須ク知ベシ、時光空クワタラズ、人空クワタル、時光イタヅラニ過ス事ナク、切ニ學道セヨトナリ、カクノゴトク參究同心ニスベシ、我ヒトリ舉揚スルモ容易ニスルニアラザレドモ、佛祖行道ノ儀ミナカクノゴトクナリ、如來ノ開示ニ隨テ得道スルモノ多ケレドモ、又阿難ニ依テ悟道スル人モアリキ、新首座非器ナリト卑下スルコト莫レ、洞山ノ麻三斤ヲ舉揚シテ同衆ニ示スベシト云テ、後チ再ビ鼓ヲ鳴シテ、首座乘拂ス、是興聖最初ノ乘拂ナリ、懷裝三十九ノ歳也。

と以て禪師が如何に懷焚を信任し、激勵して、教導補佐の任に當られしめたるかを知るに足る。禪師錫を永平寺に遷さるゝに及び、懷焚も亦た隨侍し、大に補佐に努め、禪師も懷焚を遇すること殊に厚かりしと云ふ、『傳光録』に曰く、

二代和尚(二代和尚は懷焚を指す)ノ垂示ヲキ、シニ曰ク、佛樹和尚(道元禪師の隨侍せられし明全を指す)ノ門人數輩アリシカドモ元師ヒトリ參徹ス、元和尙ノ門人マタオ、カリシカドモ、ツレヒトリ函丈ニ獨歩ス、ユヘニ人ノキカザルトコロヲキケルコトハアリトイヘドモ、他ノキケルトコロヲキカザルトコトナシ、和尚(道元)曰、ワガ命ヒサシカルベカラズ、汝チワレヨリヒサシク決定ワガ道ヲ弘通スベシ、ユヘニワレ汝ヲ法ノ爲ニ重クス、室中ノ禮アダカモ師匠ハ如シ云々

と、禪師が如何に懷焚に待つ所ありしかを知るべし、かくて、建長五年七月、禪師の永平寺を退くに及んで、その後を継ぎ、ますく、禪風を舉揚し、禪師の遺弟なる義介、寂圓、義演、義準等を教養して、その法を嗣がしめ、文永四年席を襲

介に譲り、弘安三年の夏より疾に罹り、同八月二十四日に至り、遂に化を他界に遷す、禪師の死を距ること二十八年。

詮慧 近江國の産、幼にして叡山に入り、頗る顯密の學に通じ、耆老碩學の間に推重せらる、偶道元禪師の宋より禪を傳へ、法席盛んなりと聞き、同學に謂つて曰く、頃、道元なるものあり、禪を異域に得ると、蓋し魔魅の邪徒ならんのみ、何んの長處かあらん、我れ當に其の種族を滅して、以て佛恩に報すべしと、錫を飛ばして深草に到る、時に道元禪師方に上堂し、提唱頗る高し、依りて之を傾聴するに、曲高うして容易に其旨を知ること能はず、乃ち誠を投して衣を更へ、參究大に得る所なり、後ち法を嗣ぎ、京都に永興寺を創して法席頗る盛んなりき。

了然 高麗國の産にして、幼より宋に入り、徑山(チンサン)の無準に參侍す、嘗て我國の事情を聞き、遊思頻りに動き、淳和七年、商船に投じて來り、京師關東を遊歴して、遂に東北地方に至り、羽黒山の麓に一禪院を創し、玉泉寺と云ふ、時に建長三年三月十八日なりき、偶北越に道元禪師あり、道業太だ高きを聞き、來りて

禪師に見え所解を呈して印可を得、玉泉に歸り禪を鼓吹し、頗る通俗の間に推重せられ、孤峰明の如き時に來りて教を請ひたりと云ふ。

僧海 その出生の地を詳にせず、幼にして道元禪師を興聖寺に訪ひ、道業頗る進み、禪師の左右に侍し、教導を輔佐したるも、不幸短命にして、逝く、臨終の偈に曰く、

二十七年古債未轉、蹈翻虛空、投獄如箭。

と、道元禪師、その忌辰に上堂して曰く、

一見老僧非舊面、生前未出一叢林、風寒葉落換頭腦、水沫爲身雲是心。

真にその全生涯を描き出したりと云ふべし。

以上の四人は禪師の嗣法の徒として、その禪風を舉揚したるものなるも、猶ほ看過すべからざるは、その法を嗣ぎたるにあらざるも、禪師に隨侍し、その感化指導を受けたるもの、義介、寂圓、義演、義準、義尹の徒あり、中にも義尹の如きは、たゞに禪師に隨侍したるのみならず、その法をも嗣續したりと云ふものすらあり、今左に此等の略傳を掲げん。

義介 越州足羽縣の人、大將軍利仁の後裔也、承久元年二月二日を以て生れ、十三歳にして波著寺の懷鑑に就て剃度し、叡山に登つて具戒を禀け、一心三觀を學び、更に楞嚴經を研究し、兼て淨業を修す、偶道元禪師の興聖寺に在つて禪風を舉揚するを聞き、往て之に參し、遂に衣を改めて參侍し、研鑽頗る進む、道元禪師の永平寺に錫を移さるゝや、また相隨侍し、典座ナシノカシム鑑寺等の職に居り、大に之を補佐す、蓋し典座鑑寺なるものは、教團生活を經營するには最も重要な職にして、有道者を充つるもの、義介がかかる職に任せらるゝ以て、その尋常一様の凡僧にあらざりしを知るべし、かくて道元禪師の入滅せらるゝや、その遺命に隨ひ、懷獎に隨侍す、一日懷獎の室に到つて曰く、某甲今日先師身心脱落の話を會得すと、懷獎曰く、如何か會すと、義介曰く、將に謂へり、胡鬚赤としかも更に赤鬚胡のあるありと、懷獎之を許し、且つ曰く、先師所得の處に於て其旨を會す、先師那伽定中必ず備がために證を作さんと、また曰く、佛法の中人を得ること最も難し、若し人を得ずんば佛種を斷滅するの罪を免れず、設ひ人を得るも、而もその器にあらざれば亦斯罪を免れず、此事先

聖の難しとする所、況んや今や吾今備を得て已に斯罪を免る、今日死すとも復た遺恨なしと猶ほまた囑するに永平の宗旨を建立せんことを以てす、懷奘が如何に義介を信任したるかを知るべし、而して義介は更に錫を飛はして宋に到らんと志し、正元元年海を渡りて天童に登り、且つ諸方の大山名刹を歴訪し、道力を研磨し、宋に居ること四年にして歸朝し、文永四年懷奘の後席を繼いで永平寺に住し、禪風大に興る時に加州の大乗寺の澄海アジヤリ阿闍梨、義介の道風を崇んで、特に來りて禪要を問ひ、遂に檀越藤家尙と謀りて大乗寺を擧げて義介に附し、教寺を改めて禪院となす、その徳化の隆盛なる想ふに餘りあり、かくて延慶二年八月二十四日より病に罹り、九月十四日化を他界に遷す、時に齡九十一歳なりき。

遺偈に曰く、

七類八倒九十一年、蘆花覆雪午夜月圓。

寂圓・宋國の産道元禪師の宋より歸るに際し、隨侍して來り、禪師の滅後懷奘に依りて研鑽し、大に得る所あり、一日懷奘の室に到つて曰く、如何なるか

是れ獅子吼の一言、懷奘曰く、更に外に出でず、寂圓曰く、甚麼として出でざる、懷奘曰く、百獸腦裂す、寂圓曰く、恁麼ならば太だ益なきに似たり、懷奘曰く、一箇も恩を承けざるなし、寂圓曰く、某甲百獸皆獅子吼をなすことを會得す、懷奘曰く、備作歴生か會す、寂圓曰く、萬曲は一弊、懷奘印して曰く、汝能く觀音入理の門に達すと、かくて道譽愈盛んなるに隨ひ、道を問ふもの多く、中に於て、野州刺史藤氏心を傾けて歸崇し、越前に於て、新に寶慶寺を建立して、請して開山第一世となす、寂圓寶慶寺に入るや、その境地の幽秀なるを見て、懐に契ひ、此所に錫を留めて接化を事とす、幾くもなくして、法を問ふもの踵を接して到る、しかも寂圓の家風峻嚴にして、些の人情を用ひざるを以て、その堂奥に入るもの稀れなり、曠に義雲に心印を許し、正安元年九月十三日寂を示す、義雲後に寂圓の眞像に贊せるあり、以てその人と爲りを知るに足る、その贊に曰く、

全相之妙通身之照。

奪得洞山頂上眼睛、透徹吉祥堂奥心要。

據於塵塵三昧座牀暢於刹刹常說曲調。

拈弄拂柄分殃及兒孫打雲打雨分好一場笑。

義演 その何れの所の人なるを知らず初め業を波著寺の懷鑑に受け後に道元禪師に謁して弟子の禮を執り大に得る所あり滅後孤雲に依りて提撕を受けて從來の疑團氷解しその法を嗣ぐ義介に次て永平寺に住し衆を統ぶること嚴整にして法席太だ熾なり後に報恩に閑居して世縁を謝し正和三年十月二十六日化を他界に遷す。

義準 初め義介義演と同じく懷鑑を師として學び尋いて叡山に登りて心を經論の研鑽に傾け後に道元禪師に興聖寺に於いて謁し服侍問法す道元禪師興聖寺を去りて越の山中に入らるゝや義準は留りて興聖寺の院事を統べ後永平寺に至りて記室を掌る一夜雪大に降る義準一偈を賦して道元禪師に呈す禪師その韻に依りて示して曰く、

訪道登高深雪夜可憐庭際沒腰時。

試看斷臂舊公案跳脫藤蛇幾箇知。

と禪師の滅後懷柴の提撕によりて大事を究明し某氏の永徳院を創立して請するに應し禪風を舉揚し遂にその終はる所を知らず。

義尹 顯徳帝の皇子にして母は贈左丞相藤範秀の女建保五年に誕生す幼にして佛乘を慕ひ叡山に登りて一心三觀の教を究め十六歳にして鉢盂受具し徧く講肆に歴遊して三藏の教理に心を潜む齡二十五偶道元禪師の禪風を興聖寺に鼓吹するを聞き之に參じて衣を更ふ道元禪師その俊邁なるを愛し側に侍して巾瓶を執らしめ且つ諭して曰く汝逸群の氣貌あり宜しく意を斯道に敦うすべし他日子が興教扶宗を期すと義尹益感激して修道に努む禪師永平寺に遷るに及びまた之に従ふ建長五年支那に遊び翌年歸朝す時に道元禪師既に寂滅の後なれば懷柴に就て菩薩戒を受け又徹通に隨うて參究す文永元年重ねて宋に入り首め無外遠に瑞巖に謁し次いて退耕寧に靈隱に虛堂愚に淨慈に參じまた廣く名山靈蹟を尋ね育王山に登つて佛塔を禮すること八萬八千拜天台の石橋に躋りて茶を五百羅漢に供し文永四年商船に駕して歸朝し筑前の聖福寺に寓し三歳を経て肥後に往き

て小保里に居す。時に素妙尼なるものあり。越前守小保里氏の母河尻左金吾源泰明の妹。全國宇土郡に禪刹を營構し、義尹を請す。三日山如來寺と云ふ。是れ義尹自ら釋迦彌陀樂師を彫刻して安置する故なり。建治二年、全國益城郡に於いて極樂寺を建立して、悲母のために冥福を祈る。全年また四方に告げて、緑川の流に一大橋梁を架して往來に便す。河尻左衛門佐源泰明の歸崇を受け、弘安六年一寺を建立して寶殿、法堂、庫院、丈室、三門等悉く完備す。義尹自ら釋迦文殊普賢の像を刻んで安置し、大梁山、大慈寺と稱す。蓋し大梁は緑川の橋梁に因み、大慈寺とは曾て明州に遊錫せし時、大慈山に到り、その境致を愛せしが、河尻の附近之に似たる故に名く、かくて道譽愈高く、龜山法皇は紫衣及び宸翰の額を賜ひ、陞せて官寺と爲す。四方道俗の歸崇日に太たしく、その徳を崇尙して敢て名云はず。只法皇長老と號す。永仁六年、席を斯道に譲り、老を如來寺に養ふ。一日、俄に徒衆を聚めて告げて曰く、吾將に歸らんとす。左右大に驚き、偈を留めんことを請ふ。乃ち書して曰く、

八十四年動靜得禪。末後一句威音以前。

と、委順として化を他界に遷す。時に正安二年八月二十一日なりき。

曾て自らその畫像に讚して曰く、

額皺眉霜頰本懷。百醜千拙具形骸。

手中一脚傳來尙。脚下低高好艸鞋。

他未識知圖老體。歷遠添筆豈按排。

永仁己亥季春月半日

如來禪寺義尹自書讚

因に記す。龜山法皇勅賜の額は、後に燒失し、今傳ふる所のものは、後奈良天皇の宸筆なりと云ふ。その繪旨に曰く、

九州肥後國大梁山勅賜大慈禪寺者、爲龜山禪定法皇之寂願。弘安元年御建立之靈蹟也。寺造成就之後、自書之賜額題。今之寺號是也。爾來人皆呼之謂肥後曹洞。抑開山寒巖義尹大和尚。則依爲彼仙院之皇胤。宗徒號法皇長老云云。當寺之重器酷超于他境。是以祝楓陸無疆之聖算。祈柳營有德之武宮。刹檀守護不入之威。而去永正庚辰之歲。干戈動邦内。災火播邊地。爲之殿堂樓閣過半。變灰燼。而勅額亦從之。妖孽斯何言耶。因茲有門派之一僧。來而仰伏。希再興。

之天許其志不淺而已故下哀筆裁六字。猶仍舊貫可觀者給命如此仍執違如件。

按辨官補任正五位上宣綱

享祿二年四月十九日

右中辨在判

當寺住持禪室

今更に進んで禪師滅後の教勢を述べんに、懷英は永平寺の法柄を執ると、十五年にして席を義介に譲り、義介後を襲うて化門を張るも、義演の徒は相欺ばず、義介は去つて大乘寺に入り、義演、永平寺の第四世となり、義介、義演の間自ら鴻溝を劃するに至る而して、その他の地方に於ては山城の興聖寺、振はす、證慧の開創になれる永興寺、また臨濟禪に歴せられて法席盛んならず、羽州の玉泉寺、義準の永徳院、道存の衆林寺、また多く記するに足らず、此間に於て法席盛んにして曹洞禪の旗幟を掲げて世の注目を引きたるは、大乘寺、寶慶寺、大慈寺のみなり、中に於て大慈寺は當時交通頻繁なる肥後川尻の地を占めて、寒巖、義尹の英邁の資と、その出處の高貴なると、肥後の一隅にありて、

他の拘束を受けざるによりて、法席常に盛んに世人目して、肥後曹洞と呼ぶに至るしか、當時の宗教界の大勢より見れば、多く稱するに足らず、禪の勢力としては、臨濟禪の大半にも匹敵するに足らざる状態にてありしなり、要するに、道元禪師の孤危嚴峻の禪風は、禪師滅して數十年間は、積極的に活動するの時代に入らずして、消極的に持續の時代にてありき。

* 寒巖義尹の世系に就ては、『菊池傳記』には、後鳥羽帝第三の皇子、母は附左大臣藤原範季の女重子、修明院とあり、また法系に就ては、或は道元に嗣ぐと云ひ、或は孤雲に嗣ぐと云ふも、『日本洞上聯燈錄』の著者秀恕は、寒巖の親筆なる仁叟淨熙明菴須結に付する嗣書に、道元懷英、義介、義尹とあるに徴し、義介に嗣法すと斷定す。

道元禪師傳終

附 錄

瑩山禪師傳

一 緒 言

春風秋雨六百年、道元禪師の法孫は天下に普く一萬四千の寺院、一千萬の檀信となり、曹洞宗として我國の佛教界に覇を争ふの隆盛を來たせし所以は、道元禪師が敦厚質實深くその根底を養ひたる餘光なるも、またその四世の孫たる瑩山禪師が能く時代の要求に應じ、人心の趨勢を察し、之を振起し、擴張し、一宗として確立するの基礎を鞏固ならしめたるに由らすんば、あらず、曹洞宗が道元禪師を高祖と稱し、瑩山禪師を太祖と稱して尊仰する故なきにあらず、茲に於て道元禪師を述べたる予は、附録として瑩山禪師傳を述べざるべからざるの必要を感ずるに至りぬ。

二 禪師の家庭及び出家

禪師は今を距ること六百三十六年前、人皇八十九代龜山天皇の御宇、文永五年戊辰十月八日、越前國多禰郡(今は廢郡に屬す)の豪族、其先は藤原氏越前柚山の城主、瓜生判官保卿の同族なる瓜生氏の産屋に、呱呱の聲を擧げぬ、是れ實に道元禪師滅後十六年にして、徹通義介永平寺の法柄を執れる翌年、元の怪傑忽必烈滿腔の野心を抱いて使を遣はし、時の執權北條時宗は、彼が肺肝を看破して之を逐ひ、今や我國は驟雨將に來らんと欲して、風樓に滿つるの秋なりき、傳へ云ふ、禪師の父母常に子なき憂へたりしが、殊に一朝、輪邊の薔花を看て、坐ろに世の無常を觀せしより、世嗣を得んと欲するの情ますく、熾んに、遂に多禰の觀音菩薩に祈誓し、日々普門品を讀誦すること三十三卷禮拜を行ふこと三百三十三返、一日も怠ることなかりしが、或夜菩薩の靈夢を感して、妊娠せりと、かくて、禪師は襁褓の中にある頃より他の兒童と異り、咿々々々の中にも、時々掌を合せて南無南無と唱へ、四五歳に至れば、遊戲にも石を積み、佛塔に擬へ、母に隨ひて普門品を誦し、諸の佛事を爲すを以て樂みこなせしが、六歳の頃、一日母に従ひて觀世音菩薩の像を禮拜し、菩薩の相好端

嚴微妙なるを仰ぎ瞻て、母に向ひて曰く、此菩薩は何處に住し、如何なる業をなし、如何なる功德まし、く、斯くは世人に尊敬せられたまふや、菩薩も亦た人なりや、將た人にてますますやと、母その問ひの凡ならざるに驚き、此の母も篤とは得知らぬことなれど、此の菩薩は能く諸の方所に應じて弘誓の深きこと海の如しとあれば、廣く經典の理を明らかめ善知識ならでは、能くその功德因縁なぞ説き明すこと難かるべし、されば、我等衆生は、只管に菩薩の大悲に歸命して、其の救済を仰ぐこそ大事なれど、慇懃に告げたることもありしと、以て、その聰明を知るに足る、後、郷校に就きて學びしが、俊聰英敏神童の聞え著しく、殊に佛經を讀誦し、三寶を敬ひ、脫塵の志を發し、遂に父母に請うて出家せんことを求む、固より、父母はその嗣續者としての希望ありたれば、再三之れを拒みたるに、遂に禪師は、一日父母に迫り、若し我に出家を許したまはずば、絶えて食を取らじと、かくて食を斷つこと三日に及びぬ、茲に於て、父母も、その志の堅きを知り、已むなく出家を許されければ、大に歡び、永平寺に登り、煖柴を拜して、弟子の禮を取りしと云ふ、時に後宇多天皇の建治

元年乙亥四月八日、禪師八歳なりき。願ふに、禪師は、信佛の家庭に於いて養育せられたるを以て、幼な心にも宗教的感化を受けたるべく、且つ越前地方は當時の曹洞禪の根據地、中心地にして、懷奘、寂圓、義介等の諸高僧盛んに禪風を擧揚し、その徳澤光輝は遠近の道俗に及びければ、此の内外の事情は、禪師を衝動すること太だしく、父母もその一家の後継者として希望を囑したれば、出家せしむることは、掌中の珠を失うの心地なりしならんも、禪師の志の堅固なるを、北條氏の威權旭日の如く、武士道の旺盛を極めたる時代とは云へ、僧侶の價値は時に王侯以外の王侯として社會の尊仰を得ること無きにあらざるを以て、父母も心を決して、懷奘禪師の下に送りたるものならん。

三 禪師の修學

春風胎蕩花笑ひ鳥謳うが如き暖かなる家庭を出て、嚴峻枯淡なる吉祥山頭の僧舎に入りたる禪師は、懷奘の提撕の下に六載の星霜を經、弘安三年

禪師十三歳の春二月十八日、大戒を受けて僧衆の列に入りしが、懷奘は常に禪師の俊聰を愛して曰く、此子後生なりと雖も、夙に大人の所作おれば、他日人天の導師となりて、大に吾宗を振ひ興すべしと、希望を囑せられしが、懷奘は既に老年にして、此歳疾に罹られ、遂に再びその起たざるを知るや、衆に告げて曰く、嗚呼我が病遂に癒えざらん、只憾むらくは、此子を撫育してその生涯を觀ること能はざるにありと、かくて、禪師の後事を法嗣義介に托し、八月二十四日、化を他界に遷されたり、これより禪師は、義介の指導の下に五年の星霜を送り、弘安八年に至り、義介の下を暫らく辞して、諸國歴遊の途に上りぬ、時に齡十八歳。

蓋し當時の宗教界は、舊佛教の勢力ますく、茲へ法然親鸞門下の教導は、漸次に平民の間に勢力を得、日蓮逝いて幾くならざるも、門下の豪僧は頗るその勢力を擴張し、臨濟禪は、道隆辨圓の徒に依りて、鎌倉に京都にその教線を張り加ふるに、時の執權北條時宗の祖元を迎へて、圓覺寺を建立して、内には心膽を修練し、外には國威を發揚するあり、曹洞禪に至りては、之を臨濟禪に